



2026 年 4 月 1 日

高松市議会議長 殿

氏名 太田 安由美

政務活動費収支報告書

高松市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条により、次のとおり令和 7 年度の交付に係る政務活動費の収支を報告します。

1 収入 1,200,000 円

2 支出 785,199 円

支出の内訳

(単位：円)

経費の区分	金 額	摘 要
研修費	295,600 円	内訳別紙の通り
広報費	486,199 円	内訳別紙の通り
資料購入費	3,400 円	内訳別紙の通り

3 残額 414,801 円

注

- 「経費の区分」欄には高松市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則別表の左欄に掲げる経費の区分を、「金額」欄には当該経費に充てた金額の総額を、「摘要」欄には当該経費の区分における支出の内訳について同表の右欄に掲げる費用ごとの金額を、それぞれ記入すること。
- この報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

政務活動費 全額内訳表

高松市議会議員 太田安由美

項 目	内 訳	金額 (円)	項 目	内 訳	金額 (円)
1 調査研究費	1 交通費		6 会議費	1 会場借上げ料	
	2 宿泊費			2 出席者負担金	
	3 委託料			3 会費	
	4 その他の費用			4 交通費	
2 研修費	1 会場借上げ料			5 宿泊費	
	2 講師謝金			6 その他の費用	
	3 出席者負担金	45,000	7 資料作成費	1 印刷製本費	
	4 会費			2 委託料	
	5 交通費	238,870		3 事務用品購入費	
	6 宿泊費	11,730		4 事務機器賃借料	
	7 その他の費用			5 その他の費用	
3 広報費	1 広報紙等印刷費	274,920	8 資料購入費	1 図書購入費	
	2 広報紙等送料	211,279		2 資料等購入費	3,400
	3 会場借上げ料			3 その他の費用	
	4 湯茶代		9 人件費	1 給料	
	5 その他の費用			2 賃金	
4 広報費	1 会場借上げ料			3 労働保険等保険料	
	2 印刷費			4 その他の費用	
	3 湯茶代		10 事務所費	1 賃借料	
	4 その他の費用			2 維持管理費	
5 要請・陳情活動費	1 交通費			3 備品購入費	
	2 宿泊費			4 事務用品購入費	
	3 その他の費用			5 事務機器賃借料	
				6 その他の費用	

金銭出納帳

年月日	情 要	収入金額(円)	支出			差引金額(円)
			金額(円)	内訳番号		
		1,200,000				1,200,000
R7.4.7	交通・宿泊パック(1/16-18)		56,000	2	5	1,144,000
R7.4.12	ニュースレター送料		10,684	3	2	1,133,316
R7.4.12	ニュースレター送料		4,030	3	2	1,129,286
R7.4.12	ニュースレター送料		15,168	3	2	1,114,118
R7.4.12	ニュースレター送料		22,694	3	2	1,091,424
R7.4.18	ニュースレター印刷代		66,730	3	1	1,024,694
R7.5.10	交通・宿泊パック(7/26-27)		49,500	2	5	975,194
R7.5.21	研修会参加費(7/26-27)		15,000	2	3	960,194
R7.7.17	ニュースレター送料		22,416	3	2	937,778
R7.7.17	ニュースレター送料		5,005	3	2	932,773
R7.7.18	ニュースレター送料		10,418	3	2	922,355
R7.7.18	ニュースレター送料		13,072	3	2	909,283
R7.7.18	ニュースレター印刷代		66,730	3	1	842,553
R7.7.27	テキスト代(7/27分科会)		1,800	8	2	840,753
R7.7.28	交通・宿泊パック(8/22-23)		30,800	2	5	809,953
R7.7.28	研修会参加費(8/23)		15,000	2	3	794,953
R7.8.7	研修会参加費(8/7)		5,000	2	3	789,953
R7.8.18	研修会交通費(8/20)		14,140	2	5	775,813
R7.8.20	研修会参加費(8/20)		5,000	2	3	770,813
R7.8.20	研修会宿泊費(8/20)		11,730	2	4	759,083
R7.8.23	交通費(8/23名古屋⇌金沢方面)		730	2	5	758,353
R7.8.14	研修会参加費(10/31-11/2)		5,000	2	3	753,353
R7.8.14	交通・宿泊パック(10/31-11/2:高松⇌羽田)		60,800	2	5	692,553
R7.10.15	交通費(10/31,11/2:東京⇌新潟)		18,180	2	5	674,373
R7.10.15	交通費(10/25,26:高松⇌京都)		17,900	2	5	656,473
R7.10.17	ニュースレター送料		4,950	3	2	651,523
R7.10.17	ニュースレター送料		22,272	3	2	629,251
R7.10.17	ニュースレター送料		14,928	3	2	614,323
R7.10.18	ニュースレター送料		10,388	3	2	603,935
R7.10.20	ニュースレター印刷代		66,730	3	1	537,205
R7.10.31	交通費(羽田⇌新潟)		520	2	5	536,685
R7.11.2	交通費(品川⇌羽田)		330	2	5	536,355
R7.11.2	テキスト代		1,800	8	2	534,555
R8.1.14	ニュースレター送料		4,990	3	2	529,565

金額出納帳

年月日	摘 要	収入金額(円)	支出			差引金額(円)
			金額(円)	内訳番号		
R8.1.14	ニュースレター送料		22,200	3	2	508,876
R8.1.14	ニュースレター送料		14,876	3	2	493,999
R8.1.14	ニュースレター送料		10,208	3	2	483,791
R8.1.17	ニュースレター印刷代		88,730	3	1	414,801
計		1,200,000	785,188			414,801

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 3	領収書総額	15,000 円
使途内容	7/26,27 第67回自治体学校in東京 参加費	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	15,000 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			

2025年05月21日

領収書

太田 安由美 様

「第67回自治体学校in東京」参加費
太田 安由美様 参加分
(お申し込みID: 102)

合計 ￥ 15,000円 (非課税)

第67回自治体学校実行委員会
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階
自治体問題研究所内
TEL : 03-3235-5941
FAX : 03-3235-5933

内容	単価	数量	税率	小計
第67回自治体学校in東京	¥15,000	1	非課税	¥15,000
			合計 (非課税)	¥15,000

(注) 当実行委員会は任意団体であり、インボイス番号はございません。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	49,500 円
使途内容	7/26,27 自治体学校in東京参加のための交通・宿泊 バック	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	49,500 円
備 考	朝食は含まれていない		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書

発行 No.JJP0001304256

表示日: 2025年05月10日

下記、正に領収いたしました。

宛 名 太田 安由美 様

金額 10%対象
¥49,500 — 内消費税額 ¥4,500
※但し、航空券代・宿泊代等として(クレジットカード決済)

予約番号 JJP3AMNXCF

旅行期間 2025年07月26日 ~ 2025年07月27日

決済日 2025年05月10日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

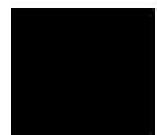


株式会社リクルート

〒100-6540

東京都千代田区丸の内1-0-2グランドフロント東京9F

登録番号: TS010001149426



政務活動記録票

年 月 日	2025 年 7 月 26～27 日
場 所	・ 日本教育会会館一ツ橋ホール （東京都千代田区一ツ橋-6-2） ・ 明治大学駿河台キャンパスリパティタワー （東京都千代田区神田駿河台 1-1）
相 手 方	自治体問題研究所

第 67 回 自治体学校 in 東京

【核廃絶と平和・共存に向けた自治体の役割】 自治体問題研究所 理事長 中山 徹
2025 年 7 月 26 日 13:00～

2015 年 安保法制

「一定の条件のもとで集団的自衛権の行使は認められる」

2022 年 安保三文書の改定 安保法制の実質化、敵基地攻撃能力の保有、防衛費の増加

南西諸島における自衛隊基地の新設（2016年以降）

駐屯地等の新設	新設年	主な駐屯部隊	隊員数	面積	備考
与那国駐屯地	2016年	陸自与那国沿岸監視隊（2016） 空自第53警戒隊の一部（2022） 陸自電子戦部隊（2024）	約150人	28ha	
宮古島駐屯地	2019年	陸自宮古警備部隊（2019） 陸自地対空ミサイル部隊（2020） 陸自地対艦ミサイル部隊（2020） （新編予定）陸自電子戦部隊	約700人	19ha	陸自制被爆併設（弾薬庫を含む）
奄美駐屯地	2019年	陸自奄美警備部隊（2019） 陸自地対空ミサイル部隊（2019） 陸自電子戦部隊（2022）	約500人	30ha	
瀬戸内分屯地	2019年	陸自地対艦ミサイル部隊（2019）	約210人	40ha	奄美駐屯地に付属
石垣駐屯地	2023年	陸自八重山警備隊（2023） 陸自地対艦ミサイル部隊（2023） 陸自地対空ミサイル部隊（2023）	約570人	47ha	訓練用地として20ha拡張予定

出所：防衛省『令和6年版防衛白書』などを参考に筆者作成

・馬毛島…島全体を使って基地を整備中

一野生のシカがいる。一カ所に集める計画

・佐賀駐屯地

オスプレイ 17 機、ヘリコプター50 機（現在は木更津空港にオスプレイが暫定配置されている。）

・呉・複合防衛拠点の整備

日本呉製鉄所跡地、防災拠点及び部隊の活動基盤（庁舎、燃料タンクなど）

・特定利用空港・港湾の指定

平時は自衛隊が訓練で利用し、有事の際は部隊展開に使用。それに必要な整備を実施（滑走路の延長など）

2025 年 4 月の指定では、道路も対象になった（室蘭ほか）

・土地利用規制法

防衛上の理由で、注視区域・特別注視区域にある土地・建物の所有状況や利用状況を調査し、機能阻害行為に対して警告・命令することができる。

・戦争を想定した避難計画の作成

有事に備え、沖縄県先島諸島 5 市町村（宮古島市、石垣市、竹富町、与那国町、多良間村）の住民約 12 万人の九州、山口県への避難計画（2025 年 3 月）を発表

検討したんは、避難先、避難方法、要配慮者の避難手順、収容施設、避難者の健康管理、通信設備の提供等

12 万人の避難が 6 日で完了する予定

沖縄本島には 130 万人が暮らしているが、県外避難は不可能

沖縄有事の際、九州や山口は安全なのか？

机上の空論、食糧の提供、ホテルからの提供と弁当業者、小売店と連携した提供に加え、金銭を支給し「避難住民の好みに合わせ付近の飲食店で食事をとれるようにする案」も検討対象

2026 年には実動訓練も予定

特定臨時避難施設（避難シェルター）の整備

県外避難が完了するまでに 6 日必要、その期間地域で避難できる場所を確保する必要あり
公共施設等の地下に設置

特定臨時避難施設の整備状況

	想定施設	平時の用途	2025 年度の予定
宮古島市	新設する体育館の地下	駐車場	工事着手
石垣市	新設する防災公園の地下	駐車場	実施設計、工事着手
竹富町	新設する分庁舎の地下	未定	基本設計
与那国町	新設する複合庁舎の地下	駐車場、会議室	実施設計
多良間村	新設施設（内容未定）の地下	未定	基本設計

出所：防衛庁「特定臨時避難施設の整備について」より筆者作成

整備の補助金は補助率 90%！

●米軍と自衛隊の一体化、新たな軍事ブロックの形成

- ・「日米共同声明」：日米同盟の最大の変化のひとつ
- ・統合作戦司令部の設置（2025 年 3 月）
- ・在日米軍：在日米軍の統合軍司令部設置に向けた動き（2025 年 3 月）
- ・オーストラリア：アメリカに次ぐ強固な関係
- ・インド：日印共同訓練
- ・フィリピン：ACSA の交渉に入ることに合意

●能動的サイバー防御法（2025）

- ・政府に対して、平時からネット上の情報を監視し、攻撃の兆候を察知した際は、攻撃元のサーバーに侵入し、無害化するための権限を付与→先制攻撃とみなされる

●軍事産業の育成

- ・武器輸出三原則：三地域には武器を輸出しない、それ以外の地域には輸出を慎む
- ・防衛装備移転三原則（2014）：国際共同開発、武器の輸出を認める、ただし武器の輸出は 5 類型のみ（救難、輸送等）、ライセンス生産品はアメリカで部品のみ
- ・運用指針見直し（2023）：ライセンス生産品、アメリカのみ、殺傷能力のある完成品を可、パトリオットミサイル輸出
- ・運用指針見直し（2024）：日英伊が共同開発している戦闘機の第三国への輸出を可
- ・防衛装備庁：安全保障技術研究推進制度（2015）
- ・兵器開発等に応用可能な基礎研究を推進するため、大学や民間企業に防衛施設庁が研究費を助成するもの

●国民監視体制の強化

(1)通信の秘密に対する侵害

- ・秘密保護法（2013）：日本の案門保障に関する情報のうち特に秘密にすることが必要であるものを「特定秘密」として指定
- ・経済秘密保護法（2024）

行政が「重要経済安保情報」を指定

(2)地方自治法改正 地方自治の形骸化

- ・地方自治法改正（2024）：国の自治体に対する「指示」を明記
- ・「指示」は憲法の精神、国と自治は対等に反するため、限定的に運用
- ・地方制度調査会では「非平時」と呼び、「自然災害」「感染症」「武力攻撃」の 3 類型を想定
- ・今回の改正は「武力攻撃」を念頭に置いた改正
- ・戦時体制を作るためには地方自治が障害になる（国にとって）

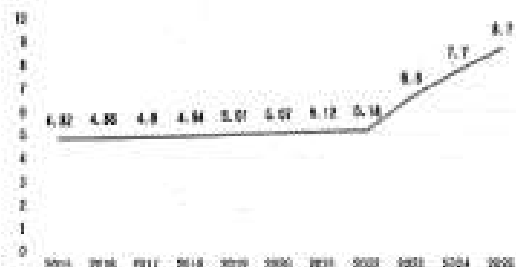
(3)刑事デジタル法（刑事訴訟法）改正（2025）

- ・事業者に「提供命令」「秘密保持命令」
- ・情報を収集したことを当該市民に通知すべき 4 はないか？

(4)日本学術会議法改正（2025）

- ・学問の自由に対する介入
- ・大学を軍事研究に誘導する仕組み
- ・日本学術会議法 削除された前文
- ・軍事的安全保障研究に関する声明（2017）

図4-2 防衛予算の推移（当初予算、兆円）



●防衛予算の急増

- ・防衛力整備計画
- ・2027 年度、防衛費を対 GDP 比 2%
- ・防衛予算に建設国債を充当

4343 億円（2023 年）

5117 億円（2024 年）

7148 億円（2025 年）

- ・防衛財源確保法（2023）：
防衛力強化資金を創設
- ・歳出改革：医療、教育予算の削減

日本はこれまで、防衛関係費には国債を充てないということを一貫して貫いてきた

→2023 年、4343 億円、2024 年 5117 億円（建設費）

戦争できる国づくりの到達点と憲法の現状状況

	従来の政策、主張	現在の政策、主張
集団的自衛権	集団的自衛権は行使できない	安保法制：一定の条件の下で集団的自衛権の行使が可能（2015）
能力不保持	自衛隊は専守防衛かつ必要最低限	安保三文書：陸基地攻撃能力を保有できる（2022） 南西諸島のミサイル基地化 特定利用空港・港湾の指定（2024）：民間空港・港湾の軍事利用
土地利用規制	公共の福祉の観点からの規制	土地利用規制法（2021）：防衛的観点からの土地利用規制
恒久平和	平和のうちに生存する権利	有事の際の避難計画作成（2022） 避難シミュレーターの整備（2024）
自衛隊と米軍の関係	自衛隊の自立	統合作戦司令部設置（2025）：在日米軍との一体化 防衛サイバー部隊法（2025）：アメリカのサイバー部隊の一環
武器輸出	武器輸出三原則：原則として武器は輸出できない	防衛装備移転三原則（2014）：戦間接の輸出が可能（2021）
軍事研究	大学は軍事研究にかかわらない	安全保障技術研究推進制度（2016）：防衛装備庁が大学向けに研究費助成
地方自治	国と自治体は対等平等	地方自治法改正（2025）：国の指示権を明記。国と自治体が主従関係
通信の秘密	表現の自由、通信の秘密を保障	刑事デジタル法改正（2025）：監視等によるデジタル情報の収集をより容易に
経済活動の規制	公共の福祉の観点からの規制	特殊物資保護法（2025）：防衛的観点からの規制
学問の自由	政府は学問に介入しない	日本学術会議法改正（2025）：政府が学術会議の人事等に介入
防衛費の増額	GDP比1%以内 防衛費を国債で確保しない	GDP比2%（2022） 建設国債を防衛費に充当（2023）

20～30 年前では考えられないことが、とてつもないスピードで進んでいる。

●防衛費 3.5%もしくは5%

- ・アメリカ国防省次官、日本の防衛費を GDP 比 3.5%まで上げるように要求
- ・アメリカ国防省、日本を含むアジアの同盟国は防衛費を GDP 比 5%まで上げる必要があると表明
- ・アメリカが日本の防衛費増額を要求するのは、アメリカの軍事費を日本に肩代わりさせるためと、アメリカ産の兵器を買わせるため→日本の安全保障のためではない
- ・2025 年度予算、防衛関係費は 8.4 兆円（予算全体の 7.3%）
- ・20 兆円を消費税の値上げで確保しようとする と税率は 18%
- ・歳出削減で確保する場合、防衛関係費を除き、一律 25%程度のカット（教育費や地方交付税の削減…?）

●非核三原則の見直し

- ・非核三原則から核共有へ
- ・非核三原則（1967）
- ・その後、アメリカの核持ち込みが様々な資料から判明
- ・核共有：NATO で導入された考え
- ・被団協ノーベル賞受賞の一方で、日本の各共有が次の目標

●自治体の役割：国の政策から地域、市民生活を守る

- ・地域の平和・安全が、市民生活、地域経済の大前提、戦争できる国づくりと、市民生活の向上、地域経済の発展は両立しない
- ・自治体は国が進める戦争できる国づくりから地域と市民を守る者になるべき
- ・かつての革新自治体が実施したように
- ・沖縄をはじめとするいくつかの自治体が頑張っているように
- ・自治体が政府に協力しなければ、戦争できる国づくりは実現できない
- ・国を変えつつ、自治体も変える
- ・特定利用空港・港湾の指定、管理者の同意が必要
- ・沖縄の指定は3箇所
- ・那覇空港の管理者は国、石垣港は石垣市が管理者、平良港は宮古島市が管理者
- ・県内 13 空港のうち、12 空港は県が管理
- ・県内 41 港湾のうち、39 港湾は県が管理者もしくは県が入った管理組合が管理
- ・沖縄県の同意がなければ、特定利用空港・港湾の整備ができない（沖縄県が同意を拒否している！→香川県はあっさり同意した。民意は示されているのか??）

●核廃絶、平和共存を進める条例の制定

- ・「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」
- ・「市内での核兵器の製造、保有、持込み及び使用に協力しない」と書かれ、藤沢市版非核三原則、長崎県時津町も同じ
- ・「宝塚市核兵器廃絶平和推進基本条例」
- ・「核兵器の実験等が行われた場合は、当該実験等に対する反対の旨の意見を表明する」、苫小牧市、時津町も同じ
- ・「中野区における平和行政の基本に関する条例」「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」
- ・「中野区平和基金」「三鷹市平和基金」を設置
- ・「(沖縄県)西原町平和条例」では「西原町平和事業推進委員会」を設置
- ・「我孫子市平和事業推進条例」では「我孫子市平和事業推進市民会議」を設置
- ・「倉敷市国際平和交流の推進に関する条例」では「市は、国際平和交流を推進するため、市民参加の機会の提供に努めるものとする」「市は、国際平和交流を推進するため、関係団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するように努めるものとする」
- ・気仙沼市
- ・広島市

●自治体版非核三原則の実施 非核神戸方式

- ・神戸市議会で「核搭載艦船の神戸港入港拒否決議」が全会一致で可決（1975年）
- ・神戸港に入港する外国の艦船には「非核証明書」の発行を依頼し、それがあれば神戸市は入港を許可する
- ・非核証明書が発行されない場合は入港を許可しない
- ・核保有国であるフランス、インドの艦船は非核証明書を示し入港
- ・アメリカの艦船は2025年2月まで一度も入港を申請せず、神戸港には入港していない
- ・アメリカは核の搭載について「あり」「なし」を明言しないため
- ・2025年3月24日、アメリカの艦船「ウォーリア」(掃海艦)が非核証明書を発行しないまま入港
- ・神戸市は、外務省などから「核兵器を搭載していない」との確認が取れたため、証明書なしでも入港を認めた
- ・苫小牧市非核平和都市条例（2002年4月）

●名簿提供取りやめ

- ・自衛隊への名簿提供を取りやめる自治体が出てきている

●地域外交

- ・「沖縄県地域外交基本方針」(2024年3月)
- ・沖縄の持続的発展には、「地域が平和であることが大前提」、政府に対して平和的な外交による問題解決を求めると同時に、沖縄県として地域の緊張緩和を目指した国際活動を展開
- ・「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点」等を目指す
- ・平和・地域外交推進課を設置
- ・業務は、平和行政の企画・推進、日本国憲法の普及、地域外交の企画・推進、外国の自治体との連携・協力等

●自治体が協力しなければ戦争できる国づくりはできない！

- ・地域で基地建設に反対する市民の運動などが急速に広がっている
- ・自治体がそれらの市民運動と連携して

■記念講演 ■■■さん(被団協)

■各地報告(リレートーク)

- ①東京のまち壊し
- ②会計年度任用職員の雇止めとの闘いとこれから
- ③持続可能な能登に向けた復興の課題

…

7月27日(日)

10:00～

分科会6 自治体民営化のゆくえ ―公共の変質と再生 ■■■さん

これまでの業務委託…単体業務、1年単位

民営化＝私法と公法の狭間にある制度、経済界が政府と一体化して進めてきた制度

規制緩和：業務を限定して民間に運営を任せる。＝保育園の民営化など

特区：国家戦略特区制度(加計学園獣医学部など)

※施設建設を営利企業に任せる＝PFI、職員は非正規・派遣になる

「NPO活動、ボランティア活動、多様な主体 新しい公共空間」本来公共が担うべき仕事を無償及び超低賃金で任せることになる。法律上のきちんとした条件で雇うべき。

◎指定地域行動活動団体制度(最新の地方自治法改正)

高齢者の見守りや子どもの居場所づくりといった地域課題に取り組む住民団体を市町村が

指定し支援 ⇒ NPO の列に入る

市場化テスト 公は情報公開が絶対、営利企業は情報を出さない

物的経費は公営でも民営でもほぼ一緒

公営では考える必要のない利益配当や役員報酬を民営では考えなければならない。

そのためには人件費を抑えるしか方法がない。

民営化が進むと、消費購買力・所得税収が減少、利益は本社へ入っていく。東京一極集中。

非正規労働者が増える。

■PFI (Private Finance Initiative)

①財政難のもとでも施設建設推進

②自治体の関与と住民の立場の後退（仕様発注から性能発注へ）

③自治体と大企業との癒着のおそれ（長期間契約の莫大な利）

④事故等の損失の負担

⑤結局は経費負担増大

PFI をめぐっては多くの事故や撤退などが起こっている

仙台松森 PFI 天井崩落事故、福岡タラソ撤退、北九州ひびきコンテナターミナル経営破綻、名古屋港イタリア村負債 170 億など…

仙台松森 PFI 天井崩落事故最終報告書「この事故は PFI が原因で起こったものではない。

しかし、もう少し行政が関与すれば事故防げたかもしれない」

・自治体には契約期間の行政負担の追加（物価高騰などによる）が盛り込まれている

2013 年法改正「PPP/PFI の抜本改正に向けたアクションプラン」

①運営権の活用

②附帯収益事業（合築型／併設型）

③公的財産の有効活用

20140325 朝日新聞社説「PFI 推進 安易な道に流れるな」

■愛知県西尾市 公共施設のほとんどを PFI に

→反対運動の激化（市民だけでなく職員も）

→市長選、市議選で慎重派が当選

→PFI の見直し、企業に多数の訴訟を起こされるも、請求棄却判決

PFI を採用しない場合は理由を説明しなければならない（法律で決まっている）

世田谷区は本庁舎整備を PFI を使っていない、採用しない理由も公表している

- ①庁舎の配置や構成は設計者の提案を受け最終的に決定することとするなど、設計を進めるなかで決定すべき与条件が多く残されていること
- ②社会情勢の変化によるレイアウト変更や災害時の対応など、柔軟な対応が求められ、要求事項の変更が想定されること
- ③設計・施工の各段階で、事業の公開性を確保し、区民、区議会、区の意向をきめ細かく反映させることが求められること
- ④本事業の立地条件では、多くの余剰床は確保できず、収益事業等、民間ノウハウの活用範囲は限定的となること

2018 年 PFI 法改正

■会計検査院 PFI 報告書（2021 年）⇒各自治体の監査委員で検証すべきではないか

- ・一部の PFI 事業で、PFI 事業の選定期間の金利行政が割引率に十分に反映されておらず、高めに設定されていた結果として、VFM が大きく算定され、PFI 方式の経済的な優位性が高く評価されていた可能性
- ・サービス購入型の PFI 事業で、VFM ガイドラインの趣旨が各府省等において十分に理解されていないことなどにより、PSC と PFI 事業の LCC について、競争効果の反映の有無の点で算定条件が不一致
- ・サービス購入型の PFI 事業で、同種の債務不履行が繰り返し発生しているものがあつた。独立採算型の PFI 事業で、SPC 等の財務状況が悪化しているものや、公共施設を十分に利用できていない状態が継続しているものがあつた

2022 年 PFI 法改正

- ①期間途中での変更拡大
- ②民間資金等活用資金推進機構の活動延長

■公の施設の指定管理者制度

公の施設：住民の福祉を増進する目的

指定管理者制度の問題：住民サービス低下、癒着、雇用問題 問題は広がっている

2010 年総務省自治行政局長通達：「幅広く地方公共団体の自主性に委ねる」「公共サービスの水準の確保という要請」「住民の安全確保に十分に配慮」「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働上演への適切な配慮」

⇒総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の概要（2022）

■地方独立行政法人

- ・自治体の窓口業務を地方独立行政法人に任せることができる
- ・足立区戸籍課 外部委託契約

⇒プライバシー侵害の危険、地方自治法第2条14項・15条違反、戸籍法違反、労働者派遣法違反第24条の2違反の是正指導

- ・しかし、窓口業務の地方独立行政法人化は広がっていない（泉佐野市、名護市のみ）

■各分野の動向

①保育

②学童

③介護

④体育施設

⑤都市公園・再開発事業と公有地活用 都市公園法

樹木の管理は役所の仕事、経費の掛かる仕事。民間企業に任せる＝コスト削減の為に樹木を伐採する。収益第一。

⑥図書館

13県の14図書館が直営に戻している

茨城県守谷市…2019年度から直営に戻す、民間企業委託では経費削減を優先して専門知識を持つスタッフ確保困難

⑦学校給食

⑧公立病院

⑨試験研究機関

⑩公共交通

⑪窓口業務

⑫包括外部委託

■自治体の公共サービス民営化を考える視点

①地域住民の願いは公務・公共サービスの充実（自治体労働者も同様）

・専門性・科学性 ・人権保障と法令順守 ・実質的平等性 ・民主性 ・安定性が必要

②世界の動向

「The Future is Public（未来は公共にあり）国際会議」

2017 年公共サービス最高詠歌の成功事例 835 件

★激しい公務員バッシングの日本：コロナ禍でも公務労働・公共の破壊が露呈された
公共性を回復する世論喚起の手がかりに世界の動きを

補助金の為、民営化や PFI に飛びつくのは仕方ないことではない。公共サービスを公共の
まままで継続して、住民の福祉を向上させていくことが必要。

....

午後の部

●地域図書館の廃館の是非を問う住民投票を求めて

東京都清瀬市

4 つの図書館 ⇒ 2 つに統廃合

統廃合とは大々的には言わずに、バブコメ済：0 件。

2024 年

5 月 市民団体、市民説明会を要望

7 月 市民説明会

8 月 超党派による懇談会合

「住民投票で夢のある図書館を創るきよせの会」立ち上げ

9 月 学習会

10 月 住民投票についての学習会

11 月 条例制定請求代表者証明書交付申請

12 月 市選管に署名簿提出

1 月 市選管での審査終了

2 月 臨時議会 市長が意見書を付けて「図書館の設置に関する住民投票条例」上程

(市長は意見書を読み上げず) 賛成 7 人、反対 12 人 住民投票実施は認められず

⇒図書館の役割は何か？市民と自治体はどうしたら協働できるのか？

●西予市立病院などの指定管理者制度導入

西予市 人口 31,866 名 (2025.6.1)、5 町が合併

・2023 年 2 月突然、「公益社団法人 地域医療振興協会」を受託先とする指定管理者制度
導入を発表 (2 病院、1 介護施設)

・公立病院医療提供体制確保支援事業 (2021 年に国が創設)

・他の病院での指定管理者制度の事例で役所への職種変更や退職事例、病院会計上には載らない損失である（ 氏）

・地域住民にとってよりよい病院・施設ではなく、「地域医療振興協会」の経営が優先

・2024年選挙、反対派が多数になる ⇒ 臨時議会でひっくり返る

〈今後の課題〉

・野村病院の後の医療 ⇒ 無床診療所へ移行

・西予市民病院の新体制

・分限免職される職員の処遇

この問題から見たこと

・合併自治体の財政難（合併自体に無理があった）

・地域で働く医師不足

・公立病院医療提供体制確保支援事業

●PFI活用による目黒区民センター見直しの「中止」にいたる経過と問題点

・2021年 新たな目黒区民センター基本構想

目黒区民センター、区民センター公園、下目黒小学校、目黒区美術館を一体整備

・核施設の専有面積が現状の4分の1になることが明らかに

・公共部分を縮小し、民間部分を拡大

・今年1月 目黒区民センター入札不調

・目黒区ゼロカーボンシティを宣言 ⇒ 区長公用車に年間1000万円以上（区長を待つ間アイドリングストップするため年間5トンのCO2排出）

・「学校統合推進課」がある

・区の職員も、おかしいと思いながらも仕事だからやっている人もいる。住民運動で変えていければ。

…

●会場からの質疑応答

・彦根市議会

市長は公共施設の統廃合を進めている。児童館30年で老朽化を理由に廃館に。

・目黒区議会

保育園の給食調理業務民間委託、契約解除できるのか？

給食業者ではなく、清掃業者が落札

40～50分も給食の配達が遅れる、食材も焦げている

⇒契約解除は可能

・豊橋アリーナ

⇒諦める必要はない。まだまだ住民運動としてやれることはある。

・千葉県野田市

保育、学童、清掃、老人ホーム等全面委託

12園あった直営保育所が3園にまで減少

⇒3園踏みとどまっているのは、市職労の運動の成果

・高知市

課題、情報共有／消防の広域化

緊急防災対策債使うなら消防の広域化…県でひとつの消防本部を目指している（高知県知事）

⇒県内の消防出動件数や救急搬送時間などを統計として示す。

⇒一般県民への理解、広域化した場合の課題のイメージが湧くような説明

・京都府亀岡市

給食センター、火葬場、文化ホールなどの計画が急浮上

予算措置が平準化できるというのが市の言い分

⇒起債・基金で公共施設を整備するのがオーソドックスな方法。

⇒国の選挙対策で様々なメニューや補助金を付けるようになって地方がそれに乗るケースが増えた。

⇒自分たちの街に必要なものが何か？を考えることが必要

・渋谷区

民営化のトップランナー 庁舎だけではなく、宮下公園の Park-PFI で三井不動産の収入源になっている。

新庁舎は区民の利便性にはつながっていない。

・京都市

給食 選択制⇒全員給食制

巨大給食センターの整備が決定

偽装請負になってはいけない

学校の栄養教諭がセンターの栄養士に指導

・江戸川区

Park-PFI の導入

公園の「子ども広場」にアルコールを提供する店が設置された

サウディング調査をやるということは公表されても、結果は共有されない

民営との話し合いが出来上がってから区民に知らされる

・市民が集う場所は住民自治の根幹である。

・社会教育施設（公共施設）は憲法に基づいた権利

〈まとめ・感想〉

会計検査院 PFI 報告書（2021 年）を各自治体の監査委員会がチェックしなければならないのではないかという提言は、議会の中で指摘していこうと思う。2 日間を通じて、政府の進めたい政策に従うのが自治ではなく、住民の意見を聞き（賛成でも反対でも）、議会の中で徹底的に議論を交わし、国に対して意見することこそが自治なのだと改めて感じる事ができた。今の高松市議会において徹底討議ができているかと言えば、自分自身も含め、まだまだである。決して執行部の追認機関になるのではなく、住民の言葉を代弁する者として、責任を持ち、本当に民間委託や指定管理や PFI が必要なのか、住民にとって福祉の向上につながるのか、深いところまで議論しなければならない。また、そのためには資料請求や、調査研究能力の向上が求められる。

また、1 日目、戦後 80 年の夏に、被団協の ■■■ さんの被爆体験を聞いたことには大きな意味があったと思う。

地方自治のあるべき姿を考えることができた 2 日間であった。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 3	領収書総額	15,000 円
使途内容	8/23 第16回生活保護問題議員研修会	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	15,000 円

領 収 証

2025年7月28日

太田 安由美 様

以下のとおり、領収いたしました。

¥15,000

但し、第16回生活保護問題議員研修会について

- 研修参加費として（資料代を含む）

89

生活保護問題対策全国会議

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内
代表幹事 尾藤廣喜

全国公的扶助研究会

東京都文京区白山1-13-7 アクア白山ビル5階
会長 中村健

（研修会事務局）

〒530-0047大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所 弁護士

電話 06-6363-3310/seihokaigi@gmail.co.jp

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	30,800 円
使途内容	8/22 自治振興セミナー（名古屋） 8/23 生活保護問題議員研修会 参加のための交通・宿泊バック	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	30,800 円
備 考	朝食は含まれていない。		

(領収書等貼付欄)



日本旅行
NIPPON TRAVEL AGENCY

領収証

No.7751-250048383-001
発行日 2025年07月28日
OC番号 31249645520250822

ご氏名 高松市議会議員 太田安由美

様

¥ 30,800 -

ただし 08月22日出発 名古屋方面 JR・宿泊セットプラン代金として(宿泊集
設名:ヴィアイン名古屋新幹線口)

消費税10%対象合計 30,800 円

支払金額合計: ¥30,800 -

内訳: クレジットカード ¥30,800 -

株式会社日本旅行
Web事務局

登録番号: T1010401023408

本証は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	33,020 円
使途内容	①8/20,21 全国政策研究会参加のための交通費 ②9/23 生活保護問題議員研修会（名古屋⇄金城ふ頭往復電車代） ③10/1～15/2 公約発表 参加のための交通費 計24,000円	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	33,020 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

①

領 収 書
Receipt
領収年月日 2025.8.18 登録番号: T1470001002014
金 額 ¥14,140 (消費税等込み) 税10%

上記金額額かに領収いたしました
購入商品 J R東武有明
(30346.5枚)
四国旅客鉄道株式会社
高松MN-3発行 00347-02

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

(高松⇄吹田)

②

領 収 書
ご利用日付 2025年8月23日
時刻 08:41
取引内容 乗車券購入
領収金額 金720円
領票番号 90378

この領収書は大切に保管してください。
無効ありません。
名古屋駅 004発行
名古屋駅乗車券係

③

領 収 書
Receipt
領収年月日 2025.10.15 登録番号: T1470001002014
金 額 ¥18,160 (消費税等込み) 税10%

上記金額額かに領収いたしました
購入商品 J R東武有明
(10981.4枚)
四国旅客鉄道株式会社
高松MN-3発行 20982-01

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

(東京⇄新潟往復)

地域から変える
生活保護を
あたりまえの
権利に

2025年8月23日(土) 午前10時～午後4時40分

場所：ポートメッセなごや・コンベンションセンター3階(コンベンションホール A)

名古屋駅からあおなみ線で「金城ふ頭駅」(24分)・徒歩4分 <https://portmesse.com/access/traffic>

研修会タイムテーブル

※研修会のより詳しい内容は、こちらの URL 又は QR コードから HP をご確認ください。

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-518.html>



10:00 11:30 12:30 13:30 14:00 14:30 14:40 15:40 16:00 16:30 16:40 17:00 18:00

記念 講演 1	基調 報告	昼 食	報告 1	報告 2	休 憩	記念 講演 2	報告 3	取組み の交流	ま と め	交 流 会
------------	----------	--------	---------	---------	--------	------------	---------	------------	-------------	-------------

交流会

※希望者のみ・事前申込制(参加費1,000円)

軽食とソフトドリンクをご用意し、各地から参加された方々の交流会を行います。

参加のお申し込み

- 定員 200名
- 参加費 1万5,000円(資料1冊付き) ※地方議員以外の方も参加いただけます
キャンセル料=8月16日以降 1万円 8月20日以降 1万5,000円
- 資料のみ追加購入 1冊1,000円
- お弁当 1,500円(お茶付き)(8月12日以降のキャンセルはご遠慮ください)
- 交流会(希望者のみ・事前申込制) 参加費1,000円(軽食・ソフトドリンク付き)
- 問合せ先 seihokaigi@gmail.com
- 参加のお申し込み(締切:8月10日まで) 下記のURL 又はQRコードから入力フォームに入力してください。

参加申し込み QR コード



<https://pro.form-mailer.jp/fms/4b23d49b312726>

共催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

10:00～11:30 記念講演 1

データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響

生活保護は全国共通の制度ですが、自治体ごとに運用や保護動向には大きな違いがあります。本講演では、全国の行政資料を分析し、地域ごとの特徴をデータで可視化。地方自治体の制度運用の実態を掘り下げ公平な制度運用のための議会質問の視点を示します。

講師：桜井 啓太（さくらい けいた）さん 立命館大学産業社会学部准教授。地方自治体職員、名古屋市立大学准教授を経て、現職。著書に「子育て罰」（共著、光文社新書）、「自立支援」の社会保障を問う―生活保護・最低賃金・ワーキングプア」（法律文化社）など。

11:30～12:30 基調報告

保護基準の引上げと生活保護の最大限活用で住民の暮らしを守る～生活保護の最新情勢から

コメや野菜の急騰の中、生活保護基準は、ここ10年来大幅な引下げが続き、2025年度は、わずか月500円アップにとどまりました。利用者は厳しい生活を強いられ、その数も減少し続けています。いのちのとりで裁判の最高裁判決が本年7月までに見込まれる今、生活保護をめぐる最新情勢を整理し国と自治体行政の役割を考えます。

講師：吉永 純（よしなが あつし）さん 花岡大学教授。全国公的扶助研究会会長。福祉事務所 24 年、生活保護ケースワーカー等 12 年半の現場経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

13:30～14:00 報告 1

自治体の不適切な運用をなくす～議員活動に期待すること

「生活保護は権利です」と広報されますが、本当に権利になっているでしょうか。一部の自治体だけでなく、制度の利用を不当に阻まれ、自治体に相談することすら諦めたりしている実態が後を絶ちません。生活保護を本当の権利にするために、違法・不適切な制度運用を是正しなければなりません。議会活動に役立つ視座を提供します。

講師：田川英信（たがわ ひでのぶ）さん 社会福祉士。東京・世田谷区で生活保護のケースワーカー・査察指導員を歴任。実務経験を活かし、生活保護を本当の権利にするために各種相談会で活動中。生活保護問題対策全国会議事務局次長。

14:00～14:30 報告 2

自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！

生活保護での自動車の保有・利用は厳しく制限されているため、地方で生活保護を利用する上での高いハードルになっています。しかし、三重県鈴鹿市での裁判や様々な運動により、保有が認められた自動車の利用については大規模緩和を勝ち取ることができました。この経過を振り返り、残された課題改善の道筋を考えます。

講師：太田伸二（おおた しんじ）さん 弁護士。日弁連貧困問題対策本部事務局次長、東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長。山形県庁でケースワーカーを経験。生活保護の自動車保有問題を争う、鈴鹿市事件の代理人。

14:40～15:40 記念講演 2

ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿

現在の生活扶助改定方式には生存を維持する「絶対水準」を覆い込むリスクがあり、また、住宅扶助基準も地域の実態家賃が保障されているとは言えない状況です。制度の歴史に詳しく、新マーケット・バスケット方式やエンゲル方式での検討にも取り組んだ第一線の研究者から、歴史と現状を踏まえ、あるべき姿を示唆していただきます。

講師：岩永理恵（いわたが りえ）さん 日本女子大学教授。東京都立大学で博士課程修了（社会福祉学）。2005 年に神奈川県立保健福祉大学、2015 年から日本女子大学、2023 年から現職。著書に、「生活保護は最低生活をどう構想したか——保護基準と実施要領の歴史分析」、「生活保護と貧困対策」など。

15:40～16:00 報告 3

いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告

2013年からの史上最大の生活保護基準引下げの違法性を問う「いのちのとりで裁判」。行政訴訟としては異例の勝訴率の中、春の高裁判決ラッシュを受けて本年7月までに最高裁判決の言い渡しが見込まれます。原告の声とともに最新の状況をご報告します。

講師：小久保哲郎（こくぼ てつろう）さん 弁護士。生活保護問題対策全国会議・いのちのとりで裁判全国アクション事務局長。大阪弁護士会貧困・生活再建問題対策本部本部長代行。ホームレス問題への取り組みを契機に生活困窮者、生活保護利用者に関する法律相談や裁判に取り組んできた。

16:00～16:30 取組みの交流

地方議会での意見書採択等の取り組み交流

生活保障法の制定、生活保護基準引上げ、夏季加算の創設、エアコン設置費助成など、国政マターである課題について、地方でどのように取り組むか。意見書採択運動や地方での生活保護行政改善に向けた取組みについて、地方議員の方々の経験交流を行います。

16:30～16:40 まとめ

講師：尾藤 廣喜（びとう ひろき）さん 弁護士。生活保護問題対策全国会議代表幹事。1970年厚生省入省。1975年京都弁護士会に登録後、数々の生活保護裁判を勝利に導いてきた。日弁連・貧困問題対策本部副本部長。

政務活動記録票

年 月 日	2025 年 8 月 23 日 (土)
場 所	ポートメッセなごやコンベンションセンター（名古屋市港区金城ふ頭 2 丁目 2）
相 手 方	生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

第 16 回 生活保護問題議員研修会

「地域から変える 生活保護を当たり前の権利に」

【記念講演 1】

桜井啓太さん「データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響」

2013 年～生活保護基準の引き下げ（三段階の引き下げ）、当時は CW として勤務
⇒かなり強引だと感じていた。その後、研究者となる。

◎生活保護行政の自治体間格差

- ・生活保護制度は法定受託事務としてその実施運用には画一性が求められるが、実際の運用は実施機関（自治体、福祉事務所）に裁量が委ねられていることもあり、実態として運用の自治体間格差がある。（同じ「生活保護手帳」を使っているのに運用が異なる）
- ・この生活保護行政の運用格差に注目しているのが「生活保護情報グループ」であり、生活保護情報グループの活動を通じて地域格差／自治体間格差について考える。

<https://public.tableau.com/app/profile/seiho.info.group/vizzes>（生活保護情報グループ）

◎生活保護は国家責任による生存権保障の制度

生活保護法 第 1 条

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする

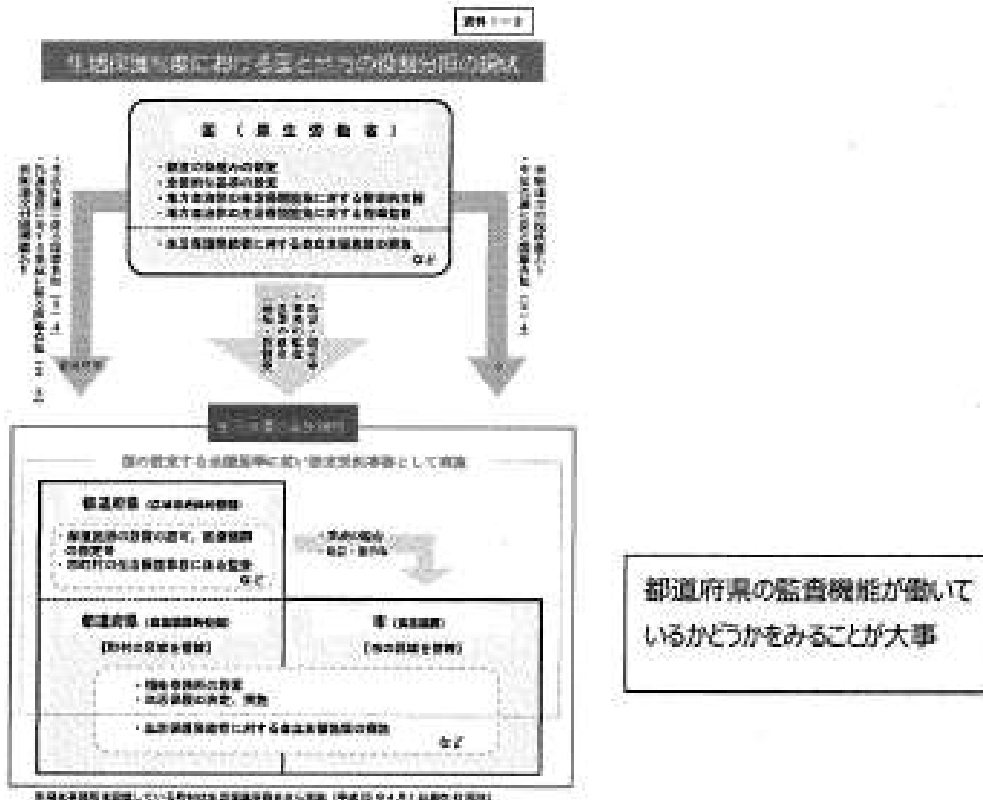
・国の役割

①制度枠組・基準の制定、②財政支援（国庫負担、交付税、補助金）、③指導監督

・地方の役割

国の設定した枠組・基準に従い、事務を実施

⇒ 地方自治体（住む地域）の「運用差」が大きい



図出所：平成 25 年 9 月 9 日 通制制のあり方研究会(第 6 回会合)資料 1-3

- ・生活保護受給率が上がることをよくないこととする風潮があるが、貧困率とセットで見えていく必要がある。貧困率が上がれば生活保護受給率が上がるのは、望ましい状態。
- ・貧困率が上がっているのに、生活保護を受給できていない人が多いのは、制度が機能できていない状態とも捉えることができる。

◎生活保護行政のチェック機能

「赤の女王効果」

- ・国家（専横）の支配はつねに強まり続けるため、それを制御する社会の力もより強力に鍛え上げなければならない

「専横が生まれるのは、社会が国家の政策や行動に影響をおよぼす力をもたないときだ。いくら憲法が民主的な選挙や協議を定めていても、社会が立ち上がり、政治に積極的に関与しない限り、法令だけではリヴァイアサンの応答性を高め、説明責任を促し、足枷をはめるには不十分だ。したがって憲法の効力は、一般市民が、必要とあれば非制度的手段をとってでも憲法を擁護し、憲法の約束することを国家に要求できるかどうかによって決まる」

- ・組織内／間のチェック

監査（都道府県・厚生労働省による指導監査、その他）→おそらく機能不全をきたしている

・個人からの権利救済・不服申し立て

審査請求、行政訴訟、国家賠償訴訟

→裁判闘争の意義（個別の事例から全体へ）。

→逆（全体から個別）は？

◎生活保護行政の民主化

「面」から「点」へのアクション

情報の非対称性は権力の基盤となる。生活保護行政の運用に関する基本的なデータの多くが公開されていない。情報を可視化することによって、よりオープンな議論を行うことを目指す必要がある。そういった議論を行う場は、国会、地方議会、行政内部、市民団体、SNS などさまざまである。

▷点から面へ

生活保護行政においては、争訟等を通じた「点」から「面」へと展開していく運動は非常に重要である。

▷面から点へ

それらの運動に合わせて、自治体間格差の可視化によって、「面」から「点」へ向かっていくアクションをより活性化していく。

◎生活保護情報グループについて

生活保護情報グループとは、生活保護の現場経験者と研究者などから構成される有志の自主的研究グループである。主に X (Twitter) などの SNS を利用して、生活保護の運用実態などの情報発信を行っている。

エアコン扶助の支給格差、都道府県別大学進学率の可視化など

・制度が変わって、すぐ対応する自治体と、なかなか対応しない自治体とがある。

◎群馬県桐生市問題

・2023 年 11 月

50 歳代の受給者男性に対し、市側は毎日ハローワークへ通うことを条件に 1 日 1000 円ずつ支給している事案が告発される。男性は本来の生活扶助費（月額約 7 万円）の半額以下の 3 万円程度しか受け取れず、残額は市が保管するなどの違法対応が発覚（個別事案を元にした一点突破型アプローチ）

・2023 年 11 月末

生活保護情報グループで群馬県内の保護率の過去 10 年の推移を SNS で公表。桐生市では、2011 年をピークに生活保護受給者数が半減（2011 年度 1163 人→2022 年度 547 人）（面から点へのアプローチ）

・全国調査団の発足

現場での支援活動に根差した告発（点）と、統計指標や行政運用に着目した問題提示（面）が契機となり、違法・不適切な行政運用が明らかになりはじめる。

◎暴かれる桐生市の数々の違法・不適切運用の疑い（一例）

・仕送り収入のカラ認定疑い…1 円単位の仕送り収入

- ・却下・廃止の異常な多さ…全国平均と比較して極端に高い却下・廃止率
- ・通院移送費の認定件数の少なさ…必要な医療へのアクセスが制限されている可能性
(出されたタクシー代も 2400 円／年という非常に低額なもの)

◎桐生市生活保護行政の主な特徴

- 1) 保護の開始を絞る（生活保護の「入口」を厳しくする手法）
 - ・桐生市の保護開始率は全国平均（約 87.6%）に比べて極端に低く、最低で 47.6%（2018 年度）に留まる。
 - ・警察 OB を多数配置し、相談・申請者の面接に同席。委縮効果を狙った運用が行われていた。
 - ・境界層却下の多用：親族からの「仕送り収入」を仮装し、本来保護対象となる高齢世帯を却下。
- 2) 保護からの締め出し（生活保護の「出口」を強制的に促す手法）
 - ・廃止件数の 40%以上が辞退届を徴収された事例（2014 年）。
 - ・施設入所を利用した廃止：全国平均（2.1%）に対し、桐生市では 20.3%（2022 年）。
 - ・預貯金や実態のない仕送り収入を認定して保護廃止。
- 3) 受給者に対する過剰な管理（いやがらせ）
 - ・日々のハローワーク通所、家計簿作成の強制を条件に保護費を分割支給
 - ・被保護者への過剰な心理的負担を与え、生活保護を「恥」と感じさせる運用
- 4) 2012 年度からの急減
 - ・生活保護パッシング時期と重なる

◎このような行政運用は桐生市だけなのか？

⇒生きることはできないが、不適切運用の自治体はあったのではないかな。

◎前史としての北九州市の連続餓死・自死事件

- ・2005 年 1 月：八幡東餓死事件
 - 67 歳男性が 5 回生活保護を申請するも却下され、餓死に至る。
- ・2006 年 5 月：門司餓死事件
 - 56 歳男性が申請書交付を拒否され、栄養失調で死亡。ミイラ化した状態で発見された。
- ・2007 年 6 月：小倉北自死事件
 - 61 歳男性が生活保護廃止後に再申請を拒否され、5 日後に自死。
- ・2007 年 7 月：小倉北餓死事件
 - 52 歳男性が就労指導圧力を受け保護を辞退後、栄養失調で餓死。「オニギリ食いたい」の日記が残されていた。

⇒問題発覚後、北九州市の生活保護受給率は大きく伸びている

◎ケース 1：保護率増減マップが示す実態

- ・このマップは、全国の自治体における生活保護受給率の増減を可視化したものである。桐生市と同様

に保護率が著しく減少している地域が複数存在し、生活保護行政の運用に自治体間格差があることを示唆している。これは、個別の問題が構造的な課題として全国に広がっている可能性を指摘している。⇒web 公開されている

・マップを活用した調査の好事例

第42回：あなたの町は何色？ 市民の手で福祉行政を修復するために。正しい生活保護率増減マップの歩き方（小林美穂子） | マガジン9

<https://maga9.jp/241002-2/>

◎ケース2：却下率

・生活保護は申請主義。却下率は、申請が却下された率。

・面接相談実件数と、申請ケース数の差をみることも大事！

・例）2020年、鉈田市面接相談件数は191件、申請ケース数57件、開始ケース数38件、却下ケース数16件で却下率は28.1%である。相談に来た人の140人ほどは申請につながっていないことになる。逆に、却下されたのは、定められた基準に満たなかったということで単純に却下率だけで議論することはできない。

◎ケース3：法定期限内処理

・生活保護の申請は、原則として申請日から14日以内（最長30日以内）に決定されなければならない。しかし、この法定期限を超過するケースが散見される。

・期限内の処理は、困窮者が必要な支援を迅速に受けるために不可欠であり、自治体の適切な行政運用が強く求められる。

★生活保護法施行事務監査資料で、詳細を知ることができる（県への情報公開請求）

◎ケース4：自動車保有容認

・生活保護受給者は原則として自動車の保有が認められていない。自動車は資産とみなされ、生活に不可欠でないと判断されるため。

⇒例外的な自動車保有の条件

・地理的条件: 公共交通機関が著しく不便な地域に居住している場合。

・就労条件: 自動車がなければ就労が著しく困難であり、就労によって収入が見込まれる場合。

・疾病・障害: 身体状況により、公共交通機関の利用が困難な場合。

⇒これらの条件は国の実施要領に基づくが、実際には各自治体・福祉事務所の判断基準や運用方法には幅があり、地域間での格差が生じている。

・自治体によっては、就労意欲のある受給者に対する自動車保有の容認に積極的なところがある一方で、非常に厳格に解釈し、生活の機会を奪っているケースも見受けられる。この運用格差は、生活保護受給者の社会参加や自立支援に直接的な影響を及ぼしている。

※自動車保有についても、監査資料で確認できる。

◎ケース5：通院移送費

・生活保護制度では、受給者が医療機関を受診する際に必要となる交通費（通院移送費）が原則として支給される。これは、病気や怪我の治療を適切に受け、健康を維持するために不可欠な費用として認められている。

・しかし、この通院移送費の認定基準や運用が、自治体によって大きく異なる実態がある。

⇒桐生市の通院移送費の年間支給総額（2022年度）

2,400円 ※桐生市2022年度被保護人員542人

・自治体によっては、通院移送費の存在自体を利用者に知らせなかったり、そもそも通院の必要性を厳しく審査したりすることで、結果的に必要な医療を受けられない状況に陥るケースが見られる。この運用格差は、受給者の健康と生活の質に直接的な影響を及ぼしている。

・「生活保護のしおり」は自治体によって異なるので、チェックが必要

◎ケース6：扶養照会率

・生活保護申請時、自治体が親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹など）に扶養の可否を問い合わせる「扶養義務照会」が行われることがある。

・生活保護法第4条（保護の補足性）

第四条 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

・この扶養照会は、厳密には、保護の要件ではないが、申請をためらわせる大きな障壁となることが多い。

・自治体によってこの「扶養照会率」には大きな差があり、厳しい運用を行う地域では、本当に支援が必要な人々が申請を諦めてしまうケースが見られる。この運用格差は、生活保護へのアクセスに直接的な影響を与える。

・扶養義務履行が期待できない者の判断基準

生活保護の申請において、親族からの扶養義務履行が期待できないと判断されるケース（以下の具体的な判断）基準が設けられている。

- ・扶養義務者が高齢（概ね70歳以上）であり、援助が期待できないため
- ・児童あるいは未成年の学生、主たる生計維持者ではない非稼働者であり、援助が期待できないため
- ・扶養義務者が長期入院中、社会福祉施設入所者等であるため
- ・DV（夫からの暴力）を受けたり虐待等の経緯がある世帯のため
- ・扶養義務者が生活保護受給中のため
- ・扶養義務者と一定程度（例えば10年程度）音信不通であるため
- ・扶養義務者に借金を重ねているため
- ・扶養義務者と相続をめぐり対立しているため
- ・扶養義務者から縁を切られ、著しい関係不良に陥っているため

上記に相当すると考えられる場合は、可能性調査の段階で扶養義務履行が期待できないとして取り扱って良いとされている。

◎生活保護を遠ざける 5つの要因

- ・資産（保有預貯金） 開始時手持ち金の問題（低すぎる）
- ・資産（自動車） 自動車の保有が生活保護の利用を制限する
- ・扶養調査 家族への扶養調査が生活保護の申請を躊躇させる
- ・スティグマ 生活保護利用に対する社会的偏見
- ・窓口運用 違法・不適切な水際作戦など

◎原因と「克服」

- ・制度を変える

生活保護制度自体の改革、資産要件の緩和や申請手続きの簡素化など。少なくとも資産価値の少ない自動車保有の容認（利用はもちろん）、開始時手持ち金の容認額の大幅増、扶養調査の撤廃をしなければならない。

- ・福祉事務所を変える（行政の監視機能を強める）

福祉事務所の運営方法や対応を改善する。市民（支援者、実務家、地方議員、マスメディアたち）の地道な活動（住民自治）こちらを地道にひとつひとつ変えていくしかない。

- ・（社会の）意識・価値観を変える

生活保護に対する社会的スティグマを減らし、セーフティネットとしての重要性を広く認識させる必要があります。スティグマは、制度利用者が増えれば少しは弱まっていくので、スティグマ除去と制度利用は両輪で。

【基調報告】

吉永純さん「保護基準の引き上げと生活保護の最大活用で住民の暮らしを守る～生活保護の最新情勢から」

1）市民と生活保護世帯の苦難

①物価高騰と厳しさ増す市民生活

- ・随意契約米の効果に陰り
- ・飲食料品・外食、値上げ4千品目超 今年は最大2万品目の可能性

賃金、年金は？

- ・実質賃金、3年連続マイナス 物価の上昇率が3.2%と高い水準
- ・2025年5月の実質賃金、5カ月連続マイナス 2023年9月以来の低い水準

②生活困窮者の苦難

- ・困窮子育て家庭の苦難（2025年キッズドア調査）

・物価高を理由に抑えている子どものための費用として最も多く挙げられたのは「衣服や靴の費用」（89%）であり、全体の約9割が選択した。体の成長に合わせた衣服や靴を用意できていないことが懸念される。

・所得が低い家庭ほど子どもへの悪影響が顕著である。「成長や健康状態への悪い影響は出ていない」を除く全項目で、所得が低いグループほど回答割合が高い。

・今夏、奈良県・救急搬送のうち半数以上がエアコン不使用（エアコンの設置無しが 11.1%、不使用が 45.4%）

⇒夏季加算（電気代）とエアコンの設置条件緩和がいよいよ緊急課題

③生活保護を利用しても食べていけない

・下がったままの生活保護費

・生活扶助費引き下げ（2013 年 8 月～）▲6.5%（96%の世帯が減額）

・住宅扶助費引き下げ（2015 年 7 月～）大阪市・単身▲2,000 円／月、2 人世帯▲6,000 円／月

・冬季加算減額（2015 年 11 月～）

・生活扶助費引き下げ（2028 年 10 月～）▲1.8%（67%の世帯が減額）

・繰り返された保護費カットが改めて利用者の暮らしを追い詰める

国の統計では、「生活苦」を原因とした生活保護利用者の自殺者数は 22 年 86 人、23 年 118 人、24 年は 131 人と増加が続く

・山梨県実態調査（生活保護世帯）1 日 1 食以下 14%、毎日入浴 22%

2) 6.27 いのちのとりで最高裁判決の巨大な意義

①最高裁勝訴の内容

・「デフレ調整」不合理、影響最大 3,000 億円規模か

・ナショナルミニマム 住民生活の土台となる基準

・生活保護費 1/4 は自治体負担、厚労相が誤った判断で引き下げたものを自治体が負担する義務はないのではないか？すべて国負担で返すべき

・200 万人に影響

〈内容（要旨）〉

①物価下落に基づいて減額を決めたデフレ調整の是非

それまでの消費水準均衡方式に代え物価変動率を指標にしたことは専門的知見との整合性を欠き、裁量権の乱用があったとし、処分を違法とし減額決定を取り消した（全員一致）。

②低所得者世帯との均衡を図る措置（ゆがみ調整）の是非

厚生労働大臣の判断過程や手続きに過誤があったとはいえないとし適法とした（多数意見）。

③厚生労働大臣の判断には、国賠法上の違法があったとは認められない（多数意見）

なお賀裁判長は、②及び③の点についても違法性を認める反対意見。特に、国賠法上の精神的損害について、原告らが「最低限度の生活の需要を満たす」ことができない状態を 9 年以上にわたり強いられてきたから、財産的損害の賠償では足りないとして慰謝料を認めたことは、最低生活の侵害を重視したものであるとして注目に値する。

〈判断枠組みと当てはめ〉

・厚生労働大臣の上記の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきものと解される（以上につき、最高裁平成 24 年 2 月 28 日第三小法廷判決・最高裁平成 24 年 4 月 2 日第二小法廷判決参照）。

■デフレ調整における改定率の設定については、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべき。

①専門的知見との整合性に欠けること

②物価変動率のみを直接の指標として用いたこと

→基本的論点での間違いを問題にした

〈国が直ちにやるべきこと〉

①生活保護利用者に対する真摯な謝罪

②2013 年改定前基準との差額保護費の遡及支給

③関連する諸制度への影響調査と被害回復

④検証委員会の設置による事実経過と原因の調査・解明等

(25.6.27 弁護士・支援団体の申入れ)

〈しかし、驚くべき国の対応〉

①2025.6.27「謝罪するかどうかも含めて検討する」

⇒未だに謝罪なし。国が前代未聞の被害（すでに原告 232 人死亡）を違法に与えたことを謝らない？

②2025.7.1「判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方について、早期に、専門家によりご審議いただく場を設けるべく検討をすすめて」いくことを突然表明

⇒裁判所の最終判断が示されているのに何を審議？

〈生活保護基準の 2 つの意義（社会保障の根幹）〉

・生活保護基準は、国が私たち市民が生活に困窮した時に漏れなく保障する最低限度の生活水準であり、最後の安心ともいえるべき生活レベル（最後のセーフティネット）。

・生活保護基準は就学援助や国保一部負担金の減免、住民税課税最低限等、少なくとも 47 制度の社会保障制度の物差しとなっており、私たちの生活の土台であり「岩盤」（ナショナル・ミニマム）。

・If the ground sinks, we all sink. 「土台〔生活保護〕沈めば、皆沈む」

〈生活扶助費計算の仕組み（基準の意味）〉

・基準 10 万円－収入 9 万円＝保護費 1 万円 ⇒要保護

・基準が 8 万円に下がったら 基準 8 万円－収入 9 万円＝▲1 万円 ⇒非保護

- ・就学援助は義務教育費用（学級費、給食費等）の援助。利用児童数は122万人余り（2023年度）。
- ・全児童生徒に占める割合13.7%（7.3人にひとりが利用）
- ・京都府16.0%、石川県12.4%の自動が利用

3) なぜ物価はダメなのか

・生活水準が果たして健康で文化的な生活を保障しうるものであるかどうかは、生活保護世帯が実際に消費している家計の内容を検討し、基準額でどのような物品を購入しているか、すなわち消費支出を検証しなくてはわからない。

・他方、物価が上下しても、単純に生活保護世帯の生活に影響するとはいえない。最低限の生活しか保障されていない生活保護世帯にとっては、元々高価な耐久消費財などが下落しても、それらの物品は容易には購入できない。逆に、主食などの物価や水光熱費が上がれば、他の経費を削ってでも購入を強いられる。賃金にしても生活保護世帯には同様の影響を及ぼす。したがって、物価の影響を踏まえた消費支出の実態をみなければ生活保護世帯の生活がどう変化しているかはわからない

〈物価は使ってこなかった（経過）〉

▷物価では生活実態がわからない。生活の向上に結び付かない

・小山進次郎（1950）生活保護法8条の条文に生活保護基準をどのように規定するかを検討を内閣法制局で行ったときに、C・P・S（消費者物価調査）には宿命的な欠陥があり、これを補完・修正しなければ使えないという立場であった。物価の問題点は、第1にC・P・Sは調査時の生活実態の現状を妥当なものとして是認するという宿命論に陥る虞があるという数いがない欠点があること、第2に、C・P・Sには裕福な階層も含まれるから、

その生活費は低所得層についてみるよりも余裕のある傾向が生じること、第3に、当時の東京都のC・P・S、14,276円に対する保護基準額の比率は36.4%であり、この比率がどこまで上がれば妥当かという定説がない。

・（本田）物価の調整だけでは、調査時にイワシを食べていれば翌年もイワシを食べることが前提となる。いつまでもたってもタイは食べられず、消費の改善が望めない

・根本嘉昭委員（社会保障審議会第5回生活保護制度の在り方に関する専門委員会）

「生保護基準の改定指標として物価と民間最終消費支出のどちらを用いるかの差についてですが、これははっきりしているのは、民間最終消費支出であれば、生活の質の向上が反映される一方、物価ではなかなかその部分がカウントされないということがある」

■岩田正美・元基準部会部長代理の証言

水準均衡方式は、保護基準と一般低所得世帯との消費水準を直接比較する、消費と消費の比較である。物価や賃金は消費に影響を及ぼすが、消費そのものではない。物価や賃金を任意に入れていいものではない。

ただし、狂乱物価が起こった場合や消費増税などで自動的に物価が上がるような場合には考慮すべき場合もある。さらに、消費データにはデフレの影響が当然含まれているので、これとは別に物価を考慮するのは二重計算となる。仮に物価を考慮するのであれば、物価を考慮することの是非や前提条件を検討

しなければならない。

〈生活保護以外の他の給付の物差し〉

①労働関係の給付→賃金スライド

②年金→／物価スライド、賃金スライド、マクロ経済スライド

③手当→物価スライド ※児童手当は法律で明記

⇒これらの社会保障給付と生活保護の相違

①これらの社会保障給付は、そもそもそれだけで健康で文化的な最低生活を保障するものとはなっていない。ある世帯における健康で文化的な最低限度の生活と、部分的な生活給付である社会福祉的給付とはその性格が異なる。

②生活保護以外の給付は、保険料納付月数等の給付条件や離別などの要件を充足すればオートマチックに給付されるものであって、生活の内容までは問わない。また、制度の対象者も、年金などでは、国民全体を対象としており、一般国民を対象とした物価を参照指標にするのも合理性がある。

→生活保護が健康で文化的な最低限度の生活を標榜するからには、その内容を問うこと、すなわち利用者の消費支出の吟味は不可欠となる。

4) 2013 年引下げの経過（背景・被害・下級審）

〈生活保護基準分科会報告書（2013 年 1 月 18 日）〉

・「厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、本報告書の評価・検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠についても明確に示されたい。なお、その際には現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯への見直しが及ぼす影響についても慎重に配慮されたい」（報告書 8 頁）

・「ゆがみ調整」は検討したが、引下げを求めたわけではない。

・岩田正美氏「基準部会は、物価下落を理由にした保護費の引下げは容認していない。部会では物価の議論もしていない。引下げ後の部会の資料で非常に大きな財政削減効果を示されていて驚いた。物価を使うことはまったく検討していない」

〈国の対応〉

・物価下落を理由に生活保護費を戦後最大規模の引き下げ

・平均 6.5%、最大 10%の減額

・保護世帯の 96%に影響

・3 年で 670 億円の減額

〈なぜそのような引き下げを強行したのか〉

①自民党の生活保護引下げの公約（「生活保護費を 10%引き下げ」）を「付度」

（R6.2.22 津地利）厚生労働省は自民党の「選挙公約に付度し、当時会合が重ねられていた基準部会における議論とは別に全く無関係に、早い時期から生活扶助基準を大幅に引き下げるべく内々に検討をし」、「平成 25 年 1 月 19 日にもその旨明言すると（注：大臣の引き下げ断行の表明のこと）、同日の基

準部会においては、本件改定に関しては何ら明らかにせず、デフレ調整そのもの及びゆがみ調整の 2 分の 1 処理について何ら意見を求めないまま、取りまとめを終える一方、同月 27 日には本件改定を公表したものである。」

②非公表で基準部会にも諮らず、「ゆがみ調整」額を増減とも 2 分の 1 に縮小した（2016 年 6 月に発覚）
基準部会報告を厚労省が具体化した基準案では、増額世帯が出ていたが、大半の世帯を引き下げるために、国は基準部会にも説明せず、「ゆがみ調整」額を増減とも 2 分の 1 に縮小し「激変緩和」と強弁（激変緩和ならば保護費増額世帯は減額する必要はない）。

⇒判決文で「忖度」と明言されたのは画期的

（無理に無理を重ねた数合わせ）

①消費ではなく物価を物差しとして使ったこと

②物価の使い方に重大な問題があった（下げるための数合わせ）

・国が生活扶助 CPI（生活保護世帯向けの消費者物価指数）を使ったこと

・保護世帯の家計支出ではなく一般世帯の家計支出を用いたこと

・2010 年の支出割合（ウェイト）をもちいて比較したこと（地デジ移行で TV がたくさん売れ、値段が下落）

・2008 年と 2011 年を比べて物価下落を測定したこと（2008 年は原油高で物価が急騰した。保護基準はそのままだった。保護基準は 2004 年に下がったままだった）

・以上の結果、総務省調査では 2.35% の下落が、4.78% まで倍以上に拡大した。

⇒つまり、保護世帯が買えないような耐久消費財の下落が影響する CPI を人為的に作り上げ（「物価偽装」）、その分「余裕がある」（最低限度の生活水準を超える）から生活扶助基準を引き下げることにした。

3）生活保護・裁判の現状

（生活保護裁判の争点）

（1）国家の基本政策との対峙（本丸）

①生活保護基準（いのちのとりで裁判）

○R7.6.270 最高裁、○（障害者加算）R7.1.240 名古屋高裁（確定）

②外国人と生活保護

×R6.1.16 千葉地判、×R6.8.6 東京高判・上告

（2）生活保護の目的（自立）、補足性原理での対峙

③大学生、専門学校生と生活保護

○R4.10.3 熊本地判、×R6.3.22 福岡高判、×R7.6.12 上告棄却

④自動車と生活保護

【目的外使用】○R6.3.21 津地判、○R6.10.30 名古屋高裁、○R7.5.12 上告棄却

【障害者の自動車保有】○R6.9.26 津地判、○R7.6.26 名古屋高裁（確定）

⑤扶養と生活保護

4）自治体闘争の前身～桐生市と秋田市

〈桐生市問題と正常化への前進〉

①桐生市の異常な生活保護行政

この 10 年で保護利用者が半減していた（全国や群馬県では横ばい）

②その手口

- ・「家族で支え合え」等と言って、生活保護を利用させない水際作戦
- ・警察官 OB を最大 4 人も配置して生活保護を抑制
- ・医療費自己負担を減額して生活保護にならないようにする境界層措置の悪用
- ・扶助援助の架空認定等による保護廃止
- ・通院代補助がわずか 2400 円（前橋市 1329 万円）
- ・民間団体に金銭管理委を行わせ、保護費の分割・一部支給等を行わせる 等々

⇒2025 年 1 月に問題を検証した第三者委員会が市民に求めた情報提供では、寄せられた 100 件のうち、市職員による暴言・割喝が 4 分の 1 を占めた。

③活用できる制度を最大限活用し、関係者が協力して取り組む

- ・情報公開請求による異様な桐生市生活保護行政を分析、暴露
- ・反貧困ネットワーク群馬などによる被害実態の露り起しと生活保護へのつなぎ、違法行為（保護費を一日 1000 円分割渡し。残りは役所に留保。分割・月遅れ支給が 14 件に及び、会計上は市が保護利用者から預かった 1944 本もの印鑑から 86 人分を職員が無断押印して月初めに全額を支払ったことになっていた等）の告発、裁判提訴。
- ・全国調査団を結成し、現地調査（2024 年 4 月）、要望書を市に逐次提出。適宜、記者会見を行いマスコミと連携
- ・第三者委員会の傍聴と報告、要望書提出
- ・桐生市議による市議会での質問
- ・県、国へ市に対する指導、監査を求める（県、国とも監査実施）。

④2025 年 3 月 28 日 第三者委員会報告書提出、分割支給など検討した 3 事例をすべて違法と認定、保護率 10 年半減問題の異常性も認めた。

⑤2025 年 5 月 9 日 市長以下市職員を処分

■桐生市生活保護行政が生まれ変わるスタート台にやっと立った。これからが本番。

※全国で「保護利用者『10 年半減』自治体」は他に 10 市ある！

〈精神障害者への障害者加算返還問題で、地元市民団体の取り組みで返還金をゼロへ〉

①秋田市は 1995 年から 28 年にわたり、精神障害者保健福祉手帳の 2 級以上をもつ世帯に障害者加算（最低月 16,000 円程度）を過大に支給していたとして、支給世帯に対し、障害者加算をカットするとともに、払い過ぎだったとする加算額を最大 5 年分返還請求。過去 5 年だけで 117 世帯 120 人、5 年分の過支給額は約 8100 万円に上る。返還対象額は、最も多い世帯で約 149 万円（2023 年 11 月）。

②この発端は、会計検査院の検査による指摘。厚生労働省の通知では、手帳取得者に対しては、障害年金の申請を指導するとともに、いったん障害者加算を支給するとあり、年金が認められなかった場合には加算をカットすると規定（年金保険料の納付要件を満たさない場合は手帳だけで加算給付可能）。

③しかし、この運用（年金優先）については、■年金と手帳の等級の状態は同一、なぜ年金優先なのか？■年金では除外される障害（依存症、パニック障など）があり、年金納付要件を満たす方が不利となるなど問題がある。

④本件は100%福祉事務所の過誤に基づく。なぜ返還が必要なのか？

- ・本件は通知に気付かなかった秋田市の過誤によるもの。
- ・支給された保護費を信頼して費消している保護利用者が大半。
- ・役所の過誤を、利用者がみずからの最低生活費を削って、補てんしなければならないのか？
- ・たとえ分割でも長期間にわたって最低生活費以下の生活を強いられることはあっていいのか。

⑤市民団体は、①加算削除処分の取消しを求める審査請求と、②返還処分の取消しを求める審査請求を行い、併せて、返金の減額させる取り組み（このような返還の場合には、当該世帯の自立更生控除が認められている）。

⑥このような取り組みの結果、2024年8月末、110人に返還決定（内訳、77人に返還請求し請求額は3161万円、うち返還済227万円、33人は返還額ゼロ）。

⑦今春の秋田市長選挙候補者（現職と新人）に返還請求について公開質問状。

「返還請求するべきではない」と回答した新人が市長に当選。

⑧2025年7月11日秋田県知事裁決が、返還請求を取り消す認容裁決を出す。

⑨秋田市長、返還を求めない意向を表明。

【報告1】

田川英信さん「自治体の不適切な運用をなくす ～議員活動に期待すること」

◎権利になっていない、生活保護 貧困率が高いのに、保護率、捕捉率が低い

※捕捉率…生活保護を利用できる人のうち、実際に利用している人の割合

- 1 忌避感が強い…生活保護は嫌だ、他にはないのか
→生活保護バッシング・不正受給報道などが原因
- 2 さらに酷くなっている「水際作戦」などの違法・不適切な運用
- 3 役所に相談せず、ぎりぎりまで自己責任で頑張り、民間にSOS
→炊き出しは長蛇の列、フードバンクに殺到
- 4 生活できない低い保護基準

⇒権利になっていない生活保護を「権利」にすることが求められている

◎水際作戦 違法・不適切な運用はなぜ

①研修体制の不備・不足

- ・寄り添う支援とは？
- ・生活保護法の理念と解釈運用
- ・自主的な研修会への参加促進

②職員の質の担保ができていない

- ・社会福祉主事の任用資格がある者を任用しているか
- ・CWのみならず、保護係長（査察指導員SV）も重要：CW経験なしに査察指導は難しい

③人事異動サイクルが短い

- ・経験を積むことができるような人事政策を
- ・ゼネラリストだけではなくスペシャリストの育成を

④職員の総定数抑制 人員不足

- ・標準とされている、都市部 80 世帯、郡部 65 世帯を守っているか

⑤監査（指導検査）の方向性 濫給防止や漏給防止

- ・監査指摘事項を是正しているかどうか
- ・桐生市事件を受けて、今年度から厚労省が監査方針を変更
- ・漏給防止＝人権侵害が起きていないか

⑥生活保護のしおり

- ・生活保護は権利です。ご相談ください。ポスター目につくところに貼ってあるか

⑦ホームページ

- ・東京都国立市 参考に

「生活保護は生きるための権利です。生活保護に対する差別や、その他の差別は許されません。」／利用者の権利擁護などを学ぶための職員向け研修資料を公開／各種申請書もダウンロードできる

- ・一方、泉佐野市は…

「わがままや、身勝手な生活、まわりの人から非難を受ける生活は、道義的にも許されません」「もう一度、自分たちの力で生活できないかよく考えてください」

⑧生活相談があると、必ず「生活困窮者自立支援窓口」を経由させたり、貸付での対応をしていないか

- ・生活困窮者自立支援担当が生活保護制度を正しく理解しているとは限らない
- ・生活が破綻しているのに、社協での貸付？

⑨相談しやすい相談室か

- ・相談していることが他人に知られないという安心感
- ・独立した相談室、衝立や目隠し
- ・録音禁止の対応？→職員を守る意味でも録音は許可すべき

⑩申請させない、申請を受理しない扱いをしていないか

- ・申請を「受理しない」ことは違法

⑪仮払いなどで、保護開始決定までの期間を過ごせるようにしているか

- ・生活保護法には、仮払いの規定はないが、手持ち金が少ないのに決定までの間、どう過ごすのか
- ・仮払いとしても、額は適切か

⑫開始決定だけでなく、保護費を速やかに支給しているか

- ・一時扶助する場合などに「緊急払」（臨時支給）の対応ができていないか
- ・「経理の都合」という理由で「必要即応の原則」が守られていない実態も

⑬支給できるものを出し渋っていないか

- ・生活保護法施行事務監査資料を情報開示請求してチェックすることが必要

【報告2】

太田伸二さん「自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！」

1) 地方における生活保護利用に立ちはだかる最大の壁 ～自動車利用の制限

- ・自動車が必要な地方ほど、生活保護の利用率が低い。

→自動車保有が制限されていることが、生活保護利用の妨げとなっていると考えられる。

◎「生活保護か自動車か」の二択が、生活保護を諦めさせてきた

- ・生活保護行政では、自動車の保有を原則として認めていない。
- ・「自動車が無ければ生活ができない」

のに、「生活保護を受ければ自動車が使えない」なら、「生活保護か自動車か」の二択になり、生活保護を諦めることになってしまう。

→これを改善することが捕捉率の向上、ひいては生存権の実質的保障につながる

2) 自動車保有・利用はどこまで認められているか ～現在の厚生労働省通知を活用する

◎パンフレット「自動車を持ちながら生活保護を利用するために」

- ・自動車は「原則として」制限されているだけで保有・利用が認められる場合はある。
- ・厚労省の通知を徹底的に活用し、自動車保有を拡大するために、生活保護問題対策全国会議がパンフレットを作成し、インターネット上で公開している。
- ・この中には自動車保有の容認を求めるための申立書ひな形も入っており、これを活用することができる。

◎現状の厚労省通知が認めている自動車保有

- ・現行の厚労省通知でも、以下の場合に自動車保有を認めている。

①公共交通機関の利用が著しく困難な場合の通勤や通院等のための保有が認められる

②通勤のための利用には保育園への送迎も含まれる

③保護を受ける際に仕事に就いていない場合でも、1年（場合によってはそれ以上）にわたって処分を保留してもらうことができる *ただし利用制限が厳しい。

3) 自動車利用の制限は「ほぼ」取り払われた

～鈴鹿市事件の展開と厚労省事務連絡の変遷

◎自動車利用を大幅に制限した厚労省の令和4年事務連絡

- ・保有を容認された自動車の利用については、就労中断の場合以外には規定が無く、強く指導をしない福祉事務所が多かった。
- ・しかし、厚労省は和4年5月10日「生活保護制度上の自動車保有の取扱いについて（注意喚起）」を出し、自動車を保有容認目的以外に使用することは認められないとした。

◎令和4年事務連絡の問題点

- ・もともと「保有目的以外で利用してはならない」とする規定はなかった。
- ・「日常生活において保有する自動車を利用することなく、費用を負担してタクシーを利用したり、第三者の介護を求めたりすることは補足性の原則（生活保護法4条1項）にも反する」（枚方判決）

◎各地で相次いだ紛争の象徴としての三重県鈴鹿市の保護停止処分

- ・令和4年事務連絡が出たことで、各地の自治体は保有を容認している自動車の利用を制限する動きを強め、利用者・支援者との間でのトラブルが増えた。
 - ・特に三重県鈴鹿市は自動車保有あるいは利用を理由として2件の保護停止処分を行ったため、その取消しを求める提訴が令和4年10月と11月に相次いだ。
- これらの訴訟は生活保護における自動車保有問題の象徴的な事件となった。

◎令和4年10月に提訴した事件【第1事件】の概要

- ・80代の母と50代の息子の2人世帯。
- ・母は癌の術後で身体に障害があり歩行が困難。息子は難病で治療が中断すると生命に関わる。
- ・買い物にも困難があるが、鈴鹿市は自動車の保有を認めず、福祉有償運送にこだわった。その利用が困難と分かってようやく自動車保有を認めたが、息子の通院のみに限るとした上で、運行記録票の提出を求めた。
- ・当初はこれに応じようとしたができなかったため、弁護士と相談の上でこれを拒否した。

◎停止処分後、すぐに提訴+執行停止申立て

- ・鈴鹿市は令和4年9月27日に停止処分を行ってきたが、2人が通院できなくなれば生命にかかわるため、処分取消を求める取消訴訟と執行停止の申立てを10月には行った。

◎令和4年11月に提訴した事件【第2事件】の概要

- ・70代の女性。身体障害者手帳1級を所持。4点で支える杖を持って歩くが長い距離は歩けない。
- ・しかし、自動車保有を容認せず、処分の見直しを求めよう求めて来た。それに応じなかったところ停止処分が行われた。
- ・この事案でも急いで提訴し、執行停止申立てを行った。

◎判決の流れ

【第1事件】

○津地判令和6年3月21日

勝訴（処分取消+国賠20万円）

○名古屋高判令和6年10月30日

勝訴（11万円に減額、その余は控訴棄却）

○鈴鹿市は上告したが不受理で終了。

⇒勝訴判決が出たとき、息子さんは既に他界

【第2事件】

○津地判令和6年9月26日

勝訴（処分取消+国賠15万円）

○名古屋高判令和7年6月26日

勝訴（11万円に減額、その余は控訴棄却）

○鈴鹿市は上告断念し、判決確定。

◎厚労省が令和4年事務連絡を事実上撤回した

・厚労省は和6年12月25日付け事務連絡「『生活保護問答集について』の一部改正について」を出した。

・日常生活に不可欠な買い物等への利用について、①障害を理由とする場合は認める、②公共交通不便の場合は「低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合」は認める、③事業用の場合は認めない、としている。

→利用を制限する和4年事務連絡の内容を事実上撤回した。鈴鹿市事件の判決や国会での質問などを受けての方針転換と考えられる。

◎残る課題「低所得世帯との均衡」

・公共交通機関の利用が不便な場合は「低所得世帯との均衡を失しない」と福祉事務所が認めた場合に、日常生活のための利用を認めるとされている。

・このような認定を不当にしない福祉事務所が出てくることが考えられるが、公共交通機関の利用が不便な地域であれば、周囲の低所得世帯も自動車を利用していることがほとんどと考えられ、「均衡」を考へても利用を認めるべきである。

4) これかれどうするべきか ～改善のための取組み

◎日弁連「生活保護における自動車保有・利用の制限緩和等を求める意見書」（令和6年9月19日）

①自動車保有に関する厚労省の通知等を廃止し、処分価値の小さい生活用品としその自動車（例えば、当該世帯の最低生活費の6か月分まで）は当該地域で70%程度の普及率があることを基準として原則的に保有を認める通知を発出すること

②保有を容認した自動車の保有容認目的に限るとする事務連絡を撤回し、日常生活上の利用を認めること

③生活保護利用者が保有する自動車の維持費について、最低限度といえる上限額の範囲内で生活保護の一時扶助として給付する制度を創設すること

◎何をしていくべきか 提案①自分の自治体の運用を確認する

・自動車保有を容認されている世帯数は？利用世帯数との比率は？

・保有を否認した件数は？その理由は？

→不当に否認していないかを確認する。

- ・容認した目的以外に制限をしていないか。
 - ・運行記録を提出させているか。(提出させているとしたら)その目的は?
- 令和6年12月の事務連絡が浸透していない自治体がある。

◎何をしていくべきか 提案②申請に同行する

- ・当事者が「自動車の保有を認めてほしい」と口頭で交渉しても認めない自治体が多い。
- 自動車保有容認を求める申立書を出して交渉を行うことが考えられる。

◎何をしていくべきか 提案③保有容認の範囲を広げるよう自治体から働きかける

- ・自治体の中には、厚労省に対して自動車保有容認の要件の緩和を求める意見を挙げているところもある。
- ・できれば多くの自治体からそういった意見を厚労省に対して送ってもらいたい。

【記念講演2】

岩永理恵さん「ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿」

最初に、いくつかの生活保護行政に関する新聞記事を提示していただいた。

生活保護行政が歪んでいるのは、今に始まったことではなく、歴史的にもずっと抱えてきたものであることが紹介された。

1) 生活保護基準の現状、その複雑さ

- ・最低生活
- ・最低生活費
- ・生活保護基準

3) 最低生活費・保護費

4) 「最低生活」の貧しさ ②特に「入口」での資産保有の厳しさ

5) 新しい最低生活費の算定方法=MIS法

- ・イギリスで開発された Minimum Income Standard (MIS) 法
- ・日本でも研究されている <https://www.nhlw.go.jp/content/12002000/000684813.pdf>

【報告3】

小久保哲郎さん「いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告」

愛知県原告の方からの現状報告

- ・米高騰前から、とにかく安い米を求めて買っていた。
- ・高騰によって、生活保護利用者以外の人も安い米を求めるようになり、食べるものがない
- ・夏は電気代を気にしてクーラーが使えない、汗がすごいが、お風呂も我慢している

- ・厚労省に話を聞いても「当時のことはわからない」の繰り返し
- ・皆さんの税金で過ごしていることを申し訳なく思う。
- ・原告の中で一番最初に顔出しをした。「お前は日本の恥だ」「寄生虫」と酷い言葉を投げられた。これは、人権問題である。人間として生きたい。願いはそれだけである。

【取組の交流】

■ さん（小金井市議会議員）「小金井市議会での『生活保護基準上げろ』意見書採択の経緯について」

■ まとめ、議会での取り組み

本研修会での学びをもとに、2025 年 9 月定例会において、「住民の権利としての生活保護制度について」の大項目で一般質問をおこなった。いのちのとりで裁判の受け止めについては、市長より「最高裁判所の判決では、国が生活保護費の減額を決定する際の判断過程や手続に過誤や欠落があったことが指摘されておりまして、私といたしましては、生活保護制度の運用等は憲法上の要請に従い、慎重を期して適正に実施する必要があるものと改めて認識をいたしたところである」との答弁であった。本市における生活保護制度が利用者に寄り添ったものになっているかを追求した。

今後においても、査察指導員や CW の法定数を満たしていない問題など、積極的に取り上げていきたい。

政務活動記録票

年 月 日	2025 年 8 月 22 日 (金)
場 所	愛知芸術センター (名古屋市東区東桜一丁目 13-2)
相 手 方	愛知県・一般財団法人地方自治研究機構

2025 年度自治振興セミナー (参加費は無料である)

【1】「地方創生の現在地点と未来」

地域活性化センター理事長／内閣官房参与 (地方創生担当) 林崎理さん

※太字・下線は太田の雑感である

- ・ふるさと納税制度、地方創生制度、休暇預金活用法の創出に携わった方
- ・2014 年 日本創生会議「増田レポート」王票
 - ⇒若年 (20～39 歳) 女性人口が 2040 年に 5 割以上減少する市町村は全国 1799 のうち 896 にのぼり「多くの地域は将来消滅するおそれがある」との試算
- ・人口増加・高度成長・過疎過密化
 - ⇒ 少子高齢化・人口減少期・失われた 30 年・産業の空洞化
- ・都市の持続可能性がクローズアップされてきた ⇒ 長期ビジョンの作成
- ・地域経済循環分析 (自分たちの地域はどのようにお金が流れているのか分析する)
 - 地方のコンビニで消費してもフランチャイズであれば東京本社に流れる
 - ⇒ 移住増、交流人口増を目指すこととなった
- ・厚労省が今年 6 月に公表した昨年の全国出生数は 69 万人、10 年前の 100 万人から 3 割減少。合計特殊出生率は、1.15 で過去最低。死亡数は 2%増の 161 万人。出生数との差である自然減は▲92 万人で過去最大。
- ・東京一極集中は依然として続いている。
- ・世界各国で人口は減っている (メキシコ、韓国、その他諸外国)
 - ⇒グラフの中には人口が増加しているインド等が入っていない
- ・都道府県別の経済的豊かさ (可処分所得と基礎支出)
 - ⇒東京は可処分所得は多いが、出ていくお金も多く、費用換算した都道府県別の通勤時間を差し引くと、東京都は最下位。(東京で働くことは厳しいとする国交省の資料)
 - ⇒地方では通勤は往々にしてマイカーを使う傾向があり、昨今のガソリン代の高騰などを考えると、通勤時間のみで言い切っているのかは疑問である

・他方、この 10 年間に全国各地で地方創生の取組が行われ、様々な好事例が生まれてきた。

・国は 2025 年中に総合戦略を策定。地方は地域の多様なステークホルダー等とともに地方版総合戦略を今後見直す必要がある。

・では、なぜ好事例の普遍化は進まず、東京一極集中の流れを止めることができなかったのか？

⇒自治体は、国－都道府県－市区町村という「縦」のつながりのみならず、他の町といった「横」の関係をあらためて意識することが必要ではないか。

・人口減少を悲観しすぎる必要はない。(地方創生 2.0 の考え方)

・地方自治体の役割＝他地域との比較や好事例を学ぶこと、人材育成など

・地方創生公金など支援制度は充実

・社会インフラの老朽化

⇒電気、水、買い物、交通、医療、教育などに関し、技術革新・先端技術が進展。低コストで機能を維持・拡充できるようなブレークスルーが生まれつつある。

→都市部以外でも快適な生活が可能に

・人口減少・職員確保困難

⇒デジタルとインターネットが場所と時間の制約を超える、AI が知識の収集や情報整理の力を飛躍的に拡大する

⇒実際に減っているのは技術職員が主であり、現場のことをわかっていないのではないかと感じる。AI がすべてを解決するわけではない。デジタルを推進することで電気代の高騰にもつながる。課題は単純ではなく複雑であるのではないか。

・価値観・社会環境の変化

⇒コロナを経て、テレワークが進展。若者の価値観の多様化の進展

⇒地方への移住や関係人口が増加しやすくなっている

・自治体に期待される役割の変化

・公は税金を原資にルール設定や公共サービスを提供

・民はその活動を通じて財・サービスを供給するとともに納税して公を支える

⇒・公：民間的手法の導入

・民：社会的課題の解決

・「制度」×「地域」＝「地方創生」

・人材育成が大事

・若い女性に選ばれる仕事を地方で増やすこと、カギは地方の経営者の意識改革

⇒女性が子どもを産みたいと思える社会になっていないことが問題なのであり、地方であれ都会であれ、就職して正社員で働いても、生活に余裕がなく、日々タスクに追われる社会を変えていく必要があるのではないか。

・地域活性化センター 地域づくりは人づくり：他団体への研修派遣とインターン制度

【2】「上下水道事業における脱炭素化」

北海道大学公共政策学連携研究部教授 宇野二郎さん

※太字・下線は太田の雑感である

▷脱炭素化政策において、上下水道事業はどのように位置づけられているのか

◎地球温暖化対策計画（2011年閣議決定）

・上水道においては、省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化などの省エネルギー設備の導入及び施設の広域化・統廃合・再配置による省エネルギー化の推進や、小水力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の導入を実施する。

・下水道においては、DXを通じた施設管理の高度化・効率化を図るとともに、省エネルギー設備の導入、太陽光や下水熱などの再生可能エネルギーの導入推進。／また、下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスの発電など、下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの取組みを推進する。

・住宅・建築物の省エネルギー化・省CO₂化を推進するとともに、

◎水道事業の温室効果ガス排出量

環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」

・

◎排水量1㎡あたり電力消費量

- ・給水人口の少ない地域では電力消費量が大きくなる
- ・大規模自治体では脱炭素化、省エネ化が実施されている

◎再生可能エネルギー利用率

- ・小規模自治体では利用が0となっている
- ・小規模自治体においても、上下水道事業における再生可能エネルギーの利用促進が望まれる

・政令指定都市のうち、川崎市で省エネが成功しているのは地形の影響が大きい

▷上下水道事業では、どのような脱炭素化の取組みが行われているのか

◎横浜市水道事業（横浜市は環境問題には積極的な自治体）

- ・2011年：地球温暖化対策推進法に基づく「横浜市地球温暖化対策実行計画」策定→2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現を掲げる
- ・2016年：「横浜市水道ビジョン」→自然流下優先などを掲げる
- ・2021年：「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」施行
- ・2022年：2030年度までの温室効果ガス削減目標「2013年度比50%」宣言
- ・2023年1月：「横浜市地球温暖化対策実行計画」改定→水道事業「2013年度比54%」、下水道事業「2013年度比50%」

- ・施設を更新する際の脱炭素化（上水道ではできることが限られている）
→川井浄水場の再整備（2009-2012）、PFI、膜ろ過方式、1日の処理能力が約17万㎡、給水個数約19万戸から約31万戸（自然流下系の割合約30%→約37%）
- ・導水路（延長約30km）を原水が自然流下（高低差35m、有効落差11.5m）することで生じる自然エネルギーを膜ろ過の加圧に使用
- ・小水力発電を設置
- ・自然流下系の西谷浄水場の再整備（自然流下系の割合約37%→約51%）
⇒PFIでの浄水場の再整備と説明があったが、PFIだからできたのか、PFIでなくとも自治体（企業団）でもできたのかは不明であった。

・横浜市水道局「横浜水道中期経営計画（令和6～9年度）」の中で、自然流下系施設整備、水道水の供給に必要な電気・機器設備についてポンプ等のVVVF制御方式への更新や高効率モータ使用機器等への更新を進めることを明記⇒上水道は細かな取り組みが主になる

- ・横浜市水道局小雀浄水場
- ・廃止を視野に入れ、将来の方向性を検討
 - ①縮小更新
 - ②神奈川県広域水道企業団の浄水場増強や送水管整備等を行った上で廃止
- ・検討結果
 - ・神奈川県内広域水道企業団の浄水場増強や送水管整備を行うことで、災害・事故等でひとつの浄水場が停止した場合でもバックアップが可能
 - ・②廃止案は②更新案に比べて、施設整備費削減効果、温室効果ガス削減効果
 - ・R22度をめどに、上水道は小雀浄水場を廃止、廃止後も小雀浄水場内にある既存の配水池は継続使用し、災害時給水所としての機能は維持する

◎恵庭市下水道事業

小規模団体でも取り組みやすい事例

- ・空き地や壁面への太陽光パネル設置

◎愛知県 矢作川・豊川カーボンニュートラルプロジェクト

- ・モデルケースとしての矢作川流域・豊川流域
- ・「水循環」をキーワード
- ・再生可能エネルギー等の導入による国土強靱化をはじめ、森林保全・治水・水道からエネルギーまでを含めた、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの実現を目指す
- ・地形を利用して、なるべくエネルギーを使うことなく水を流す…広域化した方が良い
⇒自然流下や地形利用を実施するためには広域化を進める方が良いとの紹介であったが、広域化ありきの理論であり、広域化のデメリット及びその他のメリットに関する説明はなかった。

▷地方公営企業としてどのように向き合えばよいのか

◎起点としての水道事業の「市町村公営原則」

- ・市町村が実施する事業として公営が制度化された。
- ・水道は感染症予防（コレラ予防）を目的として整備された⇒早期整備が目指された
- ・水道条例（のちの水道法）が制定されたときは、民営でも可という議論があったが、それより先に市町村公営制度ができていたため、「市町村」公営が制度化された
- ・1910年代に緩和⇒県営、組合営、私営の水道事業が誕生（のちに、私営水道事業は地方公共団体に買収された）⇒この制度の下で発展した大都市水道のあり方や、そこでの必要性⇒戦後の地方公営企業法制度（1952年）に影響
- ・その後、水道法（1956年）で市町村経営原則を確認
- ・高度経済成長期⇒工業用水道事業制定（1958年）⇒工業用水道の増加、水源開発の必要の高まり⇒県営用水供給事業の増加
- ・1977年水道法改正で広域的整備計画の導入、市町村経営原則を明確化

◎地方公営企業法（1952年）の理念

- ・なぜ水道事業は市町村がおこなうのか？⇒地方自治との関係

地方財政法（1948年）⇒原則非募債主義（第5条）、公営企業費の適債化（第5条但書）、特別会計化と独立採算制（第6条）⇒自償性

地方公共団体は、ひろく地方住民の利害に係る公共の事務を分担し、地方住民の福利の増進を図っていく団体である（1949「地方財政法講和」）

◎地方公営企業の発展

- ・地方公営企業法制定当初→大規模な水道事業と交通事業
 - ・一定規模以上の水道事業、電力事業、ガス事業、および交通事業に限定して適用されていたため、実際に法適用されたのは全国で128事業
- ・その後の発展方向
 - ・小規模な上下水道事業への拡大（1970年代以降、簡易水道事業（給水人口5千人以下の水道事業）や下水道事業の普及）、水道や下水道が整った都市的生活様式は中小都市を超えて農漁村にも広がった
 - ・こうして新たに創設されていた事業の中には、行政によって担われるべき事業（たとえば下水道事業に含まれる雨水処理事業）や、条件不利などにより必ずしも独立採算で行えないものも含まれていた。
 - ・他方では、地域開発関連事業の方向、たとえば観光施設、有料道路等。
- ・2000年代以降→民間移譲・民間委託などの抜本的な改革を求める動きの強まり。

◎地方公営企業と地方債制度

- ・地方自治体→原則非募主義だが、「公営企業」は、例外的に地方債の発行が認められている（地方財政法第5条）。
- ・公営企業の施設の地方債による整備→公営企業はその経営に伴い収入を得ることができ、その地方債の償還を相税以外で行うことができる（自償性）。
- ・こうした自償性を担保する制度→特別会計設置と独立採算制。
- ・地方公営企業法→
 - ・原則として事業ごとに特別会計を設けた上で、独立採算制を義務付けている。
 - ・サービス提供にかかった費用に見合った料金算定が行われるように、一般会計で用いられている現金主義の会計（官庁会計方式）に代えて、民間企業と同様の発生主義会計の採用が義務付けられている。
- ・→地方債（企業債）による資金調達を容易にし、その結果、地方公営企業での施設建設・改良が進められた。

◎独立採算制の変化

- ・制定当初→完全な独立採算制→一般会計からの繰入があった場合にも原則として後日繰戻すことが必要。
- ・地方公営企業制度調査会「地方公営企業の改善に関する答申」（1960年）→「地方公営企業が一般行政事務をあわせ行う場合におけるそれに要する費用並びに地下鉄事業及び不採算地区における病院事業のように本来採算をとることは困難であるが、公共的な必要からあえて事業を行わなければならない場合における不足費用については、本来地方公営企業が負担すべきものではなく、地方公共団体の一般会計又は国が負担すべきものである」と指摘した。

・1966年改正後一経費負担分付きの独立採算制

・「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」(行政的経費)

・「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費」(不採算経費)

◎令和7年度の地方公営企業繰出金について(副大臣通知)

8 公営企業の脱炭素化の取組に要する経費

(1) 趣旨「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)を踏まえ、公営企業の脱炭素化を推進するため、公営企業の脱炭素化の取組に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準企業債(脱炭素化推進事業)の元利償還金(電動バスの導入に係る元利償還金を除く。上水道事業、工業用水道事業、電気事業・ガス事業にあっては、企業債(脱炭素化推進事業)の対象となる経費)に相当する額及びバス事業における電動バス導入費のうち、一般車両を導入する場合に比して増嵩する額とする。

⇒この通知に基づいて、地方財政計画が策定される

・脱炭素化を図るために使用料金をあげるのか?と言えば、そうではないが、脱炭素化は必要だと感じている→一般会計からの繰出しが必要(小規模自治体では厳しい)

・脱炭素のために企業会計で随っていく、必要であれば料金値上げもやむを得ないのではないか

⇒使用料金への転嫁ではなく、国全体で脱炭素を進めようとしているのであれば、国が思い切った政策転換と交付金や補助金を創設するべきではないのか。小規模自治体ほど厳しいという話であったが、それであればなおさら、国がしっかり支援していくべきではないのかと感じた。環境再生と持続可能を天秤にかけるのではなく、環境再生しながら、持続可能な公営企業会計を目指すべきではないかと感じた。

3 「職員のエンゲージメントを高める自治体人材マネジメント」

早稲田大学政治経済学術院教授 稲継裕昭さん

リサーチマップ⇒「稲継裕昭」で検索：論文無料DL可能

・国家公務員試験総合職は来年から2年生初めから5回受けられるようになる

・東京都：3年生の新区分創設、SPI方式 ⇒ 東京都2024年度採用倍率1.4倍(2023年度2.3倍)

- ・一般市において、採用候補者名簿を作成し、有効期間を長くとることも可能（総務省公務員部）⇒採用直前までに、地方自治法、行政法、行政訴訟法を必ず学ばせる
- ・人事担当者に必要なもの：KKD（勤・経験・度胸）→本当か？

1. なぜ今、自治体でエンゲージメントが必要なのか

▷地方自治体を取り巻く環境変化

- ・人口減少・高齢化の進展
- ・多様化・複雑化する住民ニーズ
- ・デジタル化・DXの推進
- ・限られた財源と人材

▷自治体職員の現状

- ・職員数の減少と業務量の増加
- ・モチベーション低下の兆候
- ・離職率や病気休職の状況 メンタルヘルス休職…25年で約10倍
- ・住民満足度への影響
- ・若手の利殖 35歳未満退職 2282人→7639人

◎部門別職員数の推移 公務員数を減らしすぎ！データのチェック

※エンゲージメント向上は住民サービス向上の基盤（地方自治法第1条第2項）

チェック）マイナビインタビュー

滋賀県大津市、兵庫県西宮市…開庁時間の短縮を実施（職員の負担軽減）

2. エンゲージメントとは何か

▷組織に対する愛着・献身・積極的関与

- ・モチベーションとの違い

▷3つの構成要素

- ・活力：仕事に対する高いエネルギーや心理的回復力
- ・熱意：仕事への強い関心、仕事の有意味感、熱中、誇り
- ・没頭：仕事への集中と没頭

▷エンゲージメントが高い組織の特徴

- ・生産性・創造性の向上
- ・離職率の低下
- ・顧客満足度の向上
- ・組織の持続的成長

▷測定方法と指標

- ・エンゲージメント調査の重要性
- ・定量・定性両面での把握

(タレントバレット)

3. 自治体特有の課題と機会

▷自治体組織の特殊性

・公共性・公平性重視の組織文化、法制度に基づく業務プロセス、政治的環境の影響、長期安定雇用の伝統、顧客（住民）からの過度の要望にも対応（してきた）

▷エンゲージメント向上の阻害要因

・縦割り組織による連携不足、前例踏襲主義、成果が見えにくい業務特性、キャリアパスの不明瞭さ、挑戦を避ける組織風土

▷自治体ならではの強み・機会

・地域社会への貢献実感、安定した雇用環境、多様な業務経験の機会、住民との直接的な視点

4. 具体的な取り組み手法

A) 組織風土の改革

▷心理的安全性の確保

・オープンなコミュニケーション環境、失敗を学びに変える文化醸成、上司との1on1ミーティング導入

▷目標管理の見直し

・個人目標と組織目標の連動、定性的成果の可視化、住民満足度との関連付け

B) キャリア開発支援

▷多様なキャリアパスの提示、専門職キャリアの確立、管理職以外の成長ルート、他自治体・民間との人事交流

▷能力開発機会の拡充

・職場外研修の充実、資格取得支援制度、メンター制度の導入

C) 働き方改革

▷柔軟な働き方の推進

・テレワーク制度の活用、フレックスタイム制の導入、有給休暇取得促進

▷業務効率化

・DXによる業務プロセス改善、会議・資料作成の効率化、業務の棚卸と廃止・簡素化、開庁時間の再考（cf.銀行）

D) 認知・評価制度の改善

▷多面的評価の導入

・360度評価導入、住民・同僚からのフィードバック、プロセス重視の評価

▷表彰・認知制度

・職員表彰制度の充実、小さな成功の積極的認知、チーム・部署での成果共有

6. 実践に向けたアクションプラン

▷ステップ1：実践把握

- ・エンゲージメント調査の実施、職員インタビュー・フォーカスグループ、既存制度・施策の棚卸し

▷ステップ2：重点領域の特定

- ・課題の優先順位付け、実現可能性の評価、推進体制の構築

▷ステップ3：パイロット実施

- ・小規模での試行、効果測定とフィードバック収集、改善点の洗い出し

▷ステップ4：本格展開

- ・全庁的な制度・施策展開、継続的なモニタリング、必要に応じた軌道修正

▷推進のポイント

- ・首長・幹部のコミットメント、現場職員の巻き込み、小さな成功の積み重ね、継続的な改善サイクル

7. まとめ

▷キーメッセージの再確認

- ・エンゲージメント向上は住民サービス向上の基盤
- ・自治体の特性を活かした独自のアプローチが重要
- ・継続的な取り組みが成功のカギ

▷行動提起

- ・組織全体での取り組み推進
- ・住民目線での価値創造

【まとめ・感想】

特に1, 2の講義は国の政策をそのまま地方に押し付けようとする内容であった。地方創生はこれまでの失敗を反省する見方を示唆しつつも、まだまだ交付金を使えば良いといった方向性には賛同しかねるものであった。上下水道の脱炭素化についても、環境面での取り組み、脱炭素化については大いに同意するものであるが、その最善策がPPPや広域化であるという提示に対しては、納得ができなかった。わたしたち地方議会が取り組むべきは、地方での生活者の声から課題を拾い上げ、議論し、県や国の政策をより良いものに変えていくことであり、国が「交付金をつけるからこれをしなさい」と指図することに従順になることではない。最後の自治体職員のエンゲージメント向上については、参考になることもあり、今後人事課に確認しながら、自治体職員のモチベーションを高める方策について考えていきたいと思った。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 - 3	領収書総額	10,000 円
使途内容	①8/7 フェミニスト議員連盟サマーセミナー ②8/20 全国政策研究集会2025in大阪	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	10,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

①

フェミニスト議員連盟
サマーセミナー2025in香川

領 収 書

太田安由美 様

5,000円

但し サマーセミナー2025in香川参加費として
2025年8月7日

フェミニスト議員連盟サマーセミナーin香川実行委員会
香川県高松市西内町7-25

②

全国政策研究集会 2025 in 大阪 吹田
領 収 証

高松市議会議員 太田安由美 様

5,000 円

但し 政策研究集会参加費として
2025年8月20日

全国政策研究集会 2025 in 吹田 実行委員会
〒700-0871 岡山市北区野田 5-8-11 かつらぎ野田ビル2F
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 6	領収書総額	11,730 円
使途内容	8/20 全国政策研究集会参加のための 宿泊代	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	11,730 円
備 考	朝食代は含まれていない。		
(領収書等貼付欄)			

発行番号 082060205936 P 1 4 60 P 9 1
25/08/20 21:17 649

ご署名

領 収 書

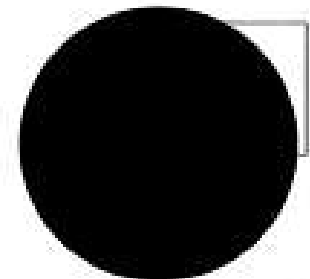
日付 2025年08月20日 082060205936

お名前 森田 アミ 様 .

金額 ￥11,730-

但し ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。



新大阪江坂東急REIホテル 〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9-6 TEL06-6338-0109

担当者 XXXXXXXXXX

全国フェミニスト議員連盟 サマーセミナー2025 in 香川

多様性がつなぐ未来 ～分断を越えるわたしたちのチカラ～

2025年8月7日(木), 8日(金)

7日(木)

13:30～ 基調講演

高橋 純子さん

(朝日新聞解説委員)

情報の海で迷わないために

～多様性とメディアリテラシーの接点～



15:00～ パネルディスカッション

村上 さと子さん(北九州市議会議員)

佐々木 きえさん(河南町議会議員)

議員活動とメディア

(高橋さんも交えたディスカッション)

18:00～ 懇親会 / 拡大幹事会

会場

レグザムホール(香川県高松市玉藻町9-10)

各方面からJR利用、終点高松駅下車で徒歩8分

各方面から高速バス利用、終点高松駅下車徒歩8分

※受付は小ホール棟4階の大会議室前でお願いします。



参加費

会員5,000円／非会員議員7,000円／一般1,000円／学生無料(当日支払い)

オプションツアー参加者は高松駅⇄高松駅の往復電車代が必要です。

申込み

QRコードを読み取ってフォームよりお申込みください

👉 <https://x.gd/uwzgo>

(7月25日締め切り)

※セミナー開催日は瀬戸内国際芸術祭の夏会期中です。お早目の宿の予約をお願いします。

※会場が当初お知らせしていた「生涯学習センターまなびCAN」から変更になっています。



A F E R

主催: 全国フェミニスト議員連盟サマーセミナー2025in香川 実行委員会

お問い合わせ: fem.summer2025.kagawa@outlook.jp / 090-3788-4746(植田)

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2025 年 8 月 7～8 日
場 所	レグザムホール（高松市玉藻町 9-10）
相 手 方	全国フェミニスト議員連盟サマーセミナー2025in 香川実行委員会
目的・内容 ・結果等	8/7 朝日新聞・高橋純子さんの講演では、女性新聞記者として男性記者とは異なる扱いを受けた経験や、現在の差別や分断を生むような SNS の使い方への危惧が語られた。 パネルディスカッションに登壇いただいた、北九州市議会議員の村上さところさん、河南町議会議員の佐々木きえさんからは、壮絶な議会での経験談を聞くことができた。しかし、「黙っていない」彼女たちの議会内外での闘いぶりを聞いて、こちらも大変勇気づけられた。 このご時世においてもなお、政治の世界では女性だからという理由で理不尽な想いをすることがある。わたし自身、議員になって 11 年経ってもなお、深夜のいたずら電話に悩まされている。村上さんは実際に送り付けなどの被害に遭っておられる。自分の言葉で語ること、意見をすることを萎縮させる、非常に卑怯なやり方である。それでも情報を発信し続ける彼女たちのバイタリティを見習いたいと思う。 8/8 分科会は、佐藤倫子弁護士の「狎的夫婦別姓と同性婚」。 司法の立場から見た選択的夫婦別姓や同性婚（すべての人に結婚の自由を）について語ってくださった。また、国会議員へのロビー活動など草の根運動のことも細かく教えてくださった。会場からの質問にも丁寧に答えていただいた。そして何より、最後はやはり、民意である。わたしたちの、こう生きたいという想いが世の中を動かしていくということを再認識できた時間となった。 本セミナーは、高松での開催ということで、実行委員としても携わらせていただいた。貴重な経験ができたとともに、全国に、本当に多くの政党に属さない、けれどもちゃんと自

	分の言葉で語り、議論し続ける女性議員がこんなにも多くいるということを改めて実感することができた。 今後も、狭い議会のなかだけではなく、横のつながりを大切に、仲間とともに政策についても議論を続けていきたい。
備 考	※レグザムホールでの開催であり、自宅からは自転車で往復したので交通費は計上しない。参加費のみ計上している。

政務活動記録票

年 月 日	2025 年 8 月 20～21 日
場 所	メイシアター（大阪府吹田市泉町 2-29-1）
相 手 方	全国政策研究集会 2025in 吹田実行委員会

全国政策研究集会 2025 in 吹田

■2025 年 8 月 20 日（水）

基調講演 江川紹子さん 「選挙とメディア」

マスコミ敵視が著しい

メディアが委縮している⇒デジタル対応ができていない。新聞では日経新聞くらい。読者、視聴者が離れていく⇒メディアが自信を無くしている

ニュースを伝える番組（テレビ）：報道番組のエンタメ化

バラエティ番組でニュースネタを取り扱う：エンタメ番組の報道番組化

⇒兵庫県知事問題で「おねだり」などの表現は大衆受けした（報道番組だけではなく、情報番組が大きく取り上げた）

◎声の大きな個人が増えた 北海道や東北では、熊の駆除をすると苦情の電話が鳴りやまない。新聞記事でも、記者の記事署名を見て個人を指名して攻撃をしてくる。

◎歴代政権の圧力…2014 年、当時の安倍首相が NEWS23 に出演した際、「厳しい意見もありますけれど、どうですか？」と振られ「街頭インタビューはネガティブなものばかり拾っているのではないかと文句をつける⇒自民党からの「選挙報道の公平・中立を求める」文書が発出される

⇒報道の自由とは？

◎公平・公正な選挙報道とは？政治的圧力のもとでの報道、どの局も同じような報道になってしまう。

⇒要縮

選挙報道の短縮化

放送倫理番組向上機構 検証委員会 放送法の「政治的に公平であること」は量的公平ではなく、質的公平を指している。発言内容の問題点や、政策情報を含めて、有権者に必要な情報を、取材に基づいた情報を偏りなく伝えていくことが求められている。

⇒BPO の意見書は効力があるが、テレビ局も新聞社も政党の顔色をうかがっているように見える。

ファクトチェック（8/19 朝日新聞）「参院選、期間中にも各社積極報道 ファクトチェックは昨年衆院選の 5 倍超」

大きな選挙（選挙期間）以外の時も、ファクトチェックを丁寧に行っていくことが大事。

外国人ヘイトの問題

⇒地方で問題が大きくなっている

生活の中の小さな不満が大きく肥大化している。

大分県日出町…ムスリムの土葬墓を作るか否かで問題に

埼玉県戸田市…外国人を減らせと訴えた候補がダントツのトップ当選、クルド人を念頭にしていることは明らか。

宮城県知事選挙…第一次産業を支えるために外国人労働者の受入が活発な地域。ムスリムの方が亡くなった際の墓地整備にも積極的⇒おそらく対立候補が出るのではないかと

※差別や分断は地域から広がり始めているのではないかと。

質疑応答

兵庫県議：丸尾まきさん

●さん、●さん、非常に能力のある、議会の中で孤軍奮闘されていた方だった。そのような方々が、兵庫県知事を虐めているというデマを流され、最悪の結果になってしまった。現在、開示請求中。損害賠償請求が認められても、名誉回復はされない。政府とは別の独立した人権機関（世界では 120 カ国で導入されている）で、裁判ではない形で解決できる制度を作らなければ、問題解決の手法を作っていく必要性。

こちら側が社会にメッセージを届ける方法はあるのか。

相手側のデマを流す量は桁違い。

⇒若者にとっては一番身近なメディアが SNS である。対抗するにはそこを使っていくことも大事。

⇒議員は市民からお叱りを受けることを甘受することが当たり前とされてきた。でも、そうではない、人権問題であり、人権侵害には毅然として対応すべきである。

吹田市議会：西尾さん

何らかの規制をしないと（SNS での誹謗中傷などに）、収集がつかないのではないかと。

吹田市民：

メディアの弱点。毎日新聞を購読している。ファクトチェックを選挙前、選挙期間にもしていた。応援したくて記事について共感するところが多いので激励の連絡をした。こうした読者の意見の表明はどの程度効果があるのか？

⇒メディアは起こられることは多くても、褒められることが少ない。読者や視聴者が積極的に褒めることをすれば、必ず現場には伝わっている。良くない記事の抗議だけでなく、良い記事に対する応援が、メディアの現場を「育てる」手立てのひとつになる。

⇒個別の記事や番組について。

瑞穂町議会議員

クルド人排斥運動…戸田市議会、議員という肩書での活動をやめてほしいという決議がなされた。他の議会では、攻撃自体をやめろという決議がされた。差別的な活動を容認していることに他ならない。自分のまちでは差別は許さないという議論を平時からしておくことが必要。

【まとめ・感想】

質疑応答の中で、良い記事や良い番組を褒めてメディアを育てることが大事ということが紹介された。これは地方メディアでも大手メディアでも同様で、わたしもこれまで素晴らしいと思った記事に対しては、記者に対してコメントを出すことを心掛けている。

今回の参院選でも SNS のあり方が多いに問題になった。SNS を適切に使うことと、SNS に使われることはまったく異なる。デジタルネイティブが増える中で、どのように SNS と付き合っていくのか、また権力に遠慮し続けるメディアをどう鍛えていくのかはわたしたち世代がしっかり考えていかなければならないと思った。

坂本治也さん（関西大学法学部教授）

「デモクラシーと地方自治～自治の必要性を再考する～」

デモクラシーは壊れやすい。

民主主義の後退。

2010 年ごろから、リベラルデモクラシー国家が減少している。

→ハンガリー、ポーランド、チェコ、トルコ…など

権威主義体制、専制体制の国もある。

「How Democracies Die」

現在の民主主義は軍事クーデターで突然壊れるのではなく、選挙で選ばれたリーダーが合法的に徐々に制度を蝕んで権力集中体制を築き上げることによって崩壊する。

権威主義的リーダーは、法の支配、権力分立、表現の自由、自由で公正な選挙を弱めようとする。

※権力は暴走する！「権力は腐敗する傾向がある。そして、絶対的な権力は絶対に腐敗する」アクトン
卿

③自治の理由

①権力の分散と抑制

②民主主義の醸成

地方自治は最良の民主主義の学校であり、民主主義の成功の最良の保証人である（ジェームズ・ブライ
ス）

⇒人々が地域課題の検討、議論、利害調整、自己統治、選挙、議会政治を身近なところで学ぶ場になる

③自己決定

人間は「自分のことは自分で決めたい」補完性の原理：できるだけ身近な単位で決定

④当地の効率性

単一組織が効率的に試合できる地理的範囲には限界がある。

特に、保健医療、社アイ福祉、公衆衛生、教育などは特に地域の実情に合わせ、現場に裁量を与えるためにも自治体を実施した方が効率的

→福祉国会で公共サービスの範囲が広がるとともに地方自治が拡充

※地方財政の果たす役割

防衛と年金は国が100%負担だが、内政を担っているのは地方自治体である

⑤政策競争

「足による投票」

政策の消費者である市民や企業は満足しなければ他の自治体に転出（国を出ることは難しい）

自治体は政策の質を向上させなければ、人口減、税収減のおそれ

⇒疑似的な「市場」による政策の質向上

※自治体発の政策革新

- ・岩手県沢内村の乳児・老人医療費無料化
- ・山形県金山町の情報公開条例
- ・横浜市の大気汚染規制
- ・金沢市の景観条例 …など

⇒他自治体が模倣し政策波及、後に国も採用して法律化される事例は多い

⇒全国ではいきなり開始できない思い切った政策でも自治体ならチャレンジできる。

ただし、夕張市のように失敗する事例もある。

▶人々は自治にどう向き合っているのか？

投票率の低下 統一地方選挙は国政に比べても投票率は低い

投票以外の政治参加の形態…日本は諸外国に比べて極めて低い

慈善的行為…日本は119カ国中118位（寄付、人助け、ボランティアなど）

⇒政治に限らず、他人に関与したがない

⇒住民自治の弱体化につながっている

小学生～高校生＝受験

大学生＝就活

社会人＝仕事

老後＝社会的孤立

⇒政治参加、社会参加に背を向ける日本人

子どもから高齢者まで政治のことを考える時間的余裕がない

地方議員の数が急減（平成の大合併以後、顕著）

地域住民を自治に導く人たちが減っている、無当選議員が増えている（町村議会で顕著）

⇒競争のない政治は腐敗につながりやすい

⇒適度な競争があることで、一部の人の政治になることを防ぐことができる

地方公務員の数も 25 年前に比べれば減っている。

もともと日本の公務員は世界のなかでも最少と言われるほど少ない。

地方行政や国の行政を「頼れる存在」に変えていく

また、市民社会（地縁組織、協同組合、NPO など）を頼れる存在にすることも大事

▶わたしたちはどうするべきなのか？

「わかりやすさ」を徹底する ⇒ 質疑応答で意見あり

地方議会は「何をやっているかわからない」という意識が一番高い

選挙に行かなかった理由「候補者の違いがよくわからない」

⇒地方議員は「伝える」ことに主眼を置くことが大事

⇒議会の中で何をやっているか、自分の活動

「合理的無知」人々は愚かだからではなく「賢い」からこそ政治のことを詳しく知ろうとはしない。自分のエネルギーを自分の趣味に費やす選択をする。政治に関する情報・知識の獲得に時間を費やさない。プラスになることについては行動するが、プラスにならないことには無関心。

⇒参加する市民を増やす！

自治体関係人口をどれだけ増やせるか

ひとつひとつの地域の活動（仕事と家庭以外）のすべてが地域の自治の実践場となり、「見えざる資産」参加者の幸福、健康増進にもつながる。

▶学校と職場の自治強化

人生の多くの時間を日本人は学校と職場で過ごす。

20 代と投票率も 8 割を超えるスウェーデンでは、若者団体を推進し、学校内民主主義を徹底。政治教育も積極的。

日本は 1970 年代以降、管理教育の強化、受験一辺倒の教育になっている。自由な思考の停止

教育基本法の理念

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

▶多くの時間を過ごす学校、職場こそを自治の実践場とすべきである。

質疑応答：■■■さん

「団体自治」と「住民自治」の定義をもう一度、丁寧に。

⇒地方自治の本旨（教科書的には団体自治と住民自治は同列）

「団体自治」：国から独立した地域団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機関によりその団体の責任において処理すること

「住民自治」：地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づき自己の責任において充足すること

⇒坂本先生：本来的には、我々住民が自治に携わることが最優先されるべきだと思っている。

旭川市議会議員：

「わかりやすさ」が大切とおっしゃったが、わかりやすすぎるのは危険なのではないか。複雑なことを思考することから逃げることはならないか？

⇒問題を単純化して荒っぽい議論をしている勢力に対して、こちらもわかりやすさで対抗すべきという意味である。日常においては、しっかり複雑なことを深く考えることが大事。

【まとめ・感想】

「住民自治」の大切さを改めて実感した。

特に、最後の学校と職場こそが自治の実践場であるべきだという言葉は、まさにその通りだと思う。18 歳になって、急に「選挙に行ってください」といわれても、何をどう選べばいいのかも教えられていない状況では無理があると思う。小学生、中学生、高校生と年代に応じて「自分で調べて考える力」を養えることと、政治と生活はつながっているということを、繰り返し丁寧に教える（伝える）ことが必要だと感じた。

ちょうど、今年度の総務委員会の所管事務調査が選挙に関する事なので、しっかり委員会の中でも議論していきたいと思う。

分科会2「くらしと政治をつなぐ市民活動 ～市民自治を問う～」

▶長谷川美津代さん（吹田市女性議員との懇談会：エンジョイ吹田）

家庭で高齢者を介護するのが当たり前の時代だった

高齢者福祉の大切さを実感

介護保険制度導入時に吹田市に特養 4 件⇒現在 40 件、ハードは整ったが、ソフトは後退していると実感。介護相談員になる。

公民館長時代は規制がたくさんあった、ボランティアだと自由に動ける。

高齢者施設…入居者が職員を呼んでも、「今忙しい」「後でいく」と言って対応できていないのを目の当たりにする

⇒傾聴サロン：吹田傾聴ほほえみを立ち上げ（奈良県・大阪府下で50団体立ち上げ）

▶ ■さん（西宮市・NPO法人なごみ事務局長）

あえて様々な立場を持ちながら街づくりに携わっている

NPO、地域、行政、大学、その他…肩書はさまざま

NPO 法人なごみ

2014年介護保険制度（地域共生事業）見直しの際に立ち上げ

すべての住民が住み慣れた地域で暮らしつづけられるまちの実現をめざして活動

まちのよろずや 200名が登録（コロナ禍で高校生の登録が増加）

小学校1年生～92歳が登録、自分ができることをしている

行政との認識のずれ、使っている言葉の違いに違和感を持つ

⇒実際に行政の審議委員などになり、行政側の考えを知る

⇒行政の動きは未来を見据えているが、現場は見えていないのではないか？

これがずれの本質！

・立場を変える事で言語の違い・主義、主張を知る努力

・自分自身は「主体的」であるかどうか？

・声を聞き、声を聞いた後を大事に育て合う

・誰もが「何かしたい」と思った時に、「何か」ができる環境と土壌づくり

・自由に「学び合い」が生み出される地域

⇒入口は社会の問題や課題ではなく自分自身の「好き（趣味）」や「できる（得意）」

⇒そこに「楽しい」だけで終わらない「学び合い」や「気づき・違和感・不自由さ」または「やりがい」を感じる機会や場面

⇒行動・感情の動き・意識・行動へ

■先生）住民自治を実行する人々を体現するお二人だと思う。

このような素晴らしい活動をする方はどうすれば増えるのか？一人では街は変わらない、損得で動く人が多い。おふたりのきっかけが知りたい。

■さん）PTA もあて職、公民館館長も自分の意志では動けなかった。自分の考えで社会を変えたい

と思った。

■さん) 転機は大学時代。高校までは剣道しかしていなかった。大学時代に教員になりたいと思った
⇒学校現場を見る機会を増やすと、教員が窮屈さを感じていることを知った
⇒大学3年生の時に、自分で学校を作ろうと思い立った
⇒南山城村の廃校を借りて3日間のキャンプ、普段の「教育」の外側に学びがあることを知った
⇒原点は社会への不安、怒り、違和感だった。

■先生) おふたりとも、思い立ったら行動できる人だとわかった。
おふたりの話の中に「議員」の話が出てこない。これまでの活動の中でかわりがあったか？

■さん) 今回の米騒動で、自民党議員がスーパーに多数の職員を引き連れて視察に来ていることに強烈な違和感を感じた。普段の生活をしていたらわかることではないのか？普段の生活の中から政策は生まれてくるのではないか。

■さん) 議員とはつながりがある。肩書はどうでもいい。一緒に考えたい、活動したいと思える人には議員かどうかに関わらず、情報を送っている。結果として議員だったということが多い。

■先生) おふたりとも活動を楽しんでいる。どういうところが楽しいのか？

■さん) いろんな方と出会えること。地域内外の人と出会って話して活動ができることが楽しい。

■さん) 自分が知らないことに出会えることが楽しい。年代の違う人と出会えることも楽しい。

■先生) ボランティアが面倒なだけではなく、楽しいことだということがもっと世間に伝わればいい。逆に、疲れたり、諦めようと思ったことはないのか？どのように乗り越えたのか？

■さん) ほとんどないです。痛みと思わない。行政に対してカチンとくることはあってもそれをばねにしている。

■さん) 地域活動＝地域の文化を変えることでもあるので、ぶつかることもあるし、大変だと思うこともあるが、大変が前提だと思ってやっている。

■先生) ■さん、いろいろなチャンネルでご活躍されている。テーマが変化している。多くの人は専門的にひとつのことをやるが、その秘訣は？

■さん) 生活の中で「おかしい」と思うことがあれば動くことにしている。気づきを行動に変えることが大事だと思っている。

先生) 田村さんも同じ、NPO 活動は良く何年たっても同じ人がトップにいるということは珍しくないが、いろんな展開をするという存在は貴重だと思う。

これまで、ご自身が政治家になって制度を変えようと思ったことはないのか？NPO 活動や地域活動を通じて変えようと思った理由は？

さん) 議員は皆さんの付託を受けているので自分勝手なことができない、責任が伴う。自分の好きなことをしたいと思った。

さん) 議員になろうと思ったことはない。役割分担だと思う。政治家じゃないからこそできることがあると思っている。

先生) 地方自治の主役は議員でも政治家でもなく、お二人のような住民だと思う。それぞれの立場でできることを大切にされているのは素晴らしい。

さんのように、議員でも公務員でもないが、NPO として仕事をしている人は日本にはまだまだ少ない。大学生の進路に NPO は出てこない。どうすれば仕事として選んでもらえるのか。

さん) 街づくりに関わりたいという大学生は多いが、就職できる NPO 自体が少ないのが問題だと思っている。いろんな組み合わせで働ける世の中がいいのではないかな。

さん) 福祉の世界ではボランティアは無償が当たり前になっている。何なら交通費は実費負担している。もっと、有償が当たり前になればいいと思っている。

【まとめ・感想】

高松市でも、さまざまな審議会に公募委員であったり NPO 代表者であったりを委員として採用し、住民の意見を取り入れようとしているが、形骸化していないか。公募委員が本当に住民の意見を発言しやすい場になっているか、またはその意見が行政の意思決定に反映されているのか、大変気になった。

NPO だからできること、ボランティアだからできること、行政だからできること、議員だからできること、それぞれに役割はあるが、バラバラに活動するのではなく、そのすべてに横ぐしをさしていくことで、より地域での暮らしが豊かになるのではないかと考えた。

それぞれの活動には限界があるが、連携することで限界の枠を広げることができる。

8月21日(木)

分科会4：子どもの日常から考える「子どもの権利」

～いま、「子どもの権利」「子どもの声を聴く」ってどういうこと？～

関西大学社会学部 吉岡洋子さん(北欧社会研究・主にスウェーデン、子ども家庭福祉)

1. なぜ今、子どもの権利か？

2023 年 子ども基本法、子ども家庭庁スタート

- ・子ども若者からの意見聴取、政策への反映が努力義務に

国際社会の動向

1989 年 国連子どもの権利条約（今日、世界各国の子どもの政策・支援実践における共通基盤）

⇒子どもの権利侵害の歴史への反省

- ・戦争、差別－第二次世界大戦 コルチャック（子どもの権利条約の父）

- ・児童虐待－1960s アメリカ 小児科医による問題提起

－1970s イギリス、北欧 虐待死を背景とした市民運動

⇒1959 年 児童の権利宣言、1979 年 国際児童年

- ・子どもの健全な成長に必要な、社会保障・教育・遊び・余暇の権利等を規定

⇒1990s～ ヨーロッパ諸国で若者政策

日本の動向

1994 年 子どもの権利条約批准

2016 年 児童福祉法改正（子どもの権利を初明記）

2023 年 こども基本法、こども家庭庁

- ・子どもをめぐる政府の従来的対応

子育ては家族問題との伝統的視点、公的支援・介入に消極的

1990s 出生率低下で、少子化対策を掲げる

現実社会では、虐待、不登校などの課題が顕在化

2000s 子ども・子育て関連の法制度整備は続く…

しかし、子ども権利の視点×国連からの勧告にも対応不足

2010s 諸課題が深刻化、社会問題化、既存制度の限界。

- ・虐待死事件、子どもの貧困、ヤングケアラー、不登校、子どもの自死増加など

2. 「子どもの権利」の視点と「子どもの声を聴く」

▷子どもの権利、というときの「子ども観」

- ・受動的権利だけではなく、主体的権利を持つ権利主体である。

- ・大人と等しくひとりの人間としての子ども

- ・「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」を有する

- ・しかし、子どもの権利条約が示す、保障されるべき「〇〇する権利」が守られていない

・子どもの権利実現のために、子ども自身（個人、集団）に関わることに思い・意見をあげることは当然で不可欠、子どもの意見は尊重されるべきとの視点（12 条：意見表明権）

▷子どもの声は聴かれにくい、大人・社会に届きにくい

例①親が決めた塾ばかりの毎日がしんどい

- ②スポーツコーチからの暴力
- ③高速に納得がいかない 等

<おとな側の問題>

- ・未熟な存在、保護の対象とみる子ども観
- ・自分が聴かれた経験がない、聴いたあとの対応がわからない
- ・統制できなくなることを心配

▷子どもが思い・声をあげやすい環境や仕組みとは？

安心、秘密を守る、否定せず聴いてくれる、解決を焦らない、第三者、対等にみてる、楽しい・面白い、若い、似た経験を持つ人 等

⇒自分で意見して物事が決まった、ちゃんと聴いて・対話をしてもらえた、小さくても変化が起きた等の経験が極めて重要

⇒スウェーデンの例

- ①校庭の遊具 予算を示されて、子どもたちが決める
- ②メーデーのデモ 参加し、民主主義を実感する
- ③NPO が法案への意見提出（レミス）ー若者団体も 組織団体は民主主義の学校である
- ④子どもが児童相談所職員と話す時に、アドボケイトが同伴（本人希望による）

3. 子どもの権利保障、声を聴くための仕組みと方策

2025 年 日本の現状

国	・法律 子ども基本法、児童福祉法改正 ・文科省 生徒指導提要 ・審議会への若者参加 等 ・<u>国内人権機関ー日本は未設置</u> （他国では子どもオンブズマン、子どもコミッショナー等の名称。子どもの権利条約批准国には設置が求められている。）
地方自治体	・子どもの権利条例 ・啓発広報 ・行政から独立した相談・人権擁護機関 ・委員会、アンケート、ワークショップ等での意見聴取 ・学校での権利学習 ・意見表明等支援事業 等
市民社会、地域	・子どもの権利を掲げる NPO ・ユースセンターや若者当事者団体 ・子どもに関わる地域活動、居場所等を通して
家庭内	・日々の親子の関わりのなかで

▷大きな変革期の今

- ・「子どもの権利」の視点を、子どもも大人も共通言語・認識として持ち、公民での議論や実践の前提へ
- ・社会の仕組みとして & 日常生活のなかで、子どもとの関わり方や、子どもが参加できる方法を工夫することが必要。公的機関や専門職も、住民・市民の側にもできることが多々ある。

(例) 子どもの日常に関わる市民の取組 ～場や方法論が各地で次々発展中～

- ・子ども若者の居場所
- ・精神疾患の親を持つ子ども若者のコミュニティ

▷子どもに経験してほしいこと

- ・自分の気持ちや権利を知ること
- ・安心して話せる大人、理解・応援してくれる大人との出会い
- ・選ぶ、意見を言う、参画・対話、その影響力を感じる

▷大人は「子どもの権利」のメガネで子ども・社会を見る

- ・子どもの今を見る、力を信じる
- ・子どもの声は聴かれ難い、権利は侵害されやすいことの意識
- ・思いや意見を聴く工夫、参加できる工夫

※大人が聞きたいことの誘導、アリバイに陥らないよう留意が必要

■■■■さん (NPO 法人 COCONI 代表)

「きたけん家」代表

- コミュニティカフェ、高齢者支援、学習支援、子ども食堂、子育てひろば など
- 吹田市単費で高齢者ふれあいサロン事業の補助金が出ている (家賃)、人件費は出ない
- どう続けていくか？日本財団の「第二の居場所」に応募 (吹田市との協定が必要)、採択

教育における「自治」とは？

教育＝家庭教育、学校教育、社会教育

- ・主体的な学びがある

子ども自身が自分たちの生活や学習を「自分たちで決める・運営する」経験を通して責任感や自立心を育む

- ・民主的な態度が育まれる

学級会や生徒会活動などで、話し合い・合意形成・役割分担を担うことが、民主主義の実践に繋がる

- ・人間関係の学び

意見の違いを調整する、相手の立場を尊重する、協力して課題を解決するなど、人と繋がる社会活動に必要なスキルを学ぶ

⇒子どもの声を聴けているのだろうか？

子どもの声を聴くとは？

子どもの権利条約第 12 条意見表明権

⇒子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

Opinion＝自分の意思で言語的に表出すること

Views＝態度やしぐさなども意見

子どもの自殺者数 高校生 349 人、中学生 163 人、小学生 15 人

⇒いずれも前年比増加

社会教育とは一学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

⇒学校・家庭・教育が抱える課題は、それぞれが単独では解決できない状況にある。

・行政にお願いするときに、しっかり何をやっているかを見せるようにしている。

収支、事業内容、子どもの変化…

質疑応答

・子どもの意見表明権を進めていくために大切だと思うことは？

■さん) 日常のかかわり、フィードバックとプロセスが大事。子どもの名前を聞かないなど、シンプルだが大切なことができていない。

■さん) 家庭でいうと自分のこどもだけしかみていない。人の子どもは知らないという意識の改革。教育現場に関しては予算が少なすぎる。主体性を育む授業や、個別最適な授業をしたくても予算が足りずにできていない。予算確保大事。

■さん) 理由を問うこと。駅前でスケボーしている子どもにもなぜここですか、禁止されている区域なのに、と聞くと、他に場所がない、家にいたくないなど様々な理由が出てくる。理由なく何かをすることはない。理由を聞いて、どうすれば解決できるかを考えていくことが大事。

・家族の精神疾患、ヤングケアラーの子どもが増えている。不登校の子ども増加するなかで、どのように対応していくべきか。

■さん) コミュニティスクールの機能強化。昔は、連絡網もあったし、だれがどこに住んでいるかがわかったが、今はまったくわからない。他の家庭に手助けしたくてもできない状況。コミュニティスクールは制度化されているので、活用しやすい。

学校の先生が一番大変なのは保護者対応。学校がやっていることがわからない。家庭と学校のつながりも希薄化しているのではないか。

■さん) 声をあげたい人はたくさんいるが、どこにどういえばいいかわからない人が多い。情報の徹底開示。諸外国の良いモデルは取り入れていくべき。

・人権意識が低いのではないか。小学校で人権を学ぶ機会はあるのか。日本と諸外国では人権に対する意識が異なる。

吉岡さん) 人にやさしくしよう、という教育はしているが、「誰もが生まれ持った権利」をしっかり教えているかと言えば「？」である。スウェーデンでも人権教育として取り上げているわけではなく、民主主義を学ぶなかで人権を学んでいる。

【まとめ・感想】

高松市でも、子ども計画が策定され、HPにも子どもの意見箱が設置されているが、

自治体からのフィードバックができていないのか、どのようにその意見が取り扱われているのかは見えてこない。また、子どもたちからのスタートである制度にもかかわらず、子どもが制度を知らないことが多い。教育の中で、という思いは大きいですが、教員が切羽詰まっている状況では丁寧にゆっくり民主主義を育む教育を実施することは難しいのではないかと思います。水木さんが「圧倒的に教育予算が足りていない」とおっしゃっていたが、予算も、人手も足りていない。また、コロナ禍を経て、人との距離がより一層できてしまった。

「子どもの権利」を明確にして、意見表明権を自治体に根付かせていくことが今後求められるのではないかと感じた。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 3	領収書総額	5,000 円
使途内容	10/31~11/2 第57回公的扶助研究全国セミナー参加費	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	5,000 円
備 考			

2025年10月31日

領 収 証

太田 安由美 様

¥ 5, 000 -

上記、確かに領収いたしました。

ただし、第 57 回公的扶助研究全国セミナー 参加費 として

全国公的扶助研究会

会 長 中 村 健

全国公的扶助研究会 事務局

〒113-0001 東京都文京区白山 1-13-7 アクア白山ビル 5 階

FAX:050-3730-2116 e-mail: zenkoku@kofuken.com

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	18,750 円
使途内容	①10/25,26 日本財政学会参加のための交通費（京都） ②10/31 羽田→新橋 ③11/2 品川→羽田	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	18,750 円
備 考	②③は飛行機から新幹線への乗りぎのための電車代 ③		

(領収書等貼付欄)

①

領 収 書 太田 安由美 様

Receipt
領収年月日 2025.10.15 登録番号: T1470001002014
金 額 ¥17,900 (消費税等込み) 税10%

上記金額正に領収いたしました。

購入商品 J R 乗車券類
(30976 4枚)
四国旅客鉄道株式会社
高松MN-3発行 40977-01

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 高 松
用 務 署 承 認 済

③

②

領収証

利用年月日 2025年10月31日

取引内容 (税率: 10%)
乗車券発売

ご利用金額 520円

・御度ありがとうございます。
・この領収証は大切に保存してください。

発売駅名 羽田空港第1
号数番号 券A12
伝票番号 5649
登録番号 T4010401002047
東京モノレール株式会社

宛先 太田 安由美

領収書

太田 安由美 様

ご利用年月日 2025年11月 2日
時刻 14時51分

取扱内容 : 乗車券精算・発売

領収金額 330円※

※10%対象

上記金額正に領収いたしました。

この領収書は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

品川駅 3812

係員多機能機

No. 8516

京浜急行電鉄株式会社

登録番号 T7010401009277

2025 年 10 月 31 日（金）～11 月 2 日（日） 第 57 回公的扶助研究全国セミナー
会場：新潟県民会館、新潟県立大学

10 月 21 日（金）

【1】記念講演 市民が生存権を取り戻すとき～いのちのとりで最高裁判決の意義と課題

弁護士・尾藤寛喜さん

➤生活保護基準引き下げの経緯

背景

2012 年 12 月に政府が生活保護基準の引き下げを決定

2013 年～2015 年にかけて段階的に実施され、最大約 10%の削減となったケースも存在
多くの生活保護受給者の生活に深刻な影響を及ぼしました

➤波及効果

生活保護基準の引き下げは、単に受給者だけでなく、以下のような広範な制度に連鎖的な
影響を与えた。

最低賃金の算定基準

住宅扶助

就学援助

その他各種福祉制度の基準額

➤いのちのとりで裁判

・裁判の特徴

生活保護基準の引き下げに対抗して、受給者と支援者らが全国各地で提起した集団訴訟。

・主な争点

憲法 25 条(生存権)違反: 引き下げが「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法 25
条に反するか。厚生労働大臣の裁量権の逸脱: 基準引き下げの決定が大臣の裁量の範囲を
超えた違法な改定か。算定根拠の妥当性: 引き下げの計算根拠に誤りやバイアスがあるか。
生活実態との乖離: 最低限度の生活が実際に確保されているか。

・成果

全国各地で勝訴判決や一部勝訴判決が出ており、引き下げ政策に一定の歯止めをかける効
果を上げている。

➤朝日訴訟の歴史的意義

・概要

1957 年、福岡地裁で始まった生活保護法の運用と憲法 25 条を巡る画期的な裁判。

・歴史的意義

初めての生存権訴訟: 憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活(生存権)」を司法の

場で真正面から争った日本初の大規模訴訟

・社会的インパクト

存権の具体的な意味を国民的課題として押し上げた。その後の福祉法制や社会保障政策の設計に大きな影響を与えた。最低限度の生活水準の在り方について社会的議論を促進。

・現代への継承:

➤朝日訴訟の精神は「いのちのとりで裁判」にも受け継がれている
生活保護基準や社会保障政策が問われる際の重要な先例となっている

➤両訴訟の連続性

朝日訴訟からいのちのとりで裁判へと続く流れは、以下の点で一貫している

- ・憲法 25 条(生存権)の具体的保障を求める姿勢
- ・最低限度の生活の基準を司法で問う手法
- ・社会保障政策全体への影響力
- ・国民的議論を喚起する社会運動としての側面

これらの訴訟は、単なる法的闘争を超えて、日本の社会保障制度の在り方そのものを問い続ける重要な歴史的・社会的意義を持っているといえる。

➤いま私たちに求められていること

- ①最高裁判決の完全履行と厚生労働大臣宛の要請書の内容の実現→最高裁勝訴判決の歴史的意義をもっと広め、厚生労働省の対応の違法性、不性をさらに広く明らかにする
⇒そのためには「現場からの声」「地方からの声」が重要
- ②生活保護の権利性についての広報、スティグマの解消のための努力をする
- ③他の社会保障制度の拡充、改革要求との連携と共闘
- ④税制、社会保険料の問題点について理解を深め、その改革に努める
- ⑤諸外国の制度に学び、運動の指針とする

【2】リレートーク

A さん（生活保護世帯出身の大学生（新潟大学法学部））

「未来応援奨学金にいがた」を利用して勉学に励んでいる。

子どもの目から見た CW の現場。世帯は母親、A さんのシングル家庭。パニック障害、統合失調症の症状あり。小さなころから母に変わり、様々な手続きを進めてきた。

子どもをひとりの人格として尊重して欲しい。

深夜母がパニック、過呼吸で混乱し救急車。A さんが精神保健手帳などを持って同行。「もっとお母さんの面倒を見てあげなさい」と救急隊員に言われた。頭が真っ白になった。ずっと我慢してきたことが真っ白になった。

一方、市役所で母親が暴れた時、市役所の職員、CW が「大丈夫だよ、大変だったね」と声をかけてくれた。自分はひとりじゃない、当事者として見てくれている人がいるという事実に励まされた。SW さん、地域の人、そうしたかかわりのある人の言葉は人の心を殺すことがある一方で、明るく照らしてくれることもある。

大学受験の時、不合格だった時に備えて CW さんが就職などの準備をしてくれていた。当時は一生懸命受験勉強をしている隣で不合格の準備なんて、と腹が立ったが、今考えると、生活が破綻しないように一生懸命考えてくれていた、将来を見据えた本気の支援だったと思う。甘やかすこと＝今だけを見ること、尊重すること＝未来を見ること、たとえ耳の痛いことでもしっかりと言えることが大事。

CWこそが子どもの命を救う最前線。

児童相談所にはできないことがCWにはできる。

パニックを起こした母が包丁を振り回して、警察を呼んだ。翌日、警察から「障害者虐待の容疑がかかっている」と言われた。家庭に入り込まない組織の判断はこうなる。家庭をよく知っているCWだからこそ救える子どもがいる。

ひとりの子どものヒーローになれる仕事がCWである。

Bさん（双極性障害、生活保護利用者）

幼少期から母から罵声を浴びせ続けられていた。

妹との扱いの差。叔父からの性被害を相談すると「お前が悪い」と言われた。

「精神的虐待」であることが 40 歳を過ぎてからわかった。ようやく家を出たいと決意したが、市役所では話を聞いてもらうしかできなかった。再び相談員さんと福祉事務所に行き、シェルターに入り、生活保護を利用することができた。しかしCWの話が難しくて理解できなかった。「代理納付」と言われても専門用語は混乱している時には特にわからない。

今は食べ物をとにかく節約して過ごしている。

まわりの人からは、「変わった」と言われるようになった。

今は、就労移行支援や定着支援サービスを利用しながら、就職を目指している。

苦しいことや悲しいことがあったが、その分、人よりも幸せを感じられる人になった。誰かの助けになりたい。生活保護制度を利用して本当によかった。

Cさん（新潟市福祉事務所・2年目のCW）

生まれも育ちも新潟市。90 世帯を担当。総合病院がたくさんある地域で、障害や傷病を抱えている利用者がいる。学生アパートが多く、そこに入居している人も多い。

訪問や面談を重ねてようやく信頼関係を築けるようになってきた。

話題になるのは物価高。生活が厳しいとの声、物価上昇についていけない人も。年金が高くなれば保護費が減額されるのでブライマイゼロ。最低生活費がぎりぎりのところを支える

基準であることが問題。

一方、節約している人、ポイントを活用している人、そもそも食欲がなく食事量が多い人は物価高でも対応できている。男性や若い利用者の方が食費に充てるお金が大きくなる。主観的なケースワークになっていないか、常に自己を顧みている。

生活扶助を減らすことは結果として、医療扶助を増やすことになっているのではないかと感じることもある。

仕事のやりがいを感じる日々。困難事例もあるが、しっかり経験を積んで成長していきたい。

【3】特別報告・問題提起

生活保護受給者の生活実態調査報告 2024

長野県民主医療機関連合会／長野中央病院 MSW 桜沢篤志さん
地球温暖化による酷暑、世界情勢の不安定さからくる物価高騰は人々の生活を脅かすものになっている。とりわけより弱者が窮地に陥ることは明白である。長野県民主医療機関連合会としてこの酷暑の中、生活保護基準が引き下げられたままの生活保護利用者の夏の生活実態を把握し、憲法 25 条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活が保障されているのかを検証した。

◎調査概要

調査期間：2024 年 11 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

調査対象：長野県民医連加盟の病院および診療所、介護事業所の患者の内、生活保護を受給している方

調査方法：職員による聞き取り

対象者数：88 世帯 107 名

◎調査結果から

・冷房の所有人数の内訳の中でも扇風機とサーキュレーターのための割合が約 4 割あり。冷房の分類として数えてはいるが、酷暑を乗り切るには厳しい状況

・自由記述の中に、エアコンがあったとしても電気代を気にかけて使わないという発言も見られた。これは社会情勢の物価高騰の影響やそもそもの基準額が低いことも容易に考えられる。

・食事の回数も約 3 割の人で 1 日 1～2 回と回答。食事内容も決して、栄養バランスが整っていないものが多い。疾患も慢性疾患を抱えている人がほとんどであるため、食事は治療としても大切ではあるが、お金のやりくりの中で真っ先に削られる状況にあると考えられる。

・自由記述の中に「余裕がない」という回答も多い。物理的にも精神的にも余裕がない状況がある。

◎まとめ

生活保護費が引き下げられた 2013 年以降、数回にわたり実態調査を行っているが、生活状況は改善していることはなく、むしろ物価高騰や酷暑で悪化しているのではないかと感じている。最高裁での判決が下された今、改めて「基準額の引き上げ」や「夏季加算」などの提案をしていきたい。健康で文化的な生活とは何かを考えていきたい。

◎問題提起

困窮したときに誰でも使える制度であるために引き続き実態調査を通して問題提起をしていきたい。

▶感想、まとめ

2025 年 9 月定例会で、生活保護利用者の生活実態を把握し、「健康で文化的な生活」を守るためにも、アンケート調査等をおこなう考えを伺ったが、高松市は実施しないとの答弁だった。そうした意味で非常にタイムリーな内容だった。桜沢さんの報告を聞いて、やはりアンケートや丁寧な聞き取り、聞き取るだけではなくそれを報告としてまとめることは必要だと思った。しかし一方で、参加していた CW の方々と話すなかで、事務作業まで手が回らず残業が過多になっているとの厳しい現状も伺うことができた。できればアンケートや聞き取りのチームなどを作って集中的に対応できればいいのではないだろうか。地域や気候によっても出てくる課題はまったく異なってくると思うので、高松の課題を把握する必要がある。

➤田舎の生活水準は低くてもいいのか？

- ・地方の福祉事務所は兼務で給付金事務担当をさせられる場合が多い。
- ・田舎暮らしは本当にお金がかからないのか？

⇒例えば新潟の場合、豪雪地帯＝除雪やインフラを支えるためにお金がかかる。除雪機や井戸で雪をどかさなければ外出できない。

- ・面積は広いが人が少ない、商店も少ない。中学校区内食料品店はコンビニ 2 件だけ。
- ・生活保護利用者は車利用するなど言いつつ、CW は車で巡回しなければたどりつけない山間地がある

- ・3 級地の 2 は保護基準が上がったが、上昇幅を抑えられた地域

・生活保護法第 8 条第 2 項：「所在地域別」との文言があるがおかしいのではないかと訪問販売も来ない地域、コンビニもない地域がある。

- ・物価が一番安いのは、大都市のコストコなどがある地域なのでは？田舎になればなるほど、物価は高くなるのではないか。

・平成の大合併 120 の市町村→30 の市町村になった。全国で一番の規模。合併しても級地の区分は変わらなかった。

- ・最低賃金が地域によって違うのは国際的にみても珍しい
- ・最低生活費に差を設けることは、合憲なのか？

■11月1日（土）

午前 分科会 刑余者

刑余者支援と地域生活定着支援センターの役割

➤下関駅放火事件にみる課題の顕在化

平成 18 年 1 月 7 日午前 1 時 50 分頃、JR 下関駅構内のプレハブ倉庫から出火し、駅舎東口が全焼する火災が発生した。被害額は 5 億円を超える甚大なものとなった。

現住建造物等放火（刑法 108 条）の罪で逮捕されたのは当時 74 歳の男性であり、放火の前科を 10 件有し、40 年以上を刑務所内で過ごしていた。裁判では懲役 10 年の実刑判決が下されたが、裁判官は「軽度の知的障害を有し、高齢でありながら、出所後に格別な支援を受けなかった」と指摘した。

過去 6 回の裁判で知的障害等が認められていたにもかかわらず、福祉サービスにつながることは一度もなかった。

この事件は、司法と福祉の連携不足、そして刑務所が「福祉の最後の砦」となっている日本社会の構造的課題を明らかにした。

➤地域生活定着支援センター設立の経緯

こうした課題を背景に、平成 18 年から 20 年にかけて厚生労働科学研究「罪を犯した障害者の地域支援に関する研究」が実施された。

続いて平成 20 年 12 月、犯罪対策閣僚会議による『犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008』が策定され、その中で「福祉による支援を必要とする刑務所出所者の地域生活定着支援」が明記された。

この流れを受け、平成 21 年に「地域生活定着支援センター」制度が創設され、平成 24 年 3 月には全都道府県での設置が完了した。

➤地域生活定着支援センターの概要と役割

（1）目的

センターは、高齢または障害を有し、刑事手続や保護処分による拘束を解かれた後に自立した生活が困難な者に対し、福祉サービス等を速やかに利用できるよう支援する機関である。その目的は、本人の能力に応じた地域生活を支援し、福祉の増進および地域共生社会の実現を図ることにある。

（2）基本的役割

高齢・障害のある刑余者が社会復帰する際の「福祉的橋渡し役」を担う。保護観察所、自治体、福祉機関、医療機関などと連携して支援を調整する。強制力はなく、あくまで福祉の立場から支援を行う。

➤主な業務内容

コーディネート業務：退所予定者に対する福祉サービス等の調整。

フォローアップ業務：地域生活における状況確認や助言。

相談支援業務：退所者や関係者からの相談対応。

啓発業務：関係機関とのネットワーク構築、地域の理解促進。

被疑者支援業務：釈放直後に福祉サービスを利用できるよう調整。

➤支援対象者（特別調整対象者）

センターの支援は保護観察所の依頼に基づいて開始され、以下の条件を満たす者が対象となる。

高齢（概ね 65 歳以上）または障害があること。

釈放後の住居がない、または不適切であること。

自立生活に福祉サービスの利用が必要と認められること。

社会復帰支援の必要性が相当と判断されること。

本人が支援を希望していること。

個人情報提供について同意していること。

しかし、平成 27 年度の統計では、支援対象者の約 3 割が福祉につながらず支援が終了している。

➤刑務所の現状と課題

（１）構造的傾向

犯罪件数・受刑者数は減少傾向にある。

知的障害や認知症を有する受刑者が増加。

軽微な犯罪でも実刑となるケースが多い。

高齢化が進み、身体能力や認知能力の低下に配慮した運営が求められている。

（２）刑務所内での対応

バリアフリー化、作業時間の短縮、健康運動指導などを実施。

心理技官・社会福祉士による面接支援。

（３）刑務所長期化の影響

思考力・判断力・コミュニケーション能力の低下。

自己決定や生活スキルの喪失。

社会との断絶や自己喪失感の増大。

➤出所後の支援体制

（１）更生保護施設

全国に 103 施設あり、民間の更生保護法人等が運営。宿泊・就労支援を行う。

（２）自立準備ホーム

保護観察所に登録された NPO 等が運営し、日常生活指導等を行う。福祉専門職が常駐しない場合も多く、支援体制にはばらつきがある。

(3) 更生緊急保護

釈放後 6 か月以内で、親族や公的支援を受けられない者に対し、宿泊・医療・就労支援を行う緊急制度。

➤障害者・高齢者と犯罪の関係

障害や高齢が「犯罪を犯しやすい」要因ではなく、理解力不足による誤解や不利益な取調べ、経済力・支援者の欠如、社会的孤立・貧困等の環境要因により、「捕まりやすく実刑になりやすい」という構造的問題がある。日本の司法制度には、障害や特性に配慮する仕組みが十分に存在しない現状が指摘されている。

➤福祉に関わる意義

刑余者の多くは、虐待・いじめ・貧困・教育機会の欠如などの被害や逆境を経験しており、愛着や人間関係形成の困難、社会的孤立、生きづらさを抱えている。

こうした複雑な背景を持つ人々が再び社会とつながるためには、「司法」だけでなく「福祉」が不可欠である。「一人では環境を変えられない」「一人では更生できない」という現実を支えるのが地域生活定着支援センターである。

➤地域生活定着支援センターの効果

センターの支援を受けた場合と受けなかった場合の再犯率には、次のような顕著な差が見られる。

支援の有無	高齢者再犯率	障がい者再犯率
支援なし	46.4%	39.3%
支援あり	7.1%	10.0%

この結果から、センターによる福祉的支援が再犯率を低下させていることが明らかである。センターの主目的はあくまで福祉支援であり、再犯防止は副次的効果ではあるが、その社会的意義は非常に大きい。

➤おわりに

刑務所が福祉機能を代替する現状は、司法・福祉両面の支援体制の脆弱さを象徴している。地域生活定着支援センターは、出所者が「孤立」から「共生」へと移行するための重要な架け橋である。今後は、司法と福祉の連携強化、個人情報を超えた協働体制の構築、そして地域社会全体での理解促進が求められる。

午後 分科会 身寄りなし問題

近年、日本社会では少子高齢化と家族形態の多様化に伴い、親族や親しい知人など身近な支援者を持たない「身寄りなし」状態に置かれる人々が増加している。夫婦であっても一人が亡くなればひとりになる。いわゆる「予備軍」。総務省統計や厚生労働省の調査によれば、独居高齢者世帯は年々増加傾向にある。高齢になると医療・介護・住まい・財産など、これまで経験したことがない重大な判断や手続きが連続しておこる。

⇒寄り添って伴走してくれる人が必要。

葬送・死後事務における支援の欠如も深刻な課題となっている。

「身寄りなし問題」は、単に家族の不在という個別の困難にとどまらず、地域社会や制度設計の不備を浮き彫りにする社会問題である。

①医療・介護分野

本人の意思決定支援が困難となるケースが多い。延命治療や施設入所などの選択が迫られる場面で、代行者が存在しないために、医療機関や自治体が対応に苦慮する事例が報告されている。また、成年後見制度や任意後見制度の利用は増えているが、手続きの煩雑さや担い手不足が普及の妨げとなっている。

②居住支援の側面では、保証人不在により賃貸住宅への入居が困難となり、生活困窮や住まい喪失につながるリスクが高い。住宅確保要配慮者に対する居住支援法人制度は設けられているものの、地域間格差や法人の活動資源不足が課題とされる。

③死後の対応に関しては、葬儀や納骨を誰が担うのかが不明確となるケースが多い。

結果として、自治体による「行方不明死・生活保護法に基づく火葬」扱いとなるケースも増加している。2023 年厚労省・日総研調査によれば引き取り手のない遺体は約 4 万 2 千人と推定され全死亡数の約 2.7%に相当する。数値化された点には大きな意味があり多くの自治体で相当量の事案を抱えている。これは個人の尊厳の観点から看過できない。

身寄りなし問題は「医療・介護」「住まい」「死後事務」「地域的孤立」の複合的課題として存在している。ただ、「身寄り問題」の支援制度は昨今急激に動き出している。高齢者終身サポート事業のガイドライン、業界団体設立準備、そして社会福祉法の改正により新日常生活自立支援事業。経済的余裕のある方は高齢者終身サポート事業、困窮者は生活保護、中間層は社会福祉協議会が支援する。このような制度を国は模索しているようだ。もちろん課題も多い。社協にそれほどのマンパワーがあるのか？終活という多様なニーズに対応できるスキルなど、課題は山積しています。「身寄り問題」は総力戦。公的支援だけでなく地域住民や互助会組織、NPO や民間事業所の参画を含めた多層的支援体制の構築。そして持続可能かつ包摂的な支援体制の具体化が急務である。

▶感想、まとめ

新潟県では、魚沼市が全国に先駆けて「身寄りなしガイドライン」を作成したという。行政だけでは担いきれないところを、様々な機関がスムーズに連携できるようになったという。調べてみると、県内では多度津町が「身寄りのない方に関わる支援者・機関のためのガイドライン」を策定していた。

高松市では、身寄りのない方にどのように対応しているのか、関係機関が、最期まで尊厳を持って生きられるような連携を取れているのか、確認する必要がある。そして、できればガイドラインを作成し、いざというとき、また急な事態に対応できるように備えておく必要があるのではないだろうか。

11月2日（日）居住福祉

市町村における住まいと住まい方の支援

丸山仁さん（住宅確保要配慮者居住支援法人サポートにいがた）

- ・居住支援は①市町村レベルのシステムづくり、②個別支援のチームづくりが必要。
- ・居住支援は①各種制度や社会資源に跨る対応、②その隙間の問題への対応が必要。
- ・生活保護のみならず①生活困窮者支援、②身元保証の問題（≠身寄りなし問題）、③経済的困窮と社会的孤立、④老朽化する持ち家、空き家問題、⑤公営住宅の活用 などとの関連も今日的課題となっている。

➤「住まい」だけに困っている人はほとんどおらず、様々な生活上の困難の総体が、住まいの確保という現象で表出する。

・住まい・住まい方（＝生活支援）は、一機関・一個人で支援できるものではなく、市町村内の社会資源を複合的にコーディネートしなければならないが、これの担い手は明確化されていない。

・日々の支援が必要な場合、市町村レベルではなく支援関係者によるチームとしての役割分担と連携が求められることとなる。

・市町村に住宅政策部局が設けられていることは少ない。住宅関連部局の多くは、公営住宅の入退去と修繕、空き家対策等が中心である。

・福祉部局も分断されていることが多い（高齢介護、障がい、生活保護、ひとり親、困難女性、生活保護、生活困窮者…）。

・住まいの問題は様々な方が対象となりうる（特定妊婦、刑務所出所者、非正規雇用、親族がおらず緊急連絡先が確保できない方等）。

・住まいの総合相談窓口を設置することも有用だが、相談を受けた後

1）住まい探し 2）社会資源・支援のコーディネート 3）本人が抱えている問題（健康、借金・金銭管理、手続き、日常生活支援等）をどのように展開していくのかということのロードマップが必要不可欠である。

➤居住支援を必要とする方は、違った側面から見ると生活困窮者であることが多い。

・居住支援がソーシャルワークであると考えるなら、本人の属性ではなく状況を正確に把

握ることが重要である。例えば、私の関わった限りでは、身寄りのない方は2割程度である。疎遠であっても身寄りがある方の場合、死亡時や相続等に関する支援のベクトルは異なるものとなる。

・「身寄り」の問題は、「身元保証・医療同意・金銭管理・死後の手続きや相続」等が例示されるが、これらは本人ではなく相手先の問題であったり、既に解決方法があったりする場合も多い。金銭管理だけが解決の決定打がなく悩ましい…。

・「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」も令和6年6月に制定されている。

・「身寄り」の問題は、生活困窮×社会的孤立×単身世帯ではないかと考えている。

・持ち家があっても、その修繕費用や、家族の減少等による転居に苦慮している方もいる。また、持ち家があるがゆえに公営住宅への転居がかなわない方もいる。

・公営住宅への入居に伴う連帯保証人の問題、住宅の修繕・廃止に関する問題もある。

【背景】

- 1 単身世帯の増加とりわけ単身高齢世帯、団塊ジュニア⇨就職氷河期の問題、若年層。
- 2 持ち家率の低下、公営住宅の老朽化、民間賃貸住宅の空室増
- 3 人的保証（連帯保証人）から機関保証（家賃債務保証会社）への移行
- 4 入居中の生活支援、死亡時の対応、などの担い手が、不足かつ不明瞭

➤量的な問題もあるが、特定の集団（コホート）の問題を見逃してはならない。

⇒家族に頼れない、居場所のない若者支援が必要だが、若者は支援員に敏感。

・民間賃貸住宅の15%は空きがあるとされている。

⇒大家・管理会社に対し、リスクへの理解・それへの対応を促進することが重要。

・審査が通る管理会社の開拓と、審査を通過させる口添えが重要。

⇒10月から認定家賃債務保証会社の制度が始まっている。

・支援のプロセスは、入居前・入居時・入居中・退去（死亡）時とされている。

⇒特に入居時の支援に時間を取られることが多い（行政手続き、金融機関、免許の住所変更、日用品の購入、電気ガス水道の手続き、医療機関への通院、介護保険・障がい福祉サービスとの連携、生活保護関連、金銭管理、安否確認、情緒的支援）。いやおうなしに関係機関との連携が生じるが、本人から見ると居住支援法人が何らかの権限を有しているわけではない。信頼「関係」だけでつながっている。

【制度施策の動向】

- 1 住宅セーフティネット法の改正〔③④は2025年10月～〕

① 市町村居住支援協議会設置の努力義務化

② 終身建物賃貸借契約、死亡時への対応（残置物処理モデル契約の活用等）

③ 認定家賃債務保証制度の創設

④ 居住サポート住宅（入居中の見守りと、社会福祉サービス等への繋ぎを実施）

2 生活困窮者自立支援法の改正

① 居住支援事業の強化〔シェルター事業＋地域居住支援事業（入居中支援等）〕

② 住居確保給付金の拡充（低廉な家賃の住宅への転居費用補助の創設）

③ 住まいの総合相談窓口と住まい相談支援員設置 を努力義務化

④ 居住支援法人（都道府県知事が認定）との連携の努力義務化

➤入居者の安否確認・見守りサポート、福祉サービスとの連携 を行う必要がある。

⇒市町村に対し申請する。

➤終身建物賃貸借契約（60 歳以上対象、本人死亡時に契約終了）が都道府県または 政令市・中核市に申請。

➤入居中の支援を行う制度としては以下のようなものがある。

<障害福祉> 地域生活支援事業の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）、地域生活支援拠点事業 地域移行支援 地域定着支援

<介護保険> 地域支援事業の「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」

<保護観察所> 地域援助

➤私たちは何を見つめ、何に取り組むのか

1 公的機関における職員の位置と役割 ～ババ抜きをしない～

① 「公的責任」とは何か、どこまで責任があるのか

② 連携の要としての力、連携を呼びかけ調整できる力

③ 制度の主体的なオペレーター

2 住民の安心・暮らしを支えるということ

① 住居そのものの確保が難しい〔地域、高齢・障がい等を理由とした入居拒否〕

② こまごまとした、入居時の支援、入居中の支援 のボリュームが小さい

③ 関係・つながりを築く「伴走型支援」という視点・方法の導入

3 住宅分野、インフォーマルな支援との協働づくり〔システムレベル・実践レベル〕

① 住まいの確保、不動産関係者・居住支援法人等との連携

② 日常生活を支える既存の民間サービスとの協働

・生活保護・生活困窮のワーカーは連携・調整・制度運営の権限・責任がある。

・庁舎内外の協働が不可欠。市町村居住支援協議会に法的根拠を求めるのが良い。

・「制度がない初回」に、手を差し伸べるのか否か。想定していないこと、想像もできないこと、が時折り発生する。

・住居がないことは、しかたがないこと？ 自己責任？ 支援の根拠は何処に？

・制度・社会関係を住民自身が切り結ぶ、社会福祉の「主体的側面」という視点が重要。

・福祉の「対象者」でない方に、住まい方（≡日常生活）支援を行うのは誰なのか？

- ・つながり続けること、関わりつづけること という目的・方法 ⇔ 問題解決型支援。
- ・住居は①不動産関係者の協力、②公営住宅の活用、③支援者の探索・開拓で賄う。
- ・公的機関と、社会福祉協議会・NPO団体・民間団体・企業・居住支援法人の総力戦。
- ・理想は個々に対し、支援チーム・支援パッケージを構築すること。
- ★住まいで安心 住まいは尊厳 ～驚くほど不安定になる方がいる～
- ★住まいがないと、「生命・尊厳・権利・社会的孤立」の危機になりかねない。
- ★ババ抜き（＝たらいまわし、押し付け、丸投げ）をしない。七並べをしよう。
- ★「住まい支援マネジメント」の実践として、構成要素、支援パッケージを明確化する。

▶感想、まとめ

丸山さんの講演「居住福祉―市町村における住まいと住まい方の支援」を通して、住まいの問題が単なる住宅確保ではなく、人の尊厳や生活そのものに関わる課題であることを強く感じた。

「住まいだけに困っている人はいない」という指摘が印象的であり、貧困や孤立、健康問題など複合的な困難に対して、制度を越えた連携が必要であることを学んだ。行政の縦割りの中で責任を押し付け合うのではなく、「ババ抜きをしない」「七並べをしよう」という比喻には、支援の現場における協働の重要性が端的に表れていた。

また、居住支援は住まいの提供にとどまらず、入居前から退去後までを見据えた伴走型の支援であるという点にも共感した。住まいの安定は生活の安定につながり、社会の基盤を支えるものである。居住支援を「福祉の実践」として捉える姿勢の重要性を改めて実感した。

「地域における居住支援のための連携体制づくりは可能か」

報告者：大阪人間科学大学 石川久仁子さん

居住支援をめぐる近年の政策動向と、市町村レベルでの連携体制づくりの課題を整理した報告であった。

まず、居住福祉とは「住まい」というハード面だけでなく、地域でのつながりや生活満足度、生活の継続性といったソフト面を含む総合的な福祉概念であると示された。住まいの安定は人権であり、福祉の基礎であると位置づけられている。

次に、2022年以降の国の制度改正として、住宅セーフティネット法や生活困窮者自立支援法の改正が相次いでおり、住宅確保要配慮者への支援強化や、市町村居住支援協議会の設置促進、居住支援法人制度の見直しが進められていることが紹介された。

しかし、実際に市町村で居住支援体制が十分に整っているとは言いがたく、

- ・住まいの相談体制が地域差により不十分であること、
- ・居住支援法人の質や役割が明確でないこと、

・公営住宅や民間住宅を活用した支援の仕組みが限定的であることなどの課題が指摘された。

その一方で、大阪府では「居住支援連携体制構築促進事業」が展開され、行政・福祉・不動産事業者・NPO などが協働し、市町村居住支援協議会の設立が進んでいる事例も示された。

石川さんは、地域ごとの実態を把握し（居住困難者の状況や空き家の実情）、個別支援とシステムづくりを連動させることの重要性を強調した。居住支援は制度的枠組みだけでは機能せず、地域の多様な主体が関わる「連携型の支援体制」の構築が求められると結論づけた。

▶まとめ、感想

石川さんの報告を通して、居住支援が単なる福祉政策の一分野ではなく、地域社会全体の持続性に関わる重要な課題であることを改めて実感した。

報告では、住宅セーフティネット法や生活困窮者自立支援法の改正など、国の制度整備が進む一方で、現場レベルでは十分に機能していない現状が示されていた。市町村における居住支援体制の構築は努力義務にとどまっており、実際には担当部署の分散や人員不足によって、相談体制の整備や関係機関との連携が難航しているという指摘は、地方行政の現実を鋭く突いていた。

特に印象に残ったのは、居住支援の推進には「制度」よりも「地域の連携」が鍵を握るという点である。行政だけでなく、社会福祉協議会、NPO、不動産関係者など多様な主体が協働し、地域ごとに柔軟な支援ネットワークを形成する必要がある。大阪府のように、自治体単位で協議会を設立し、居住支援を地域全体で担う仕組みづくりは、他地域にとっても参考になる取組であると感じた。全国で展開されているが、高松市ではまだ設立されていないので他都市の取り組みも参考に、提言していきたい。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	56,000	円
使途内容	5/17,18 地方財政学会参加のための交通・宿泊パック (会場が札幌のため前泊)	按 分 率	—	
		政務活動費 支 出 額	56,000	円
備 考	朝食は含まれていない。			
(領収書等貼付欄)				



252405641
発行日:2025年4月7日

領収書

上記の金額正に領収いたしました。

太田 安由美 様

金額 ¥56,000.-

内訳	代金	税率	うち消費税
航空券代・宿泊代等	¥56,000	10%	¥5,091

※但し、航空券代・宿泊代等として
取り扱い番号：32856954
出発日：2025年5月16日
発行所：JAL eトラベルプラザ
備考：クレジットカード・その他のお支払い分を含む

株式会社ジャルパック
〒140-0658 東京都品川区東品川2-4-11
管村不動産大玉ビル
JAL ダイナミックパッケージ
登録番号：T7D10701014290

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2025 年 5 月 17 日、18 日
場 所	札幌大学（札幌市豊平区西岡 3 条 7 丁目 3-1）
相 手 方	日本地方財政学会
目的・内容 ・結果等	日本地方財政学会 第 33 回大会 分科会 1（5/17AM） 【1：上森貞行】 盛岡市で公共施設再編に関わってきた ⇒ 宮城大学 公共施設等総合管理計画 R7 度～除却に対する交付税措置開始 新たな公共施設再編のあり方研究会 アンケート調査 回答役 50％ （1）計画の進捗状況 （2）予算枠の確保状況 （3）基金の設置状況 （4）地方債の活用状況 （5）今後の予算確保方法 ⇒計画通り進んでいる 市町村では 50％をきっている 遅れている理由 予算の確保が難しい 84.4％、コロナ、住民の合意形成など 延べ床面積の削減 遅れている自治体が多い 総合計画推進のための予算枠の確保状況…確保している割合は中核市で 33％、市町村では 20％～20％以下になっている ⇒確保できている自治体でも十分な予算枠を設けている自治体は僅か。 基金の活用が必要 同管理計画推進のための基金は設置しているか

	半数 2005 年以降基金設置自治体が増えている 公共施設等総合管理計画の推進のために、どのように一般財源を確保していく見込みか。 ⇒施設の再編による施設運営費の圧縮 【考察】 ・個別施設計画は、約半数が遅れ ・延床面積の縮減は、約 3 分の 2 が遅れ ・遅れの理由は、予算の確保が難しいため ・予算確保できている自治体は僅か（3.7%、7.3%（一時的な可能性も）） ・一方、基金の設置は、半数以上の自治体に進展（管理計画要請以降、増加） ・公共施設等適正管理推進事業値は、6 割を超える自治体が活用（活用していない自治体も、過疎債や合併特例債等の活用で対応） ・計画策定、基金設定、地方債活用など自治体を挙げた取組が進む。しかし、一般財源の確保は、なお難しい状況。 ・新たな何らかのきっかけや働きかけなどによる推進策を要す。 <討論者・中京大学/齊藤> 総合管理計画の進捗状況を明らかにする 特に財政面の取組における状況の把握 ↓ 自治体による総合管理計画の着実な実施に向けた各種取組の推進 国による自治体支援のあり方 ・アンケート調査 834 自治体（回収率 47.9%） 個別施設計画は約半数が遅れ 延べ床面積の縮減は、約 3 分の 2 が遅れ →予算の確保が難しい 公共施設等適正管理推進事業値は 6 割を超える自治体でかつつ用 →活用していない自治体：過疎債や合併特例債を活用 質問 2：財政面の取組に着目し、現状（総合管理計画の進捗状況）や課題を明らかにする→ということであれば、計画が遅れている自治体において、延べ床面積の数値目標の設定状況、総合管理計画推進のための予算枠の確保状況、基金設置の状況、適正管理推進事業値の活用等についてクロ
--	---

	ス集計してはどうか？ ⇒より、どのような支援が必要かがみえてくるのでは？ 質問3： ・財政面に着目するのであれば、財政力指数、普通建設事業費、公債残高等も、計画進捗への影響が考えられるかもしれない。一般財源、予算の確保が何故難しいのかその要因の検討もされてみてはどうか。 ・公共施設管理計画策定時の延べ床面積、保有する施設分類、市町村合併の有無等により、計画進捗の状況に違いはないか ・公共施設再編のための部局の存在、人員、人材不足等、計画進捗の状況に違いがあるのではないか？ 【2：藤木秀明】 先行研究 推進のための方法論や知見は蓄積されつつある しかし、公共施設の再編につながっているかは不明 多変量解析を行うモデルについて説明する。被説明変数については、(1)で述べた通り 公共施設の削減面積（目標ベース及び実績ベースの別に年平均％）とする 一方、説明変数 については、地方公共団体の基礎データ、地方財政指標、地方公会計指標の3つのカテゴリー及びダミー変数による以下のモデルを想定した。 公共施設の削減面積（目標ベース及び実績ベースの別に年平均％） $= f(A, \text{基礎データ}, B, \text{地方財政指標}, C, \text{地方公会計指標}, D, \text{ダミー変数})$ 被説明変数を「延床面積の削減目標（年平均％）」とした場合と、「延床面積の削減実績（年平均％）」とした場合を比較するアプローチをとる。報告者らは、「新たな公共施設再編のあり方研究会」における共同研究において、地方公共団体の公共施設マネジメント担当者に対して訪問によるヒアリングを含めて目標設定の考え方や公共施設マネジメントの実態を把握した上でアンケート調査の設問を設計した。 この過程において、実績を評価することのみならず、目標設定の在り方こそ重要であるとの仮説を研究メンバー間で得たため、被説明変数を目標ベース及び実績ベースと変えた場合に、同じ説明変数（後述（4））がとの関係がどのように変化するか考察する ・ひとりあたり公共施設面積が多いと、削減する計画を立てる際には削減
--	---

	目標を上積みする傾向があるが、削減を実現することは難しいことを示唆 ・住民が居住している地域が広い団体ほど ・ストックとしての資産が多いと将来の公共施設管理費用を節減すべく目標を高める方向に働く ・有形固定資産減価償却率（％）については、老朽化が進んだ資産が多いと将来の公共施設管理費用を節減すべく目標を高める方向に働く ・純資産比率（％）（C4）についても、純資産の蓄積が進むと財産状況が良好であることから目標を抑制する方向に働く まとめ ①マクロ環境（可住地面積（A1）、適正管理事業推進債（活用＝1）（D4）、 ②財産の量（1人当たり公共施設量（㎡）（A6）、歳入額対資産比率（年）（C2）、 ③財産の老朽化（有形固定資産減価償却率（％）（C3）、④財産を持つことの負担余力（純資産比率（％）（C4）、 ⑤計画期間（削減目標における「年数」（A5）） が、公共施設の削減目標設定に影響を与えている可能性がある <討論者・倉本宜史／京都産業大学> 目的①総務省 公共施設等総合管理計画の進捗状況の把握 目的②国からの財政支援のあり方 計画策定は普及しているが、進捗状況は不明確 財政データを用いた実証分析のアプローチ A 基礎データ B 地方財政指標 C 地方公会計指標 D アンケートで入手した財政に関する地方公共団体の取組実績の有無を示すダミー変数 地方債の対象かどうか 公共施設の削減の実現の難しさ（やる気はある＝目標値は高い） アンケートの設問の基準年がいつかわからない⇒アンケート取った時点の最新データ 【紫波町・高橋竜介】紫波町役場 JR紫波町駅前の土地⇒町が購入したが、予算がなく塩漬け状態だった
--	--

公民連携による町有地開発

社会資本総合交付金 民間が建てたものを公共が買い取る形

紫波町公共施設等総合管理計画 R6.3 最終改訂

⇒学校・児童館施設再編

R3.4 の 2 年間で学校統廃合により発生した空き校舎は 7 校

給食センターは 50 年前からずっとセンター化でやってきたので特に反対などはなし。

公民連携、PPP といっても公・公の型もある。

討論・コメント

一気に再開発をおこなったことで、今後の人口減少や少子化に向かっていく中で、長寿命化など、施設の維持管理をどうしていくのかは今後の課題なのではないか。一方で、下水道管などのインフラの老朽化が進んでおり、そちらの対応が進んでいない。

フロアから

広域化、2040 都市、国が進めている

町村における公共施設の利用者をどのように考えていくのか？

長期的な公共施設利用者の減少 ⇒ 削減をしたいが、住民がいる限り、住民サービスは届けなければならない、地方自治体単位での議論が必要

住民との合意形成を図っていくしかない

行政利用、政治の対応が必須になってくる

シンポジウム

地域の持続と再生を支える地方財政 ～地方圏の視点から～

濱坂真一氏（北海道副知事）

地理的特性化から

①再生化のエネルギー（経済安全保障への貢献）

GX・DX の両輪による経済成長の加速、社会課題解決の同時実現

②食（生産力の確保・食料安全保障への貢献）

片山健也氏（ニセコ町長）

住民も主権者として住民自治を大切にしている町

予算書、予算策定段階もすべて公開している（30年間）

日本ではじめて自治基本条例ができた町 ⇒4年に一度の見直し

2年で124回の審議会

市民の自治力や地域力を奪ってきた。

八木信一氏（九州大学）

武田公子氏（金沢大学）

〈パネルディスカッション〉

人口減少対策や少子化対策として始まったが、効果が表れていないのではないか。

濱坂副知事）

北海道でも全国を上回るスピードで人口減少、少子高齢化が進んでいる。ポジティブな面もあったのではないかと。地域が地域のことを決める、住民が必要とする政策を進めることができた。コロナが想定外だった。地域間でパイの奪い合いになっているのではないかと意見もあるが、我々がパイ自体を大きくしていかなければならない。

片山町長）

小泉内閣での地方の絶望感や喪失感はひどかった。そのような中で地方創生として地方に目を向けてくれたことはありがたかった。発想自体は素晴らしい。しかし、奥野メニューがあって、その中に該当しないものははじかれる。結局、国が決めたメニューに従わなければならない。その部分を柔軟に対応して欲しい。制度自体は評価できる。

八木氏）

国家戦略特区、再開発。官民連携で地方都市としての成果は上げている。スタートアップ企業支援策はやっているが、5年継続率は福岡市としてみしていない。地場産業との連携や事業継承も活発にはやっていない。公共性が失われていないかのチェックが大切。財政負担の面からも。

武田氏)

成果を上げている部分もあるということはわかる。地方創生2.0でよく出てくる「アンコンシャスバイアス」という言葉に引っかかる。優良事例をヨコ展開して結局全国で同じことを実施している、地域の独自性失われることになるのではないかと。⇒人材が圧倒的に不足している。

・農村地域に目を向けると、ニセコ町では全国的にもインバウンドが入ってきている一方で、住民自治を醸成してきた面がある。

武田氏)

ニセコ町は大変面白い。行政が住民の自治力を奪ってきた面がある。そこで住民自治を、醸成していく取組、RMO、地域の自主的な取り組みができています。一方、行政の人員削減によって、災害時などの対応について見直す必要もあるのではないかと。

片山町長)

着地型観光など、住民主体でできていることがたくさんある。行政は一切関与していない。権力者のいない町を目指したい。全員が同じ意識ではないが、首長としては民主的な手続を取りながら、時にはリスクを背負いながらさまざまな決断をしていかなければならない。

・都市型地域の持続可能性について

八木氏)

福岡市は支店経済だったが、支店の統廃合によって、福岡市に統合する動き、また中四国支店をも福岡に統合する動きが進んでいる。博多駅周辺のオフィスビルにどんどん企業支店が入居している。そこを財政や市の政策にどう結び付けていくのか。

国家戦略特区。支店経済以外の経済にも展開していかなければならない。東京圏への人口流出、福岡市へのリターン政策を考えていかなければならない。ニーズを事細かくリサーチできていない。ただ帰ってきて！では帰らない。自治体の本気度が問われるのではないかと。

住環境、住宅の確保。マンションの高騰によって福岡市に住みたいけれど近郊に移る人が増えている（中間所得層）。

少子化、高齢化、外国人居住率など、同じ市でも区や町によって全く異なる。市という単位ではなく、もっと細かい行政区で対応できるように工夫が必要。

片山氏)

ニセコ町では、本社機能を誘致している。町内の雇用の創出や、税収にもつながっている。

八木氏)

福岡市はアジアのゲートウェイとしての役割がある。製造業の強みを生かせる（北海道との違い）。一方で、福岡市への一極集中（九州内での）が進んでいる。東京一極集中と同じことが、九州内で起こっているのではないかと懸念している。「九州全体の発展」もしっかり考えていかなければならない。

濱坂氏)

国への働きかけという点では、北海道では国の出先機関がすべて札幌市内にある。九州は8県が合意して国への働きかけや要望を行うという点では、意思疎通を図るのが大変だと思う。定住自立圏の要件緩和は国にずっと要望している。

片山氏)

いろんな制度設計は置ヶ関でしている。そのため、現場と合わないことが多い。知事会も国の承認機関になってしまっている。みんなで変えていく必要がある。小さな町でも、萎縮せずに声をあげていかなければならない。

武田氏)

中枢都市圏構想はうまくいっていない。一つの自治体で行政事務をおこないつつ、広域連合や事務組合でやれることはやってきた。定住自立圏や中枢都市圏の推進の前に、広域連合や事務組合についての反省点などを洗い出して検証すべきではないか。

交付税の正常化が必要。交付税が恣意的に使われるようになってきている。地方にとっては一般財源なので、経常的経費に使ってしまう。現在よりも大きい規模にして、柔軟性を持たせる形にすべき。

八木氏)

福岡市は環境分野が弱い。市街化区域の中で緑地が少ない。緑被率の規定がない。開発行為によって固定資産税を確保してきたが、今後は増収見込めない。福岡市の税収の7.8%を都市計画税が占めているが、市民は何に使われているかピンときていない。都市計画整備、成長管理にきちんと使われなければならない。丁寧な説明も必要。

5月18日（日）

	午前 報告：中東先生 橋りょうの維持管理と財政 道路法 77 条 点検結果の公表 現在の全国道路施設点検データベース基礎データ項目 ⇒緯度経度、点検結果の措置状況がわかるようになった 全橋りょうは 5 万を超えるが、除外対象もあるため、分析できる対象橋は 340,002 橋 ・全国道路施設点検データベースの基礎データを用いて、2025 年 4 月現在の最新の点検結果に基づいて、日本の市町村管理橋梁の健全性を、生存時間分析により検証 ・地図データに基づいて、豪雪地帯、塩害地域の橋りょうの健全度について検証 ・海岸線からの距離によって、塩害の影響度はことなるが、さらに、日本海側と太平洋側でも影響度は異なる（土木学的に証明されている） ■大規模修繕（架け替え）及び廃止の推計への影響 ■将来的に架け替えもしくは廃止が予定されている橋りょうに対して、健全度を上げる（維持する）インセンティブは乏しいのではないかと？ ■橋りょうの維持補修が進捗しない要因：交付金はあるが、維持修繕に使われていないのではないかと／保守点検をおこなう技術人材不足？ 豪雪地帯や塩害地帯に対しては交付税の算定に α が必要なのではないかと。橋りょうの構造（RC など）によっても結果が異なるので、本来はそこまで分析が必要 財務省 大江さん 水道事業の資金繰りの研究 能登半島地震での復旧長期化、八潮市事故 ⇒財務省理財局のデータを活用し、全国の方水道事業者の資金繰り状況を分析する 国交省「水道カルテ」 ⇒料金回収率が 100% 以上でも、すべての施設の耐震化率等が全国平均を下回るのが 164 事業者ある ⇒上下水道事業者の 2 軸座標へのプロットでは、料金回収率が 100% 以上の事業者の多くは、将来への備えもプラスであり、将来の目指すべき姿に合致している
--	---

	【まとめと感想】 日本地方財政学会では、わたし自身、香川大学大学院創発科学研究科の修士課程の学生として、分科会で発表をおこなった。公共施設の持続可能性についてであるがまだまだ修士論文とは程遠いので、討論者やフロアからいただいた意見も参考に仕上げたいと思う。 全体に分科会は公共施設（インフラ、ハコモノ）を選択した。八潮の事故もあり、地方での意識はかなり高まっている。財政学的に、どのような方法で修繕を進めていくのが良いか分析しているのはさすがだと感じた。地方公共団体財政が持続可能なものになるよう、また将来世代への負担を最小限に抑える方法を考えていきたい。
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 — 5	領収書総額	50,800 円
使途内容	10/31-11/2 第57回公的扶助研究全国セミナー（新潟）参加のための交通・宿泊パック	按 分 率	—
		政務活動費 支 出 額	50,800 円
備 考	高松⇄新潟のパックがなかったため、高松⇄東京（宿泊地：新潟）のパックを利用。東京⇄新潟の新幹線代は別途交通費で計上している。 朝食は含まれていない。		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書

発行 No.JJP0001347379
表示日: 2025年09月14日

下記、正に領収いたしました。

宛名 太田 安由美 様

金額 10%対象
¥ 50,800 — 内 消費税額 ¥ 4,618
※但し、航空券代・宿泊代等として(クレジットカード決済)

予約番号 JJP3AP9TNL

旅行期間 2025年10月31日 ~ 2025年11月02日

決済日 2025年09月14日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。



株式会社
リクルート

株式会社 リクルート
〒100-0040
東京都千代田区丸の内1-8-3 グラントウキョウサウスタワー
登録番号: T5010001149428

政務活動記録票

氏 名 太田 安由美

年 月 日	2025 年 10 月 25 日、26 日
場 所	龍谷大学深草キャンパス（京都市伏見区塚本町 67）
相 手 方	日本財政学会
目的・内容 ・結果等	日本財政学会第 82 回全国大会 10 月 25 日（土） 午前 一般報告：地方財政 1 地方法人二税の偏在性の分析、「日本と東京」「東京と都心」の近似分析、LRT 交通整備のまちづくりとその財源分析、の 3 者からの研究報告があった。 特に、LRT の報告では、宇都宮 LRT の場合、整備費用については、国が主導する様々な補助金制度を活用し、約 1/2 の補助率で 326 億円の国家補助金が充てられている。具体的には、都市再生特別措置法に基づく補助金や社会資本整備総合交付金などが活用されている。残りの 1/2 の内訳は、宇都宮市が 294 億円、芳賀町が 45 億円、栃木県が 19 億円を負担し、総事業費は 684 億円に上る。宇都宮市が負担する 294 億円については、主に市債を活用し、20 年間をかけて返済する計画である。年あたりの元利償還金は最大約 13 億円とされ、これは宇都宮市の予算規模（2024 年では 2,297 億円）の約 0.6%に相当する。宇都宮 LRT は単なる交通システムの導入に留まらず、「ネットワーク型コンパクトシティ」を実現するための戦略的なインフラ投資として位置づけられている。欧州では持続可能な交通まちづくりが注目されているが、日本ではまだ事例が少ないため、宇都宮市の取り組みは他地域のモデルケースとして貴重な意義を持つと言えることが報告された。 しかし、この 20 年の償還が持続可能なのか、人口減少社会や高齢化がまだしばらくは進展するであろう社会において、本当に意義があるかどうかはこの先 10 年と言わず償還年限の 20 年経過以降に明らかになるのではないかと思った。財源について、様々な交付金を活用できることについてはよく理解できた。

午後 一般報告：社会保障

現代の福祉国家は国民の生活を生涯にわたって支える仕組みや制度設計がなされている。

日本においては少子化と高齢化の進展に伴い、社会保険料の負担や財源面での問題などが指摘されている。特に「2025年問題」と呼ばれるように、団塊世代がすべて後期高齢者となることで、社会保障にかかる支出のさらなる増加が懸念されている。こうした状況を背景に、社会保障制度の見直しが進められているが、本報告では、国立社会保障・人口問題研究所の社会保障費用統計を用い、今後の高齢者福祉のあり方について検討する。

社会保障費用統計の OECD 基準では施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されるため OECD 基準の社会支出を用いることにする。2000 年度から 2022 年度にかけて、社会支出の総額は 60 兆 2737 億円増加しており、増加率は 73.46%（年平均にして 2.54%）になっている。社会保障費用統計が示す 9 つの政策分野別社会支出の経年変化をみると、とりわけ高齢、保健、家族分野において増加が確認される。高齢分野の社会支出には国民年金の老齢年金や厚生年金保険の老齢年金給付などが計上されている。2000 年度から 2022 年度にかけて、総額は 12 兆 2592 億円増加し、増加率は 33.39%（年平均にして 1.32%）となった。同期間に高齢人口は、1419 万 5000 人増加し、増加率は 64.40%（年平均にして 2.29%）になっている。一方、高齢分野の社会支出を高齢人口で割って算出した高齢者一人当たり支出額は、31 万 4209 円減少し、減少率は 18.86%（年平均にして -0.95%）になっている。高齢分野の支出総額は増加しているものの、高齢人口の増加率や一人当たり支出額の減少を踏まえると、高齢者に対する支出は一定程度抑制されていると考えられる。

抑制要因として考えられるのが、年金支給開始年齢の引き上げである。1994 年の制度改正では厚生年金の定額部分について男性は 2001 年度から、女性は 2006 年度から引き上げが行われ、2018 年には男女ともに 65 歳から支給開始となった。さらに、2000 年の改正により、報酬比例部分も男性は 2013 年度から、女性は 2018 年度から引き上げが実施され、2030 年には男女ともに支給開始年齢が 65 歳になる見込みである。こうした制度改正の背景には長寿化の進展がある。1954 年の支給開始年齢は男女ともに 55 歳であり、平均寿命は男性が 63.41 歳、女性が 67.69 歳であった。この時点では受給期間は概ね 10 年前後に設計されていた。しかし、1994 年の平均寿命は男性が 76.57 歳、女性が 82.98 歳になっており、1954 年に比べると男性は 13.16 年、女性は 15.29 年寿命が延びていた。その結果、当初の制度設計とは異なり、より長い期間年金を受給する高齢者が増加していたことが分かる。65 歳支給

開始への移行が決定してから 25 年がたち、平均寿命がさらに高まっていくなかで年金財政を維持していくために再び支給開始年齢の引き上げが検討される可能性もある。以上のことから高齢分野の社会支出は高齢人口の増加とともに確かに拡大していたが、支給開始年齢の引き上げにより受給者数が抑制されたことによって高齢分野の社会支出が一定程度抑えられていると考えられる。

保健分野の社会支出には医療保険の医療給付や介護保険の介護サービス等諸費が計上されている。2000 年度から 2022 年度にかけて、総額は 33 兆 3516 億円増加し、増加率 116.51%（年平均にして 3.57%）になっている。医療保険についてみると、2006 年度から 2022 年度にかけて、総額は 11 兆 3706 億 9700 万円増加し、増加率 43.94%（年平均にして 2.30%）になっている。一人当たり平均医療給付費を人口区分別にみると、全ての区分で増加が確認できる。年少人口は 4 万 9030 円で増加率 54.11%（年平均にして 2.74%）、生産年齢人口は 4 万 0579 円で増加率 35.17%（年平均にして 1.90%）、高齢人口は 11 万 4984 円で増加率 20.42%（年平均にして 1.17%）、前期高齢者は 5 万 3071 円で増加率 12.59%（年平均にして 0.74%）、後期高齢者は 12 万 3210 円で増加率 16.80%（年平均にして 0.98%）となっている。介護保険制度に関しては、2001 年度から 2022 年度の間で費用額累計は 6 兆 8129 億円増加しており、増加率は 155.61%（年平均にして 4.57%）になっている。受給者一人当たり費用額は 7700 円増加しており、増加率は 4.66%（年平均にして 0.22%）になっている。

このように保健分野においても高齢者に対する支出は増加しており、保健分野の社会支出拡大の主要因として高齢者の増加が関係していると考えられる。

家族分野の社会支出には児童手当の現金給付や地域子ども・子育て支援事業費などが計上されている。2000 年度と 2022 年度を比較した場合、総額は 8 兆 3262 億円増加し、増加率は 288.86%（年平均にして 6.37%）になっている。64 歳以下人口一人当たり支出額に換算した場合でも、9 万 9456 円増加し、増加率は 969.82%（年平均にして 7.18%）になっている。家族分野は高齢、保健分野とは異なり、高齢者に対する支出ではなく子育て世代への支援が拡充されたことによって、支出が拡大したと考えられる。2022 年にこども家庭庁が発足したことからも分かるように政府がより力を入れて取り組んでいく可能性の高い分野である。

国民負担率も増加傾向にあり、2000 年度と 2022 年度を比較すると 12.8%ポイント（租税負担 6.8%ポイント、社会保障負担 6.0%ポイント）増加し、2022 年度の国民負担率は 48.4%となっている。社会保険料負担に加えて租税負担も引き上げられ、社会支出が拡大してきたこ

とから、国民負担率は今後も上昇する可能性がある。

日本は少子高齢化の進展とともに社会支出を拡大してきた。公的年金や医療保険に対する支出が特に増えており、今後も増加していくことが見込まれる。子育て世代への支援拡充も行われているが、少子化が進む中、その利益を受け取ることができる生産年齢人口は減少していくと考えられる。生産年齢人口の負担を増やすだけでなく、高齢者に対する負担を増やしていく可能性もあると考えられる。福祉国家としての日本を維持するために負担と受益のバランスについて再検討を行うことが求められるのではないだろうか。

【感想】

2026 年度から子ども・子育て支援金の導入が始まることもあり、議会でも議論されるべき制度だと思っていた。実際、支援金に関して国会では立憲民主党が明確に反対の意思表示をしていた。しかし、多摩市議会においては、条例改正や予算案についても、反対したのは3名の議員のみであった。本来、子育てや教育にかかる恒久的な財源は国が責任を持って負担すべきである。本報告では高齢世代への負担が増える可能性も示唆しているが、実際支援金に関しては18歳以下からの徴収はないが後期高齢者保険では上乘せ徴収されるので、たとえ100歳だろうが共生徴収となる。果たして国民にとって公平な制度なのか、高松市議会においても深い議論が必要な案件であったと思う。大変残念である。

10月26日（日）

特別セッション：財政民主主義・人間の安全保障・サステナビリティ

イギリスは2018年に孤独担当大臣（Minister for Loneliness）を任命し、「つながりある社会：孤独対策の戦略」（A Connected Society: A Strategy for Tackling Loneliness）を打ち出した。これに続いて日本では、2021年に孤独・孤立対策担当室および同担当大臣が設置された。2023年には孤独・孤立対策推進法が成立し、2024年4月から施行が始まっている。日本では社会的孤立が相当に進んでおり、少子化が進む中でさらに状況は加速していくことは間違いない。

社会的孤立は個人的要素がきわめて大きな領域であり、そこに政治行政が介入することは市民社会の原則に反するともいえる。政治行政が関わるべきなのはあくまで個人（家族）を単位としたものであり、個人が他人と交流する・しないといった点には関与すべきではないのは確かである。

しかし、現代の公衆衛生および基本的人権観点からも看過すべき問題であるとはいえなくなっており、社会的孤立を防ぐためのコミュニティ（人と人のつながり）を再生させる財政政策が求められている。

生活困窮者自立支援制度による福祉政策の重要な変化は、「申請主義か

らアウトリーチへのシフト」にあり、その背景にあるのは生活困窮者が友人や近隣住民につながっていないケースが多いという点である。

2015 年当初の生活困窮者自立支援法においては、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされていた。これが 2018 年の改正によって、生活困窮者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」へと修正された。

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮の中心が経済的困窮にあるという点は堅持しつつ、そこに至るまでの要因として社会的孤立が新しく組み込まれることになり、コミュニティをつくりだすことが政策の枠組みの中に入ってきた。

2000 年に施行された介護保険制度は、介護サービスの種類として大きく居宅サービスと施設サービスの二つが柱となってきたが、2006 年の介護保健法の改正によって新たに地域密着型サービスが創設された。

これと同時に、介護保険制度の中に地域支援事業が創設され、地域包括支援センターでの相談業務等が行われることになった。地域包括支援センターは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」と定義される地域包括ケアシステムの理念・政策を支える中心機関である（介護保険は「介護給付」から「予防・地域支援」へとシフト）。

2015 年の介護保険制度改正では、それまで介護給付の対象となっていた要支援 1・2 は市町村が実施する地域支援事業に移行されることになり、地域での取組という流れが大きく進んだ。その背景には介護給付のコスト削減があるのは間違いないが、他方では地域包括ケアシステムを通じた地域でのコミュニティによる支え合いに政策の重点が移ったとみることも可能である。これまでの財政理論では扱われてこなかったコミュニティについて、主としてマスメディアのメリット財の概念に依拠しつつ、公共政策としてコミュニティをつくるための自治体の財政行動について論じた。

コミュニティ政策へのシフトは、現代日本の社会福祉サービスや公共施設再編の中において、制度や実践として明確に位置づけられるようになっていく。予算制度改革までも含め、あらゆる政策分野をコミュニティの活性化へ向けて取り組む自治体もあらわれている。これらのことは、現代日本において財政によるコミュニティの育成や発展が理論的・現実的に求められていることを示唆しており、「コミュニティ財」の議論はその一助となるものだといえる。

	【感想】 「コミュニティ財」という概念を初めて知った。他方、コミュニティを支える人材の不足や高齢化は、特に高松市のような地方都市では深刻であることは身をもって感じることはある。 自治会加入率の低下、近隣付き合いの希薄化は災害などの非常時に共助ができない可能性も秘めているのではないだろうか。しかし、自治会加入率の低下は、単に面倒である、忙しいという理由に限らないと考えている。これまで、一部の役員がその組織を牛耳ってきたというのはよく耳にするし、実際に市民相談も受けた。そうした「コミュニティのあり方」を刷新し、信頼されるコミュニティが今後は求められるのではないだろうか。本報告では財政論が主だったが、足元のコミュニティのあり方を再考した、深い報告であった。
備 考	※家族 ■■■■ の自宅に宿泊したので、宿泊費は計上せず、交通費（往復新幹線）のみ計上する。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 1	領収書総額	554,240 円
使途内容	議会報告ニュースレター印刷代	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	274,920 円
備 考	代引き手数料を除いた金額を1/2で按分した額を計上する。		

(領収書等貼付欄)

領収書別紙に添付

① 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第45歩」印刷代 35,000部
 (138,560円 - 代引き手数料1,100円) × 1/2 = **68,730円**

② 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第46歩」印刷代 35,000部
 (138,560円 - 代引き手数料1,100円) × 1/2 = **68,730円**

③ 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第47歩」印刷代 35,000部
 (138,560円 - 代引き手数料1,100円) × 1/2 = **68,730円**

④ 議会報告ニュースレター「あゆみのあゆみ第47歩」印刷代 35,000部
 (138,560円 - 代引き手数料1,100円) × 1/2 = **68,730円**

※仕様、詳細については別紙参照

宛名仕歌
不問安西美

①

2025年04月18日

華道代行業

佐川急便
高松営業所
TEL 0570010831

お問い合わせ先
5184-7875-3811

【法律分析】

代引金額(税別)

¥138,560

POBORN: 12.5000

上海宜園書局經售 平裝 1.50元

※本報では掲載記事として、印刷したものを扱います。
 ※掲載記事の内容の正確性は一担当者の責任により保証するものと致します。
 ※掲載記事に誤りや不正確な点、または、誤脱字、誤記等がございましたら、
 掲載記事のすぐ下にあるお問い合わせ先までご連絡ください。
 お問い合わせ先：（株）システム・ビジネスメディア 東京支店 印刷課 印刷
 担当（TEL） 一 四二二五 〇二二（東京） 〇二二（東京） 〇二二（東京）

印紙税申告納
付につき下京
税務署承認済

②

2025年07月09日

基金代行者

佐川急便株式会社
高松営業所
TEL. 0570010091

お問い合わせ送り状No
5184-7392-1140

【免費全書】

代理金華(假迅)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098	2099	2100	2101	2102	2103	2104	2105	2106	2107	2108	2109	2110	2111	2112	2113	2114	2115	2116	2117	2118	2119	2120	2121	2122	2123	2124	2125	2126	2127	2128	2129	2130	2131	2132	2133	2134	2135	2136	2137	2138	2139	2140	2141	2142	2143	2144	2145	2146	2147	2148	2149	2150	2151	2152	2153	2154	2155	2156	2157	2158	2159	2160	2161	2162	2163	2164	2165	2166	2167	2168	2169	2170	2171	2172	2173	2174	2175	2176	2177	2178	2179	2180	2181	2182	2183	2184	2185	2186	2187	2188	2189	2190	2191	2192	2193	2194	2195	2196	2197	2198	2199	2200	2201	2202	2203	2204	2205	2206	2207	2208	2209	2210	2211	2212	2213	2214	2215	2216	2217	2218	2219	2220	2221	2222	2223	2224	2225	2226	2227	2228	2229	2230	2231	2232	2233	2234	2235	2236	2237	2238	2239	2240	2241	2242	2243	2244	2245	2246	2247	2248	2249	2250	2251	2252	2253	2254	2255	2256	2257	2258	2259	2260	2261	2262	2263	2264	2265	2266	2267	2268	2269	2270	2271	2272	2273	2274	2275	2276	2277	2278	2279	2280	2281	2282	2283	2284	2285	2286	2287	2288	2289	2290	2291	2292	2293	2294	2295	2296	2297	2298	2299	2300	2301	2302	2303	2304	2305	2306	2307	2308	2309	2310	2311	2312	2313	2314	2315	2316	2317	2318	2319	2320	2321	2322	2323	2324	2325	2326	2327	2328	2329	2330	2331	2332	2333	2334	2335	2336	2337	2338	2339	2340	2341	2342	2343	2344	2345	2346	2347	2348	2349	2350	2351	2352	2353	2354	2355	2356	2357	2358	2359	2360	2361	2362	2363	2364	2365	2366	2367	2368	2369	2370	2371	2372	2373	2374	2375	2376	2377	2378	2379	2380	2381	2382	2383	2384	2385	2386	2387	2388	2389	2390	2391	2392	2393	2394	2395	2396	2397	2398	2399	2400	2401	2402	2403	2404	2405	2406	2407	2408	2409	2410	2411	2412	2413	2414	2415	2416	2417	2418	2419	2420	2421	2422	2423	2424	2425	2426	2427	2428	2429	2430	2431	2432	2
--	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---

Abstract

上海外灘 100 號

[illegible]

印紙税申告
付につき下
税務署承認済

②

2025年10月27日

總代理處

佐川急便㈱
高松営業所
TEL 0570010091

お問い合わせ番号
5184-5822-5934

【决 策 全 輯】

行司命權者誰哉

118 50-

410. 300-
410: 10. 5000

上は、このように、

本報は週刊誌として、毎月15日発行します。
 本紙の掲載内容は、本紙の編集方針により変更するものと致します。
 本紙及び刊物の内容に関して、本紙社、本紙に問合せ下さい。
 本紙の掲載内容は、本紙の編集方針により変更するものと致します。
 本紙の掲載内容は、本紙の編集方針により変更するものと致します。
 本紙の掲載内容は、本紙の編集方針により変更するものと致します。

印紙税申告書
付につき下京
税務署承認通

④

2026年01月17日

圖書介紹

佐川急便
高松営業所
TEL 0570010091

お問い合わせ送り状No.
5184-7866-1400

【讀者信箱】

代引金額(税込)

第385期

FILED
MAY 12 1997

上海金華書局發行

日本郵政の経営改革案として、利用者に還元される、
 ①、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。
 ②、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。
 ③、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。
 ④、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。
 ⑤、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。
 ⑥、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。
 ⑦、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。
 ⑧、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。
 ⑨、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。
 ⑩、郵便物の配達時間、配達場所の拡大により便するものと想定する。

印紙稅申告納
付に付、下開
稅務署承認通

領收書

2025年4月21日

太田安由美 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントバック

T 617-0003

京都府向日市森本町野田3-4

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

お支払条件 代金引換(後払い)

納品場所 二指定場所

御請求金額 138,560円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数 量	単 価	金 額
PAC42803612	品名：あゆみのゆみ第45歩 A3 / 両面4色 / 上質紙70 / 35,000部 / 加工1：十字折り 加工2： 代引き手数料	1	137,460	137,460 1,100
合 計				138,560

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。

こちらの領収書が精算等にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

領取書

2025年7月20日

太田安由美 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

T 617-0003

京都府向日市森本町野田351

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-8880

お支払条件 代金引換(後払い)

納品場所 二指定場所

御請求金額 138,560円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC43995475	品名：あゆみのあゆみ第45巻 A3 / 両面4色 / 上質紙70 / 35,000部 / 加工1：十字折り 加工2： 代引き手数料	1	137,460	137,460 1,100
合 計				138,560

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。

こちらの領収書が精算等にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

領收書

2025年10月22日

太田安由美 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

T 617-0003

京都府向日市森本町野田351

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

お支払条件 代金引換(後払い)

納品場所 二指定場所

御請求金額 138,560円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC45162281	品名：あゆみのあゆみ第47巻 A3 / 両面4色 / 上質紙70 / 35,000部 / 加工1：十字折り 加工2： 代引き手数料	1	137,460	137,460 1,100
合 計				138,560

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。

こちらの領収書が精算簿にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

領取書

2026年1月21日

太田安由美 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の会費正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントバック

T 617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

お支払条件 代金引換(後払い)

納品場所 二指定場所

御請求金額 138,560円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC46280655	品名：あゆみのあゆみ第48歩 A3 / 両面4色 / 上質紙70 / 35,000部 / 加工1：十字折り 加工2： 代引き手数料	1	137,460	137,460 1,100
合 計				138,560

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。

こちらの領収書が精算等にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	75,648 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	37,824 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター おゆみのおゆみ第45号送料

高松中央郵便局
区内特別 316通

高松南郵便局
区内特別 472通

領収書

様

〔別納引受〕
区内特別基 (定) 316通 ¥30,336
096
小 計 ¥30,336
郵便物引受合計通数 316通
課税計(10%) ¥30,336
(内消費税等(10%) ¥2,757
非課税計 ¥0
△計 ¥30,336
合計 ¥30,336
お預り金額 ¥30,336



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 4月12日 15:45
発行No. 25041248979 端N37箱20
連絡先: 高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

¥30,336×1/2 = ¥15,168

領収書

様

〔別納引受〕
区内特別基 (定) 20.0g
096 472通 ¥45,312
小 計 ¥45,312
郵便物引受合計通数 472通
課税計(10%) ¥45,312
(内消費税等(10%) ¥4,119
非課税計 ¥0
△計 ¥45,312
合計 ¥45,312
お預り金額 ¥50,012
おつり ¥4,700



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 4月12日 16:09
発行No. 25041240719 端P21箱72
連絡先: 高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥45,312×1/2 = ¥22,656

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	30,828 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	15,414 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第45号送料

高松東郵便局
区内特別 218通

高松東郵便局
第一種定形 90通

領収書

様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	20.0g
096 218通	¥20,928
小 計	¥20,928
郵便物引受合計通数	218通
課税計(10%)	¥20,928
(内消費税等(10%))	¥1,902
非課税計	¥0
△計	¥20,928
合計	¥20,928
お預り金額	¥21,028
おつり	¥100



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 登録番号 T1010001112577
 取扱日時：2025年 4月12日 15:16
 発行No. 250412A7844 端P28箱01
 連絡先：高松東郵便局
 TEL:0570-068-509

$¥20,928 \times 1/2 = ¥10,464$

領収書

様

[別納引受]	
第一種定形	20.0g
0110 90通	¥9,900
小 計	¥9,900
郵便物引受合計通数	90通
課税計(10%)	¥9,900
(内消費税等(10%))	¥900
非課税計	¥0
△計	¥9,900
合計	¥9,900
お預り金額	¥10,000
おつり	¥100



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 登録番号 T1010001112577
 取扱日時：2025年 4月12日 15:12
 発行No. 250412A7843 端P28箱01
 連絡先：高松東郵便局
 TEL:0570-068-509

$¥9,900 \times 1/2 = ¥4,950$

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	54,842 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	27,421 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第46号送料

高松南郵便局
区内特別 467通

高松南郵便局
第一種普通郵便 91通

領収書

様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	21.5g
896 467通	¥44,832
小 計	¥44,832
郵便物引受合計通数	467通
課税計(10%)	¥44,832
(内消費税等(10%))	¥4,075
非課税計	¥0
△計	
合計	¥44,832
お預り金額	¥50,002
おつり	¥5,170



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年 7月17日 19:09
発行No. 250717A2393 端P21箱71
連絡先：高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥44,832×1/2 = ¥22,416

領収書

様

[別納引受]	
第一種定形	21.5g
8110 91通	¥10,010
小 計	¥10,010
郵便物引受合計通数	91通
課税計(10%)	¥10,010
(内消費税等(10%))	¥910
非課税計	¥0
△計	
合計	¥10,010
お預り金額	¥10,010



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年 7月17日 19:12
発行No. 250717A2394 端P21箱71
連絡先：高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥10,010×1/2 = ¥5,005

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	50,976 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	25,488 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター あゆみのあゆみ第46号送料

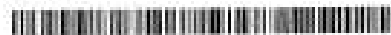
高松東郵便局
区内特別 217通

高松中央郵便局
区内特別 314通

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 22.0g
096 217通 ¥20,832
小 計 ¥20,832
郵便物引受合計通数 217通
課税計(10%) ¥20,832
(内消費税等(10%)) ¥1,893
非課税計 ¥0
△計 ¥20,832
合計 ¥21,002
お預り金額 ¥170
おつり



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 7月19日 9:43
発行No. 250719A0841 端P28箱01
連絡先: 高松東郵便局
TEL: 0570-068-509

¥20,832×1/2 = ¥10,416

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 314通
096 314通 ¥30,144
小 計 ¥30,144
郵便物引受合計通数 314通
課税計(10%) ¥30,144
(内消費税等(10%)) ¥2,740
非課税計 ¥0
△計 ¥30,144
合計 ¥30,144
お預り金額 ¥30,144



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 7月18日 12:24
発行No. 250718A0478 端N38箱70
連絡先: 高松中央郵便局
TEL: 0570-943-415

¥30,144×1/2 = ¥15,072

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	54,444 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	27,222 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター おゆみのあゆみ第47号送料

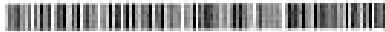
高松南郵便局
第一種定形 90通

領収書

様

[別納引受]
第一種定形 20.0g
0110 90通 ¥9,900

小 計 ¥9,900
郵便物引受合計通数 90通
課税計(10%) ¥9,900
(内消費税等(10%) ¥900)
非課税計 ¥0
△計 ¥9,900
□計
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥100



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年10月17日 19:59
発行No. 251017A3929 端P21箱71
連絡先: 高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥9,900×1/2 = ¥4,950

高松南郵便局
区内特別 464通

領収書

様

[別納引受]
区内特別基(定) 20.0g
096 464通 ¥44,544

小 計 ¥44,544
郵便物引受合計通数 464通
課税計(10%) ¥44,544
(内消費税等(10%) ¥4,049)
非課税計 ¥0
△計 ¥44,544
□計
お預り金額 ¥44,600
おつり ¥56



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年10月17日 20:00
発行No. 251017A3930 端P21箱71
連絡先: 高松南郵便局
TEL:0570-943-213

¥44,544×1/2 = ¥22,272

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	50,592 円
使途内容	議会報告ニュースレター送付	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	25,296 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター おゆみのあゆみ第47号送料

高松中央郵便局
区内特別 311通

領収書

様

「別納引受」
区内特別基 (定) 22.5g
096 311通 ¥29,856

小 計 ¥29,856
郵便物引受合計通数 311通
課税計(10%) ¥29,856
(内消費税等(10%) ¥2,714)
非課税計 ¥0
△計 ¥29,856
合計 ¥29,856
お預り金額 ¥30,056
おつり ¥200



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年10月17日 20:24
発行No. 251017A9332 端P25箱73
連絡先：高松中央郵便局
TEL:0570-943-415

¥29,856×1/2 = ¥14,928

高松東郵便局
区内特別 216通

領収書

様

「別納引受」
区内特別基 (定) 20.0g
096 216通 ¥20,736

小 計 ¥20,736
郵便物引受合計通数 216通
課税計(10%) ¥20,736
(内消費税等(10%) ¥1,885)
非課税計 ¥0
△計 ¥20,736
合計 ¥20,736
お預り金額 ¥21,000
おつり ¥264



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年10月18日 9:00
発行No. 251018A3584 端P28箱01
連絡先：高松東郵便局
TEL:0570-069-509

¥20,736×1/2 = ¥10,368

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	54,540 円
使途内容	議会報告ニュースレター送付	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	27,270 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター おゆみのおゆみ第48号送料

高松南郵便局
第一種定形 90通

高松南郵便局
区内特別 465通

領収書

様

[別納引受]
第一種定形 25.0g
ø110 90通 ¥9,900

小 計 ¥9,900
郵便物引受合計通数 90通
課税計(10%) ¥9,900
(内消費税等(10%) ¥900)
非課税計 ¥0

合計 ¥9,900
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥100



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 1月14日 11:19
発行No. 260114A8074 端P27箱01
連絡先: 高松南郵便局
TEL: 0570-943-213

$¥9,900 \times 1/2 = ¥4,950$

領収書

様

[別納引受]
区内特別基(定) 25.5g
ø96 465通 ¥44,640

小 計 ¥44,640
郵便物引受合計通数 465通
課税計(10%) ¥44,640
(内消費税等(10%) ¥4,058)
非課税計 ¥0

合計 ¥44,640
お預り金額 ¥50,100
おつり ¥5,460



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 1月14日 11:21
発行No. 260114A8075 端P27箱01
連絡先: 高松南郵便局
TEL: 0570-943-213

$¥44,640 \times 1/2 = ¥22,320$

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	3 — 2	領収書総額	50,688 円
使途内容	議会報告ニュースレター送料	按 分 率	1 / 2
		政務活動費 支 出 額	25,344 円
備 考	宛名はすべて太田安由美		

(領収書等貼付欄)

市政・議会報告ニュースレター おゆみのあゆみ第48号送料

高松中央郵便局
区内特別 312通

高松東郵便局
区内特別 216通

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 25.0g
#96 312通 ¥29,952

小 計 ¥29,952
郵便物引受合計通数 312通
課税計(10%) ¥29,952
(内消費税等(10%)) ¥2,722
非課税計 ¥0
合計 ¥29,952
お預り金額 ¥30,052
おつり ¥100



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 1月14日 13:49
発行No. 260114A1773 端N38箱71
連絡先: 高松中央郵便局
TEL: 0570-943-415

¥29,952×1/2 = ¥14,976

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 25.0g
#96 216通 ¥20,736

小 計 ¥20,736
郵便物引受合計通数 216通
課税計(10%) ¥20,736
(内消費税等(10%)) ¥1,885
非課税計 ¥0
合計 ¥20,736
お預り金額 ¥20,740
おつり ¥4



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 1月14日 12:57
発行No. 260114A7606 端N65箱33
連絡先: 高松東郵便局
TEL: 0570-068-509

¥20,736×1/2 = ¥10,368

あゆみのあゆみ

第45歩

編集・発行：太田あゆみ

〒760 0068 高松市松島町2丁目4-12

☎ 087-839-2815 (議員控室) ☎ 080-8398-4607 ✉ mm_ayumitai@outlook.jp

誰かの政治から
わたしたちの政治へ



過去最大の予算、でも市民負担増やムダ使いも

今回、賛成多数で可決した 2025 年度予算は、前年度より 125 億円増えた 1,844 億円（一般会計）で、過去最大規模になりました。「人件費や社会保障給付の増加への対応」は必要ですが、予算の中身をよく見て、本当に皆さんがより安くて安全に暮らせるための税金の使い方がなっているかチェックが必要です。

予算案や条例案は、4つの委員会に分かれて、それぞれ担当部署の審査をします。年間予算に関わることで、質問のための下準備はとても大変です。議員は市民への説明責任を果たすべきなので、ほとんど質問しない議員がいてはならないし、賛成する会派は、予算案を精査したことがわかる賛成討論をするべきです！

市民への負担増…

なのに市長・議員の給与はアップ!?

高松市は、すでに昨年4月、生涯学習センター（まなびCAN）などの利用料金を上げています。加えて、今回、コミュニティセンター、福岡会館、木太北部会館、玉藻公園などの使用料、入場料も「受益者負担」を強調して、料金引き上げの提案があり、条例改定案が賛成多数で可決されました。

これらの公共施設は、「市民福祉の増進に寄与するため」と、その設置目的が条例で定められています。使用料金が上がることで使うことをためらうようなことがあれば、「市民福祉の増進」に反することは明らかです。

一方、「あゆみのあゆみ第44歩」でお伝えした通り、3月定例会には、市長給与、議員報酬の引き上げの条例改正と増額の予算が議案として出され、特に議論もなく、引き上げ案は可決されてしまいました。

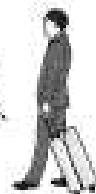
小さな規模の町村であれば、少ない議員報酬でなり手がいないということもあり、引き上げの議論もあり得ますが、高松市議会では議員 608,000 円→615,000 円と高額な月額報酬を引き上げる根拠はないと思います。さらに、これを基準に計算される期末手当も連動して増額されます。

自分の懐は温めて、市民に負担を強いる、そんな議会で良いのでしょうか。わたしは、今回の条例改正による議員報酬の引き上げ分については受け取らないこととし、期末手当も、当選時の額以上は受け取りを拒否します。

いつまで続くの、議員の海外視察☆

議員報酬の引き上げだけではなく、今年度も、億りずに議員の海外視察費 600 万円が可決されています。これまでの海外視察はわたしたち市民の暮らしにどのように良い影響を与えたのか？実感している方はほとんどいないのではないのでしょうか。

いつまでも漫然と続く、議員のご褒美旅行は市民の理解を得られるものではなく、会派視察、人間ドッグ上乗せ助成と共に反対しました。



10分1,500万円で高松市をPR?!?

観光客の誘致や知名度アップを目的とする、シティプロモーション推進費 3,538 万円。この中で特に気になるのが、大阪万博への出展のための費用と TGC（東京ガールズコレクション）への参加負担金です。

万博については、「8月2日の約1時間程度の枠の中で高松市をPRする」ためだけに 500 万円を使います。

さらにひどいのが、県立アリーナで1万円前後の入場料金を取って開催される TGC への参加負担金。地元自治体負担金は 1,500 万円と超高額ですが、これによって高松市に与えられるのは、「約10分間のステージ枠」などだけです。

これまで実施してきたシティプロモーションの効果検証もないまま、五月雨式にシティプロモーションを実施することは、公金の使い方として問題があると考え、反対しました。



下水道事業は民間に丸投げではなく 公が責任を持って運営を！

※すでに部分的に導入している浜松市は、10月から水道料金が17.9%値上がりします。

2001年の水道法改正により、水道管理に関する技術上の業務の民間委託が可能になりました。あわせて、総務省による自治体職員の定数削減方針が示されたことで、水道事業体の職員が削減され、民間委託の流れが一気に加速しました。

埼玉県八潮市の道路陥没事故は、複数の要因が重なったとはいえ、1983年に敷設された下水道管はすでに42年が経過して老朽化が進んでいたことは事実です。下水道事業に必要な人と資金は全国で不足しています。日本国憲法第25条には「国は公衆衛生の向上に努めなければならない」と定めているにも関わらず、2027年度以降、污水管の改築に関してはウォーターPPP(右に解説文)の導入が交付金の要件となっています。PPPを導入したからといって人材難が解決されるはずがありません。コスト削減ができるしていますが、それは不安定雇用や低賃金労働で人件費を削減し、儲けに変えるためです。

運営状況のチェックができなくなったり、お金が地域外に流れ出したり、大規模災害時の復旧に対応できなくなる可能性もあるウォーターPPP導入には反対です。地方から、国民の安心・安全を守るために国が責任を持って政策を進めることを求めたいです。



埼玉県八潮市の陥没事故現場
(東加八沼消防局公開)

エヘッ！ 1カ月たった3時間の利用…?!!

「こども誰でも通園制度」は、国の少子化対策の柱の一つで、これまで支援が手薄だった0～2歳児の家庭向けに、要件を問わずに保育の利用を一定時間可能とすることで、育児不安や虐待を防ぐねらいがあるとされています。

こども家庭庁は利用時間は月10時間を上限に補助をすると決めましたが、高松市は利用時間を月3時間で検討しています。

月3時間の利用では、慣らし保育の時間数にも満たず、子どもが泣いて終わりにになってしまうのではないのでしょうか？この時期の子どもたちに必要な「継続的で安定した人間関係」の確立に対する配慮がまったくありません。

特に生後6カ月～2歳という、「ヒヤリハット事業」が多い年齢の子どもを預かることで、安全性の確保にも懸念があります。保育現場の負担が増え、在園児に丁寧な保育ができなくなるケースも想定されます。一時保育との違いも明確ではなく、「保育の質が担保できない」という現場からの訴えを重く受け止めるべきと考え、条例改正には反対しました。



ウォーター PPP とは？



利用料金を徴収する公共施設について、所有権は自治体が残ったまま、運営を民間事業者に任せる方式がPPPです。

ウォーター PPP は公共と民間がパートナーシップを組み、水道関連の公共施設を管理・運用するというもので、今までより高効率かつ低コストで維持管理ができるとされています。

しかし、民間企業が利益を得るために値上げが起こったり、価格を抑える影響でサービスの質が下がったりすること、災害時の対応などが懸念されています。

四国新幹線より地域公共交通の充実を

高速鉄道調査費2,547万6千円は、香川経済同友会からの提言を受けて、四国新幹線の駅をサンポート地区周辺で設置する可能性調査などの費用です。

四国新幹線は、1973年に基本計画路線として位置づけられたものの、長期間にわたり整備は進んでいません。高松駅では、3月に腐食が原因で、重さおよそ5kgの天井の板が落下する事故が起きました。今、考えなければならないのは、四国新幹線誘致の機運を高めるのではなく、地域公共交通をどのようにして守っていくのか、住民の生活を公共がどう保障していくのかだと考えます。

高松市高等学校等入学準備金貸付条例の廃止に反対 制度2本柱で学びの保障を！

高松市では、高校等の入学準備助成金制度が始まり、入学前に申請した対象生徒ひとりあたり3万5千円が支給(返還不要)されることになりました。しかし、この助成金には中3の評定平均が3.0以上であること、世帯全員が非課税であることなどの要件があります。

これまで、高校入学準備については、国・公立学校は10万円以内、私立学校は25万円以内で貸付をおこなってきました。高校の入学には多額の費用がかかります。条例を廃止して、貸付金制度をなくすのではなく、新たな助成金制度とあわせて、学びを保障していくことが求められると考えます。



丸亀町商店街へ約4,800万円の補助金

商店街共同施設整備事業補助金1,718万8千円は、総額約1億7,000万円を丸亀町商店街に補助する4年計画の最終年度の予算です。

それに加えて、丸亀町再開発事業費3,116万9千円を、再開発推進計画を作るために補助するので、丸亀町だけで4,800万円以上の支出です。県立アリーナの開館で丸亀町商店街への人流も増加しています。公金頼りではなく、自走して商店街開発を進めていくべきで、このあまりに一極集中的な予算には反対しました。

日本では賭博は違法ですが、競馬、競輪、競艇、オートレースの4つについては「公営競技」として認められています。それぞれに法律があり、競輪は「自転車競技法」が根拠となっていて、「公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化（競輪事業特別会計から一般会計への繰出し）を図るため、自転車競走を行うことができる。」とされています。

大西市長もこれまで、「競輪事業の収益は高松市の貴重な財源になる。競輪事業は必要なもの」との答弁を繰り返しています。ところが、2021年度にチャリ・ロトと包括業務委託契約を導入して以降、見えにくかったお金の流れがますます不透明になっています。75億円超の巨額な再整備事業もチャリ・ロトを代表とする企業グループが請け負っていますが、このまま再整備を続けてもいいのか、疑問に感じています。

その上、2025年度から再整備事業が本格化するため、一般会計への繰出金をこれまでの2億円から1億円に減額しています。

↑本来、一般会計に入るはずだったお金がチャリ・ロトに回っている…？

(年度)	2021	2022	2023	2024	累計
チャリロトへの報奨金	約2.3億円	約3.5億円	約6.7億円	約5.7億円	約18.2億円
高松市一般会計繰出金	2.0億円	2.0億円	2.0億円	2.0億円	8.0億円

一般質問

学校給食のアレルギー対応 当事者に寄り添って

関係者の取り組みによって、給食のアレルギー対応が以前よりも改善されています。しかし、対応未実施の調理場は今も10箇所あります。同じ市内に住んでいても、対応が異なるのは問題です。

また、新居浜市では「アレルギーファイル」、「Aアラームアプリ」、「対応確認用ホワイトボード」を用い、二重、三重のチェックを行うことで、誤配、誤食の防止に繋げる取組を実施しています。このうちAアラームアプリは保護者や教員がアレルギーの原因となる食べ物を事前に登録しておく、提供前日に注意喚起の通知が届く仕組みで、保護者の方からもアプリの導入を望む声があります。高松市ではアレルギー除去食の誤配・誤食件数が、2023年度6件、2024度4件発生しており、ゼロにしていけることが求められます。

Q・住んでいる地域によって、給食のアレルギー除去食対応に格差があることをどう捉えているのか。
・Aアラームのような給食におけるアレルギー品目通知アプリを導入してはどうか。

A・事故防止や安全性の確保の視点を考慮し、調理場の能力に応じたアレルギー除去食を提供しているが、地域によって対応が異なることについては、課題があるものと認識している。
・「学校給食アレルギー対応委員会」において、アプリの導入も含め、保護者との確認方法を調査・研究する。

高松競輪を本市単独でおこなっていた時と異なり、現在は業務委託しているチャリ・ロトに対して、業務の契約金だけでなく、収益保証対象収支に応じた報奨金を支払ったり、高松競輪以外の競輪場の車券を発売する（場外車券発売）時の委託料などをチャリ・ロトに支払っています。その割合は契約変更が可能で、チャリ・ロトに対して有利な契約変更が見られます。

以前は折半だった報奨金は2024年度から高松市4：チャリ・ロト6に。場外車券発売委託料は、例えばグランプリ、GIなどのグレードでは、2024年度はチャリ・ロト約5,500万円、高松市約600万円です。本来であれば「民間活力を利用して競輪場の再整備をおこなう」はずが、結局は競輪事業特別会計から流れた資金で再整備をおこなうことにもなりかねず、本末転倒ではないでしょうか。

そもそも、著者に広がるなど依存問題が深刻なギャンブルで損をした人のお金で民間企業を儲けさせること自体が間違っていると思いませんか？

また、情報公開請求をしなければ得ることができない情報も多くあり、不透明に拍車をかけ、説明責任が果たされなくなっています。



ヤングケアラーの現状と課題は？

学校に通っている子どもに関しては、ヤングケアラーの存在にもっとも気づきやすく、様々な機関と連携できるのがSSW（スクールソーシャルワーカー）です。現在、高松市ではひとりのSSWが複数の学校を担当しているため、相談したいタイミングでできないこともあります。

大西市長は、「子どもの最善の利益を念頭に置き、関係機関と連携することで、子どもやその家族の状況に応じた包括的な支援に取り組みたい」と答弁しました。今後の高松市の動向に注目したいです。

- Q SSWの配置についての認識、現状と配置拡大をおこなう考えはあるか。
- A 高松市では、福祉の専門家であるSSWを18名、すべての市立中学校に配置している。2024年度からは小学校への派遣を拡大して、児童生徒やその家族の支援にあたっている。拡充を求める声も寄せられており、効果的、効率的な配置に努める。

新年度予算では、議会質問で取り上げた、インクルーシブ教育の実現のため学校施設にエレベーターを設置する予算が計上されています。また、犯罪被害者支援条例も制定されました。わたしののような会派に属していない無所属議員でも、議会で粘り強く質問を重ねることで、実現できることがあります。税金の使い道を厳しくチェックしていくと同時に、市民の皆さんの声を丁寧に伺い、今後も施策につなげられるよう、議員活動の歩みを着実に進めていきます。



みんなとあゆみのおしゃべり会

6月1日(日) 10:00～12:00 会場：太田あゆみ政策事務所



高松市議会 2025年6月定例会

6月上旬～(予定)

※傍聴時の託児サービスオンライン予約はこちら→



市民派改革ネット★第41回議会報告会

昼の部 7月6日(日) 13:30～

高松市生涯学習センターまなびCAN 視聴覚室

夜の部 7月9日(水) 18:30～

瓦町 FLAG 8階 市民活動センター会議室

お気軽に
ご参加ください！

日々の生活のこころ

「こつこつランニング！」 作・絵：太田あゆみ

朝、さあ！
景色を楽しみ
余裕が
出てきました頭をからっぽに
するためにも、
マイペースで長く
続けたいですランニングを始めて
半年が経ちました！4 1
3 2一月には
そうじゃ古備路マラソン
五千口の部を完走！えへ、まだ1km？！
もう無理、帰る！ぜん、はあ…
ぜん、はあ…最初はまったく
走れなかったけど…

■ 報酬の使途を公開します

1月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	35,820円
県市民税	48,700円
国民年金	16,920円
国民健康保険	130,100円
議員活動費	117,055円
あゆみのあゆみ印刷代	138,560円
みんなと未来へあゆみ隊へ	30,000円
太田生活費・その他活動費	90,845円

2月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	35,820円
県市民税	48,700円
国民年金	16,920円
国民健康保険	130,100円
議員活動費	32,687円
太田生活費・その他活動費	343,773円

3月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	35,820円
県市民税	48,700円
国民年金	16,920円
議員活動費	39,312円
太田生活費・その他活動費	467,248円



●費用弁償(議会出席手当、1日あたり3,000円)は2025年1月から廃止になりました。

●国民健康保険は7月～2月に納付します。

■ご意見・ご感想はこちらから→ mm_ayumitai@outlook.jp

ひとりでも多くの市民のみなさまに議会や市政の情報を届けたいために、勝手ながらポスト投函させていただいています。また、手配りで配布させていただいていますので、お手元にタイムリーにお届けできない場合があります。ご了承ください。

【1月】

1日 元日議会報告(植田まきさんと、田村神社・石満尾八幡宮、八束寺近辺) / 6日 街頭議会報告(植田まきさんと、田町) / 7日 街頭議会報告(植田まきさんと、兵庫町) / 8日 議会報告会【夜の部】 / 12日 高松市消防出初式、議会報告会【昼の部】 / 14、15日 高松市議会臨時会 / 17、22、23日「あゆみのあゆみ」配布及び街頭議会報告(瓦町、片原町、高松築港、兵庫町、田町、片原町フェリー通り) / 24日 第47回地方×国政策研究会(東京) / 25日 政治参画フォーラム(東京) / 30日 建設消防常任委員会 / 31日 浄化槽トップセミナー

【2月】

2日 LIN-Net オンライントークセミナー★ / 4日 第27回香川県市議会議長会議員研修会 / 5日 今治市議会議員選挙応援 / 6、7日 公共施設特別講座(福岡) / 11日 アレルギー教室(香川聖大) / 19日 ヤングケアラーの現状と必要な支援講座(京都) / 21日 建設消防常任委員会 / 24日 県立アリーナ開館イベント / 25日 議会広報誌検討PT

【3月】

2日 みんなとあゆみのおしゃべり会 / 3～25日 高松市議会3月定例会 / 8日 竹内麻子さん受賞記念祝賀会 / 9日 松島健康ウォーキング大会 / 10日 さよなら原発3.10 高松集会 / 18日 高松第一小学校卒業式(来賓)

※末尾に★のあるものはオンライン参加です

太田あゆみ(高松市議会議員3期目)

- 1980年 高松市生まれ・44歳
松島小学校、光洋中学校卒業
- 1999年 大手前高松高等学校卒業
- 2003年 大谷大学文学部卒業
- 2015年 高松市議会議員選挙初当選
- 2023年 高松市議会議員3期目当選
- 2024年 香川大学大学院創発科学研究科入学

2011年の東日本大震災と原発事故がきっかけで、政治や社会問題に関心を持つようになる。元ヤングケアラー、元シングルマザー当事者として、議会で積極的に発言。社会人大学院生として地方財政を学んでいる。

www.ayumirai.com/

@ayumi_step

@ota_ayumi.tkmt

www.facebook.com/ayumi.ota



あゆみのあゆみ

編集・発行：太田あゆみ

〒760 0068 高松市松島町2丁目4-12

☎ 087-639-2635 (議員控室) 📠 087-6398-4607 ✉ mm_ayumitai@outlook.jp

第46歩

誰かの政治から
わたしたちの政治へ



市民の声がなかなか議会に届かないのは、なぜ？

市民からの切実な声

6月定例会では、「議会運営委員会の構成について」という【陳情】が市民の方から出され、意見陳述もおこなわれました。

その内容は、すべての2名以下の会派と無所属議員の中から（現在は合わせて4名）、代表1名の議員を議会運営委員会に所属できるように見直しをして欲しいというものでした。

これまでも、わたしは初当選から一貫して少数会派や無所属議員であっても議会運営委員会に所属できるようにという申し入れを毎年おこなってきましたが、市民の方から陳情が出されるのは初めてのことでした。

陳情書の趣旨には、「高松市民から選挙で選ばれた市議会議員でありながら議会運営委員会の議論に参加できないのは、議員の権利において不平等であり差別だと思います」と書かれています。

不平等ではない？！

陳情について審査された議会運営委員会では、「委員外議員としての発言ができるので、不平等や差別には当たらない」との意見が出されました。

確かに、「委員外議員の発言」という制度があります。しかし、議会運営委員会を傍聴し、「委員長」と挙手→委員長から何について発言したいかを問われる→簡潔に発言の趣旨を述べる→委員に発言してよいかどうかの多数決をとる→過半数なら発言でき、過半数に届かなければ発言できない、という制度です。委員としての発言とはまったくその性質が異なります。

そして、何より、今の高松市議会の議会運営が、市民からみて「不平等だ」と感じさせるような運営になっていることそのものが問題なのではないでしょうか？この陳情には議員ひとりひとりが真摯に向き合うべきですが、議会運営委員会において、【不採択】となりました。

今後、どのように議論されるのか注目してください。

今年度の議会運営委員会のメンバー



高松市議会では、3名以上の会派でなければ、議会運営委員会に所属することができません。議会の運営はすべての議員に関わることでありますが、わたしのような無所属議員は、同じテーブルで意見を述べたり議論することができません。

発言時間の短縮や、昨年度には市民との意見交換会を実施しなかったことも、この議会運営委員会で決定されました。

会派ごとの人数と 議会運営委員会 所属委員数	2025年5月～ 定員40名、欠員2名		
	会派人数	割合	議会運営委員会 委員数
自民党清新会	18人	47.4%	5人
市民フォーラム21	7人	18.4%	2人
公明党議員会	5人	13.2%	2人
自民党議員会	4人	10.5%	1人
共産党・無所属	4人	10.5%	0人

市の行政や議会運営に関する意見や要望があるときは、どんなにでも、請願や陳情等を市議会に提出することができます。

また、高松市議会では、5分以内での意見陳述をおこなうこともできます。



賛成

太田、五条議員
共産党議員団
市民フォーラム 21

反対

自民党清新会
自民党議員会
公明党議員会

⇒反対多数で、陳情は不採択に

屋島の持つ魅力、 これでは活かせない！

屋島山上での電動モビリティ実証事業 630 万円、にぎわい創出事業（やしまーるでのイルミネーションを予定）2,500 万円、これらの事業による観光客動態調査 506 万円の合計 3,636 万円の屋島地域誘客促進事業が可決されました。

電動モビリティ実証事業は、1人乗り6台、3人乗り2台の電気自動車、屋島北嶺まで行けるようにするものです。にぎわい創出事業は、現在、屋島山上水族館が休館中であることも踏まえて、イルミネーションでパッチャ水族館を演出するという内容です。

Q これらの財源はすべて一般財源。本市財政は厳しい状況であり、より丁寧に、その用途や効果を市民に対し明らかにしなければならない。これらの事業によって、市民に対してどのような効果があるのか？

A 屋島における観光客の受入環境を向上させ、世界に誇れる観光地となることで、屋島が持つ本来の価値を市民が再認識し、本市全体の魅力向上につながる効果が期待される（市長）



一般質問

おくやみ窓口の改善を

高松市では 2019 年 12 月に「おくやみ手続窓口」が開設されました。多くの手続きがワンストップで可能になっただけでなく、他の窓口担当者にも対応してもらえるなど、辛い状況の市民に寄り添い丁寧に案内してくれています。

しかし、一方で、高松市の 1 年間の死亡者数はこの 10 年間で約 1,000 人増加しています。今年 1 月下旬には、おくやみ手続を希望しても、予約日程が申込日から 18 日後という混雑状況でした。

Q 平常時でも、せめて待ち日数は 3～4 日にすべき。おくやみ手続窓口の待ち日数を短縮するための方策は？

A 市民課窓口のスペースが限られているが、窓口業務のDX化に伴うスペース見直しに合わせたおくやみ窓口の拡充や専門人材の確保について検討する。

民間戦没者慰霊碑の今後

今年は、戦後 80 年の節目の年です。香川県関係の戦没者は、昨年 2024 年時点で 3 万 7890 名です。

今、全国各地で、戦争の犠牲者への慰霊と平和の思いを込めて各地に建立された数多くの慰霊碑が、長い年月を経て老朽化の問題に直面しています。厚生労働省が 2019 年に公表した調査では、国内に民間が建立した戦没者慰霊碑は 1 万 6235 基で、このうち、ひび割れや倒壊の危険があるなど、管理状況が「不良」「やや不良」とされた慰霊碑は合わせて 780 基。管理者が不明とされたものが約 1500 基でした。厚生労働省は、今年度も同様の調査を実施予定です。

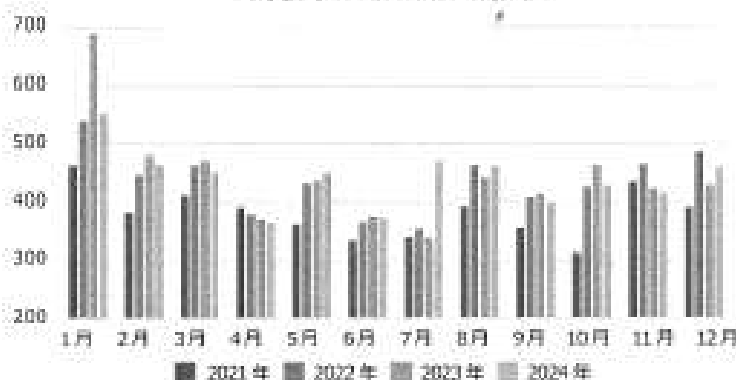
屋島には、貴重な動植物が生息し、豊かな緑が残る空間です。山麓地帯が国道と接する都市地域にありながら、自然と人々が共生する、高松市の中でも貴重な場所です。

山上からの眺望や豊かな自然のすばらしさは、これらの事業を実施しなくても市民の多くは理解しているのではないのでしょうか。

また、他の議員の質疑では、事業実施におけるハード面での安全対策対応（転落防止策の設置など）ができないことも明らかになりました。

これらのことを総合的に判断し、この事業の補正予算 3,636 万円には反対しました。

高松市の死亡者数の推移



高松市の月別死亡者数をみると、1月是他の月よりも 100～200 人ほど多く、さらに年末年始に亡くなった方の手続きが溜まるので、臨時的に窓口を増設して対応に当たる必要があるのではないのでしょうか。

Q 1月には臨時的に窓口を増やし対応にあたっては？

A 今後、手続きまでの日数を短縮できるよう、1月の臨時窓口設置について検討し、ご遺族の負担軽減につなげたい。

高松市ではこの 5 年間で 4 つの地区遺族会が解散し現在は 32 団体。高齢化などで民間慰霊碑の維持管理はますます厳しい状況になることが予測されます。

Q 今後、民間建立の慰霊碑をどのように維持管理していくのか、しっかり議論すべき時期に来ているが、高松市の見解は？

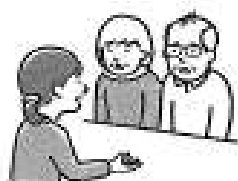
A 国の調査結果をふまえ、民間慰霊碑の適切な維持管理方法のあり方を模索する。

複雑化する消費者トラブル 住民を守る自治体窓口予算の確保継続を！

近年、消費者トラブルは複雑化・多様化しています。各自治体では消費者意識の啓発、消費者保護の充実、消費者団体の育成など、消費者の立場に立った総合的な消費者行政の推進に取り組んでいます。

高松市における消費生活相談の件数は2021年1,719件、2022年2,012件、2023年2,312件と増加傾向にあります。悪質商法やネット詐欺から住民を守る最前線は自治体窓口ですが、地方の相談窓口を支えてきた『地方消費者行政強化交付金(2008年度創設)』の活用期間が今年度末で終了します。実務を担う地方から、恒久的財源とすることを求めている必要があります。

総務常任委員会では、公明党議員会から「消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること」「国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること」を追加する修正案が提案され、全会一致で可決されました。



「いのちのとりで裁判」最高裁勝訴！ 生活保護費の引き上げを求めました

2013年に最大10%の生活保護基準の引き下げが決められ、3回に分けて実行されました。この史上最大の生活保護基準引き下げに対して、全国29都道府県、1,000名を超える原告が違憲訴訟を提起し、国・自治体を相手に裁判で闘ってきました。

そして、6月29日、最高裁は厚生労働相の減額決定を生活保護法違反と認定し、処分を取り消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。

生活保護の基準は生活保護利用者に支給される保護費の算定基準となっているだけでなく、憲法25条に基づき、国が国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の水準ラインとして、就学援助など47の低所得者支援制度の要件にも使われています。生活保護基準は社会保障の「最後のとりで」としての役割を持つことから、この裁判は「いのちのとりで裁判」と呼ばれています。

基準を2012年以前に戻すこと等を求める意見書を提出しましたが、最高裁判決が出る直前であったことから、「時期尚早」との意見が多数を占め意見書は否決になりました。最高裁判決を受けての今後の動きに注目です。

6人連続…新副市長も国交省から

6月定例会最終日には、副市長人事が議題になりました。市民から遠い存在にある副市長ポストについて、今回の選任で国土交通省からの出向者は6人目です。副市長の人選は市長専断の権限ですが、就任に当たっては議会の同意を必要としています。

市長は、2011年6月定例会において、副市長ポストを国の出向者の席として固定化していくのかという質問に対し、今後、固定化し継続していくという考えではないと答えています。しかし、14年間、変わらず国土交通省の出向者を副市長にし、まさに固定化としか言いようがありません。

公募型の副市長選びも全国で広がっており、様々な政策課題に対応できる幅広い選択肢を取り入れた人選こそが必要と考え、副市長人事には反対しました。

※副市長個人の人格等を否定するものではありません。

高松市の下水道料金引き上げへ

昨年度より議論が続いている下水道料金の値上げ案について、建設消防調査会で詳細が明らかになりました。

一般家庭使用量の目安である2カ月で40㎡使用の場合、税込み1,450円の値上げ案となります。これまで設定していなかった使用量1㎡/月未満の基本料金を徴収することも示されましたが、低所得で節水の努力をしていたり、高齢者でデイサービスを利用して、自宅では下水道を使用していない方にとっては、この基本使用料の導入は、重い負担となるのではないのでしょうか。

どのような世帯から基本料金を徴収しようとしているのか、その説明は議員に対してもありませんでした。

下水道使用料値上げに関して、7月末まで市民アンケートを実施しています。資料は専門用語が多いですが、ぜひ皆さんの声を届けてください。



お詫びと訂正

今回の副市長人事についての討論の中で、『本市では副市長にはこれまで女性が登用されたことはありません』と発言しましたが、実際は2007年から2010年まで、岡内須美子さんが副市長の職に就いておられました。

原稿の最終的なチェックの甘さが招いたことです。今後このようなことがないよう気を付けるとともに、発言については訂正し、お詫びいたします。申し訳ありませんでした。

2つの会派視察に反対は太田だけ！

公明党議員会と自民党議員会から、会派視察の議題が提出されました。以前から繰り返し述べていますが、会派視察は親睦要素を持ってしまうので、私費を原則にすべきです。また、本当に必要な視察であれば、職員が随行しなくても政務活動費でひとりで行くことが可能です。職員負担の軽減という側面からも会派視察に反対しました。共産党議員団は公明党の視察には賛成したため、両方に反対したのは太田ひとりでした。



みんなとあゆみのおしゃべり会

9月7日(日) 10:00～12:00 会場：太田あゆみ政策事務所



高松市議会 2025年9月定例会

9月上旬～(予定)

※傍聴時の託児サービスオンライン予約はこちら→



市民派改革ネット＊第42回議会報告会

昼の部 10月13日(月・祝) 13:30～

仏生山交流センター 研修室

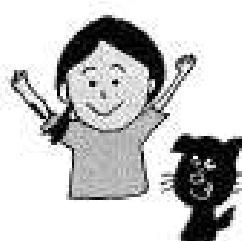
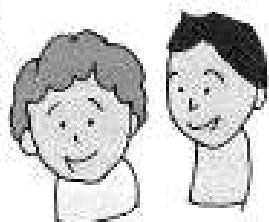
夜の部 10月15日(水) 18:30～

瓦町FLAG 8階 市民活動センター会議室

お気軽に
ご参加ください！

日々の暮らしから

「10年、これからも」 作・絵：太田あゆみ

わたしにとって
何よりの動物です。おぼくも
おうさんしやると議員在職十年の
永年勤続表彰を
辞退しました
(同期の二名が辞退)4 1
3 2応援しています。
がんばってー！
と書いてもらえることがいつも楽しみに
しています！ポスティングをしている
時に

街頭演説や

■ 報酬の使途を公開します

4月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	35,820円
県市民税	48,700円
国民年金	17,450円
議員活動費	121,524円
あゆみのあゆみ印刷代	138,560円
太田生活費・その他活動費	245,946円

5月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	35,820円
県市民税	44,300円
国民年金	17,450円
議員活動費	68,431円
太田生活費・その他活動費	477,819円

6月

議員報酬	608,000円
源泉所得税	35,820円
県市民税	44,300円
国民年金	17,450円
議員活動費	77,867円
太田生活費・その他活動費	432,563円

- 6月の期末手当は1,258,560円(うち所得税231,298円)でした。
なお、当選後の引き上げ分14,490円については受け取りを拒否しています。
- 議員報酬の増額7,000円は受け取りを拒否しています。
- 国民健康保険は7月～2月に納付します。

■ ご意見・ご感想はこちらから→ mm_ayumitai@outlook.jp

ひとりでも多くの市民のみなさまに議会や市政の情報をお届けするために、勝手ながらポスト投函させていただいています。
また、手配りで配布させていただいていますので、お手元にタイムリーにお届けできない場合があります。ご了承ください。

フェミニスト議員連盟
サマーセミナー 2025 in 香川
8月7日(木)、8日(金)

【基調講演】

『情報の海で迷わないために』
高橋純子さん(朝日新聞論説委員)

【分科会】

- ①女たちが語る阪神・淡路大震災
- ②選択的夫婦別姓と同性婚
- ③いま求められる子どもの支援

お申込みはこちらから→



活動報告 4～6月

【4月】

6日 議会報告会【昼の部】/ 9日 高松第一中学校入学式(来賓)、議会報告会【夜の部】/ 10日 高松第一小学校入学式(来賓)/ 17日 広報紙編集チームミーティング/ 26日 安田浩一さん講演会

【5月】

3日 平和憲法を生かす香川県民の会・憲法集会/ 13日 高松市議会臨時議会/ 16～18日 日本地方財政学会(札幌)/ 27日 議会改革に関する申し入れ、広報紙編集チームミーティング/ 31日 西国財政学会

【6月】

1日 みんなとあゆみのおしゃべり会/ 9～25日 高松市議会6月定例会/ 20～22日 東京都議会議員選挙応援(武蔵野市)/ 30日 アーツカウンシルに関する議会勉強会

太田あゆみ(高松市議会議員3期目)

- 1980年 高松市生まれ・44歳
松島小学校、光洋中学校卒業
1999年 大手前高松高等学校卒業
2003年 大谷大学文学部卒業
2015年 高松市議会議員選挙初当選
2023年 高松市議会議員3期目当選
2024年 香川大学大学院創発科学研究科入学

2011年の東日本大震災と原発事故がきっかけで、政治や社会問題に関心を持つようになる。元ヤングケアラー、元シングルマザー当事者として、議会で積極的に発言。社会人大学院生として地方財政を学んでいる。

www.ayumitai.com/

@ayumi_step

@ota_ayumi.tkm

www.facebook.com/ayumi.ota

あゆみのあゆみ

編集・発行：太田あゆみ

〒760-0068 高松市松島町 2 丁目 4-12

☎ 087-839-2835 (議員室)
☎ 080-6398-4607
✉ mm_ayumita@outlook.jp

第47 歩

誰かの政治から
わたしたちの政治へ



見えない負担がふえていませんか？ ～市民の立場で、使い方を問い直す



子育てを支える仕組みを 「国民負担」にすり替えないで

来年度から始まる「子ども子育て支援金」を市職員の給与から天引きするためのシステム改修費 1,885 万 9 千円が予算化されました。この天引きは市職員だけの話ではなく、子ども関連の「支援金」を政府財政から出さずに、国民全員に追加負担させようとする施策です。

具体的には、「子ども子育て支援金」のために、現役世代から後期高齢者まで、医療保険料が来年から増額されます。しかも所得が低い人ほど負担感が重い、逆進的な仕組みです。

子育て支援は、政府の責任で実施すべき重要な施策です。それを「社会全体で負担」と言う耳ざわりの良い言葉で、保険料増額という形で市民に転嫁するのは筋が通らないと考えます。立憲民主党も 3 月、「子ども・子育て支援金」を廃止すべきと代替法案を提出していますが、市議会での反対は太田と共産党議員団だけでした。



都会の人頼みでいいの？

国の「地域活性化起業人制度」を使って、三大都市圏の企業から人材を受け入れ、シティプロモーションを進めるための予算が提案されました。

この制度は、三大都市圏の民間企業に勤める人を一時的に地方に派遣し、地域の課題解決や活性化に取り組むものですが、結果的に「地元の人材育成」や「地域の自主的な取り組み」が後回しになりがちです。

高松市では、若手職員が主体となって【シティプロミートイング】を実施しています。市の魅力を発信する仕事こそ、地元の人が地元の視点で取り組むべきです。

さらに、高松市は右の表にあるようにこれまで多額のお金をシティプロモーションに使っていますが（この他にも観光交流課等にも関連予算あり）、はっきりとした効果や成果がわからないことも大きな問題ではないでしょうか。



トイレを「5,000 万円で買い取り」？

中央公園の再整備が本格化しています。この再整備には、「Park-PF1 制度」という手法が使われています。

本来この制度は、民間の投資で公園の魅力を高めるという仕組みです。カフェや売店の収益で、トイレやベンチなどを整備する — つまり、「市の負担を減らしつつ公園を良くする」ことが目的です。

ところが今回の議案では、民間が建てたトイレを市が 5,000 万円で買い取る内容になっていました。これでは、実質的に市が費用を負担するのと同じではないでしょうか？市が買い取るなら、最初から市が設計・施工すればもっと安く、使いやすいトイレを作れたかもしれません。

市民の大切な税金を使う以上、「民間任せに見えて実は市の負担が大きい」仕組みにはしっかり歯止めをかける必要があると考えます。



高松市の 2023 年度以降のシティプロモーション関係予算

年度	内容	金額 (円)
2023	シティプロモーションプロデューサー報酬費	480,000
	大都市圏での営業活動・情報収集活動	880,000
	新宿アルタビジョンの活用	495,000
	人的ネットワークづくりとワークショップの実施	2,970,000
2024	シティプロモーションプロデューサー報酬費	720,000
	大都市圏での営業活動・情報収集活動	1,216,080
	映像コンテンツ制作	20,000,000
	会場施設をPRするイベントの企画・実施	180,600
	シティプロモーション推進ビジョンの策定	968,000
	人的ネットワーク運営委託料	3,000,000
	照明演出によるシティプロモーション委託料	3,980,000
	ロゴマーク周知業務委託	4,994,000
2025	シティプロモーションプロデューサー報酬費	1,980,000
	大都市圏での営業活動・情報収集活動	1,854,000
	シティプロモーション動画等の制作	880,000
	推進ビジョンアドバイザー業務	2,376,000
	ロゴマーク・キャラクターのPR	2,541,000
	万博神戸市連携推進	5,000,000
	TGCF ース製作等	1,000,000
	人的ネットワーク運営委託料	3,000,000
	ロゴマークの高標登録事務	1,556,000
	万博香川県推進事業	193,000
	東京ガールズコレクションへの参加	15,000,000

(注) 広聴広報・シティプロモーション課関係のみ。予算ベースであり、決算額とは異なります。

2013年から始まった生活保護基準引き下げに対する違憲・違法訴訟「いのちのとりで裁判」では国の生活保護利用者が原告となり、国を相手に裁判を起こしました。6月、最高裁は、生活保護費の減額について「大臣に任されている判断を、やりすぎたり、勝手に使ったりした」と認定。政府の社会保障政策に対する司法の厳しいチェックを示す歴史的な判断です。（＝厚労大臣の裁量権の逸脱または濫用）

しかし、前回の「あゆみのあゆみ」で生活保護を取り上げると、主に「不正受給」を根拠として、批判的な電話やメールが届きました。

不正受給額が生活保護費総額に占める割合は、近年0.3～0.4%台で推移しており、大きな変動はありません。これは、不正受給問題が制度の根幹を揺るがすほどの規模ではないことの表れです。しかもその多くは、働いて得た収入の申告漏れや手続きの誤りによるものです。本来制度を利用できるはずの人がバッシングを恐れて利用できない現実もあります。

安心して子どもを預けられる保育をめざして

高松市内の保育所で働く保育士さん等から寄せられた声を受け、現場の改善を求めました。

■ 指定避難所までの距離

保育施設から指定避難所まで1km以上離れているのは福岡保育所、田村保育所、はらこども園の3施設。0歳児の配置基準は3人の子どもに対して保育士1人で、長距離の避難は困難です。引き続き、国に対して配置基準の見直しを要望することを求めました。



■ 蛇口の切り替え

公立保育所では、ハンドル式（ひねるタイプ）の蛇口が多く、子どもが閉められず水が出っぱなしになる現状があります。レバー式・センサー式への切り替えを要望しました。今後、各保育所の利用状況を確認しながら、必要に応じて切り替えていくこととなりました。

放射能汚染土の再利用に懸念

2011年の福島第一原発事故により発生した放射能汚染土について、環境省は「除染」をし、それによって生じた放射能汚染土を『除去土壌』と呼んでいます。福島県内の放射能汚染土は『中間貯蔵施設』（大熊町・双葉町）に集められています。その量は、東京ドーム11杯分、10+トラック206万台分と言われています。この放射能汚染土の再利用について、国は公共事業での活用を推進する方針を示していますが、放射性物質を含む土壌を日常生活の場に持ち込むことに対して、住民の強い不安と懸念があることは言うまでもありません。

香川県の監査資料では、高松市の生活保護相談に対する申請率は61.3%と県内でも低水準。さらに、国は条件つきで自動車の使用を認めています。高松市では昨年度61件が否認されています。買い物や通院に車が欠かせない世帯も多く、機械的な対応ではなく、生活実態に寄り添った判断を求めました。

Q 生活保護は誰もが安心して申請できる住民の権利だと考えるが、市長の考えは？

A 生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、住民の最低限度の生活を保障するもので、誰もが必要などに安心して利用できる最後のセーフティネット。生活保護の申請は、「住民の権利」であるという、しっかりとした認識の下、生活保護の必要な方が、今後ためらうことなく相談できる環境を整備したい（市長）

■ 保育教育士採用の遅れ

倉敷市では、第一次試験が6月29日に実施され、8月3日に二次試験、最終合格発表は8月上旬～中旬です。しかし、高松市では第一次試験が9月28日、第二次試験が10月下旬、最終合格発表はまだその先です。このスケジュールでは、大学生や専門学生は早く合格発表が出る自治体に流れていくのではないのでしょうか。採用試験の前倒しを提案し、「必要に応じて試験制度の見直しをおこなう」との答弁を引き出しました！

■ 休憩時間の確保

長時間働く保育士さんが、十分な休憩を取れていない実態があります。労働基準法に基づき、休憩時間の保障と労働環境の改善を求めました。

市長も「法令違反となるおそれがある」との見解で、適切な休憩時間を取れるようにしていくとのことでした。



Q 仮に国から本市に再利用の打診があった場合、議会や住民に即時に報告し、十分な説明を行うのか？

A 「調査・計画」の段階で、仮に国から公式な打診があった場合は、議会や住民に速やかに情報提供し、十分に説明する。

Q 汚染土の再利用は認めないという明確な姿勢を表明すべきと考えるが、市長の見解は？

A 復興再生利用に向けた動きは本格化に至る途上の段階であり、除去土壌の利用の判断をする段階にない

市民に開かれた議会を!!

「議会運営委員会の議事録をインターネットで公開してほしい」という市民からの陳情が提出されました。

現在、高松市議会では本会議や常任委員会の議事録は公開されていますが、議会運営委員会の議事録はインターネットで見ることができないため、市民にとって議会の透明性を高める大切な提案だったと思います。

しかし、議会運営委員会では、陳情文中にあった「非公開」という言葉を問題視し、「情報公開請求をすれば閲覧できるため、『非公開』は誤り」として、不採択となりました。

しかし、陳情のポイントである「アクセスできない＝実質的に見られない」という現状への疑問や、陳情者のより開かれた議会を求める思いは受け入れられ、今後、議会運営委員会でインターネット公開に向けた議論が始まることになり、一歩前進です。

まだまだある改善点!



陳情は、議会が住民からの意見や要望を受けるための制度で、誰でも提出することができます。

しかし、高松市議会では提出者の住所・氏名は一般に公開されます。マンションの部屋番号までもが公開されるのです。

市川市（千葉県）では、請願・陳情提出者の氏名・住所を削除した文書表をウェブ掲載しています。立川市（東京都）では、「氏名・住所の表記を希望しない場合」は、インターネットや資料で氏名・住所を表記しない方式を提出者が選択できるようになっています。

住所・氏名が公開されるため、陳情提出をためらうという方もおられ、住民の個人情報保護の観点からも、高松市議会でも見直しが必要と考えます。

議員だけ別枠? 市民親善訪問と重なる海外視察

■ 議員4名が中国を視察予定

11月18日から23日にかけて、4名の市議会議員が中国の南昌市および上海市を訪問する計画が進められています。今回の日程には、市民親善訪問団と同じ行程が一部含まれています。市民親善訪問団は同じ5泊6日で実施され、参加費は税込み21万6,800円。一方、議員視察の旅費はひとりあたり約33万8,000円と見積もられており（9月時点）、その差は約12万円。市民親善訪問団は全額自己負担ですが、議員はもちろん公費です。

■ 公式訪問団と重複する内容

今年度の当初予算には、南昌市で開かれる記念式典に参加する公式訪問団の経費がすでに計上されています。公式訪問団には議長も含まれており、市民親善訪問団約30名とともに式典に出席する予定です。

そのため、追加で議員派遣を行う必要はありません。

■ 「調査目的」とされる内容は不明確

議会運営委員会に提出された計画書では、上海市では「地域経済活性化に資する調査」、南昌市では「カーボンニュートラル推進の現況調査」をおこなうとしています。

しかし、これまでの海外視察と同様、視察内容がどのように市の施策に活かされるのか、また住民福祉の向上にどうつながるのかについては、説明が十分とは言えません。



➡ 海外視察に反対したのは、太田、岡田議員、藤沢議員の3名のみでした。

説明と違う! 「夜の水族館」どこへ?

6月定例会で、「新屋島水族館休館中の賑わいづくり」として、屋島山上観光協会が企画する「夜の水族館～海の回廊～」等への補助金3,636万円が可決されました。

説明では「やしまーる館内を魚が泳いでいるようにライトアップするなど、夜型観光コンテンツをつくる」とされ、夏休み期間（8月～12月）の実施予定とされていました。しかし実際には、やしまーる3周年記念として「青のライトアップ」はおこなわれたものの、魚の演出はどこにも見当たらず、夏休みや瀬戸内国際芸術祭の夏会期にも実施されていないことが明らかになりました。

これは、国の補助金の交付決定が遅れたためとしていますが、議決直後に事業内容が変更するのは、議会軽視にもつながるのではないのでしょうか。また、予算議案を可決した議会の責任も問われると考えます。

議員旅費改正に市民目線で疑問

9月定例会で、「高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」が可決されました。宿泊費を上限付きの実費支給とするなど、社会情勢に合わせた合理的な見直しに見えますが、日当（3,000円/日）を廃止する一方で、新たに宿泊手当（2,400円/泊）を設けた点には疑問が残ります。

職員の出張は上司の命令による公務ですが、議員の視察は多くが自らの申し出による任意の活動です。それにもかかわらず、宿泊ごとに一律の手当を支給する必要があるのでしょうか…。旅費法改正に合わせた形とはいえ、実質的には「手当の看板を掛け替えただけ」では? 市民が納得できる制度とするために、議員自らが公費の使い方を見直すことが求められます。

あゆみのあゆみ

編集・発行：太田あゆみ

〒760-0068 高松市松島町2丁目4-12



087-839-2835

(議員控室)



080-6398-4607



mm_ayumitai@outlook.jp

第48歩

誰かの政治から
わたしたちの政治へ



値上げや議員のボーナス増、いま必要??



明かりを灯す前に 考えるべきことがある

ナイトタイムエコノミー（夜間の経済活動）を推進するために、6,091万3千円の予算が可決されました。普段は人通りが少ない高松駅北側市道の約100mの街路樹を日没から日の出までライトアップするものです。

高松市を含む一般的な地方都市では、21時を過ぎれば、ほとんどの店舗は閉店します。高松中央商店街も例外ではなく、22時にもなると閑散としています。騒音、ゴミ問題、酔った客によるトラブル等にはどのように対応するのでしょうか。



下水道使用料、値上げへ 市民への配慮は十分か？

市は、毎年約2億円を一般会計から補填していることや、2027年度に約7億円の資金不足が見込まれることを理由に、12月定例会で条例を改定し、2026年6月から下水道使用料を値上げすることになりました。しかし、本当に最大限の収入確保が行われているのかは疑問です。例えば、市は再生水を1㎡150円で64施設に供給していますが、今回の値上げ議論では、再生水の料金や活用の見直しについて全く触れられませんでした。

また、生活困窮世帯への減免措置は設けないとしています。下水道普及率が低い（64.5%）ことを理由に公平性を強調していますが、普及率が66.5%である千葉県市原市では、生活保護世帯への減免措置が実施されています。他自治体の工夫を十分に調査したとは言えません。

さらに、空き家や長期間使用していない住宅でも、基本使用料（税込み月額990円）が新たに徴収されます。年に数回しか使用しない住宅の把握方法や、遠方に住む所有者への周知方法は不透明です。物価高で市民生活が厳しさを増す中、段階的な値上げも行わず、市民への配慮が欠けていると考え、条例改正には反対しました。

深夜帯まで開店を迫られる飲食店の人手不足の深刻化、深夜の交通・インフラ整備の負担、エネルギー消費の増大など、多くの課題に対する対応策は一切明らかにされていません。

また、昨年末にサンポート地区で開催された、県の事業であるクリスマスマーケットは多くの人でにぎわいましたが、一方で、毎年開催されてきた丸亀町のクリスマスマーケットは例年に比べて人出が少ない状況でした。県の事業でも市の事業でも、どこかにしわ寄せがいくようなことを多額の税金をかけて実施することはいかかなものではないでしょうか。目の前の「にぎわい」だけを見るのではなく、推進することによる弊害にもしっかり向き合うべきと考えます。

「民間企業の若手を！」

→ 結果は応募ゼロ

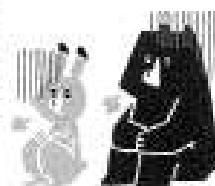


前回の「あゆみのあゆみ第47歩」でお知らせした、三大都市圏の民間企業に勤める人を一時的に地方に派遣し、地域の課題解決や活性化に取り組む『地域活性化起業人制度』。

民間企業の人材を雇用し、シティプロモーションを進めるために9月定例会で2025年度分375万円、2026年度分900万円を可決しました（太田は予算に反対）。

11月から本格運用を開始した総務省の『地域活性化起業人マッチングプラットフォーム』に高松市も登録し、民間企業人材を募集しましたが、結果は応募ゼロ。そもそも、民間企業も若手人材が不足しており、地方自治体に派遣する余裕がないとのこと。それでも、高松市は再度条件などを変えて募集を継続するそうです。

民間企業にこだわるよりも、高松市のことを熟知した若い市職員の育成にこそ力を入れるべきではないでしょうか…。今後の動向にもしっかり注目し、皆さんにお知らせしていきます。





高松市でも、外国人住民が増えており、2024年には67カ国6,926人となりました。学校や地域、医療・福祉など、あらゆる場面で多言語対応や文化的配慮が求められています。

しかし現状では、日本語教育の体制不足、学校現場での支援人材の不足、ごみ出しの生活ルールなど行政情報が十分に届かないといった課題が残されています。日本語教育は、学習や就労、地域参加の基盤ですが、自治体ごとの格差が大きいのが実情です。

また、外国人住民が地域防災や自治会活動に参加しにくいことや、住宅確保の難しさも指摘されています。

Q 外国人住民の増加を踏まえた多文化共生施策の現状と課題について、どのように認識しているのか？

A 文化や価値観の多様性を尊重し、多文化共生社会を推進している。新たな取り組みとして、各課の外国人住民に向けた情報等を、今年度中にHPで一元的に閲覧できるようにする。（市長）

外国人住民を「支援される側」としてだけでなく、地域の一員として共にまちをつくる視点が、今まさに問われています。

Q 学校現場における多言語支援・母語支援の課題は？

A 現在、17名の日本語指導者で約90名の児童生徒の指導にあたっている。母語も多様化しているため、児童生徒の母語に合わせた指導者の確保に努める（現在12か国語の児童生徒）。



Q 外国人住民の防災訓練等への参加促進について、どのように取り組むのか？

A 香川県国際交流協会等と、外国人住民の防災訓練への参加を呼びかける効果的な周知方法について協議するなかで、高松市として対応可能な取組みを検討する。

「身寄りなし」は他人事ではない

身寄りがなく、頼れる家族がいない高齢者や障害者が、医療や介護、住まい、葬送などで困難に直面する「身寄りなし問題」が全国的に増えています。高松市でも、今後さらに深刻化することが予想されます。

現場では、入院や手術の同意が得られない、退院調整が進まない、住居契約ができないなど、支援者が制度の隙間を埋める“見えない負担”を強いられています。最終的に行政が対応せざるを得ないケースも増えています。

新潟県魚沼市では、医療・介護・福祉が共通のルールで対応できるガイドラインを整備し、現場の混乱を減らしています。

高松市でも、部署を超えた連携と明確な指針をすることで、「誰が、何を、どこまで担うのか」を整理する仕組みづくりが必要です。

Q 過去3年間の高松市における引き取り手のないご遺体を火葬した件数は？

A 2022年167件、2023年172件、2024年213件で年々増加している。

Q 地域の事情に合わせたガイドラインを策定し、現場が迷わない仕組みづくりを進めるべきではないか？

A 身寄りのない高齢者が増加する一方で、ケアマネジャーなど支援に関わる人材不足が懸念される。高松市としてガイドラインを策定し、身寄りのない高齢者が安心して暮らせる環境づくりに努めたい。

精神障害者の家族支援

一 家族の限界が、支援の限界にならないために
精神疾患のある方を支える家族は、長期にわたる見守りや生活支援の中で、心身の不調や経済的負担、社会的孤立を抱えがちです。調査では、家族の約8割が睡眠不足などの不調を感じていると報告されています。

家族が限界を迎えれば、本人の生活も不安定になり、支援が途切れる恐れがあります。8050問題に象徴されるように、家庭が地域から孤立するケースも深刻です。

家族会やピアサポートは大切な存在・取り組みですが、担い手の高齢化や参加者の少なさが課題となっています。また、家族の声や実態が十分に政策に反映されているとは言えません。

精神障害者本人だけでなく、支える家族の不調に寄り添い、支援を広げていくことは人権の問題です。教育現場での理解促進も含め、社会全体で支える姿勢が求められます。

8050問題とは、50代の子どもの長期引きこもり状態にあり、80代の親が高齢となって支える状況を指す社会問題

Q 高松市では家族会や相談支援事業所に寄せられる声をどのように把握し、政策形成につなげているのか。精神障害者を支える家族の実態調査をおこなう考えはあるか？

A 精神障害者を支える家族の実態調査は、精神障害者とその家族の現状やニーズをより詳細に把握でき、課題の検証に活用できる。2027年度から計画がスタートする次期障害者プランの見直しに合わせた実態調査の実施を検討する。





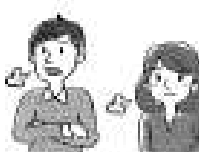
高松市議会議員のボーナス

4年間で34万7,520円もお手盛りアップ



12月定例会では今年も市長や議員など特別職の期末手当（ボーナス）引き上げの条例改正が可決されました。そもそも、市長や議員は、選挙で選ばれるという行政一般職とは明らかな違いがあります。それにも関わらず、期末手当の引き上げや役職加算は行政一般職と同様に人事院勧告に準拠するというのはあまりに都合がよすぎます。

物価高騰の影響で、5千円の支給を心待ちにする市民が多くいるなか、自分たちのボーナス引き上げを自分たちが可決するという構図にも大きな問題があります。



太田は、当選したときの額が市民の皆さんとのお約束の額であると考え、任期中の引き上げには賛同できず反対しました。また、増額分は受け取らず、任期後に選挙区外の団体に寄付をする予定です。

高松市議会議員ボーナス（予算書ベース）

2023年度 60万8千円 × 役職手当1.2 × 3.3月
年額240万7680円

2024年度 60万8千円 × 役職手当1.2 × 3.4月
年額248万640円

2025年度 61万5千円 × 役職手当1.2 × 3.45月
年額254万6,100円

2026年度 61万5千円 × 役職手当1.28 × 3.5月
年額275万5,200円

意見書

非核三原則の堅持を！

非核三原則とは、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という、日本の基本的な考え方です。1967年に国会で示され、その後も繰り返し確認されてきた、日本の“国の約束”です。

現在、国が安全保障に関する方針を見直す動きの中で、非核三原則を見直す可能性があるのではないかという懸念が出ています。政府からは「まだ明言できない」との答弁もあり、不安が広がっています。

非核三原則が見直されれば、

- ・日本に核兵器が持ち込まれる可能性
- ・日本が核戦争の拠点になる危険性が高まります。

被爆地である広島・長崎の知事や市長からも、「三原則は絶対に守るべきだ」という強い声が上がっています。また、高松市は「非核平和都市宣言」をおこなっている自治体です。唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器を認める方向に進むことは、これまでの平和への努力を否定することになります。

非核三原則は一内閣の判断で変えるべきものではなく、今後も必ず守るよう、国に強く求める内容です。

陳情

結婚後も、自分の姓を選べる社会へ

「国民が求めているのは選択的夫婦別姓制度ではない」「世論調査のほとんどすべてで、国民の多数は選択的夫婦別姓制度に反対している」という、事実と異なる内容で、旧姓の通称使用の法制化を速やかに実現するために国に対して意見書を提出して欲しいという陳情が提出されました。

太田は、当事者の立場から、反対討論をおこないました。現在公の場で使用している「太田」は旧姓です。国保資格確認証には戸籍名の後にかっこ括弧で「太田」と記載されています。それを見るたびに、自分が自分ではないような気持ちになります。

再エネをごみ問題にしないために

太陽光パネルは全国で急速に普及し、現在では300万件以上が設置されています。しかし、パネルの寿命は20～30年。今後、2030年代後半から使用済みパネルが一気に増え、2040年代には年間50万tの廃棄量が出ると予測されています。

今年度、太陽光パネルを作ったメーカーなどが、廃棄やリサイクルの責任を負う制度化が検討されていました。しかし、政府の判断により、リサイクルの義務化は見送られ、いまだに明確なルールがありません。

すでに各地で、使われなくなったパネルの放置や、不法投棄が問題になっています。

パネルには有害物質が含まれる場合もあり、放置されれば環境や私たちの生活圏への悪影響が心配されます。また、リサイクルよりも安い「埋め立て処分」が選ばれやすく、最終処分場の不足も深刻化しかねません。

気候変動対策として再生可能エネルギーは欠かせませんが、「使った後の責任」があいまいなままでは、再エネへの不信感を広げてしまうことになります。だからこそ、導入から廃棄までを見通したルールづくりが必要です。

非核三原則・太陽光パネル意見書賛否

賛成：太田、共産党、市民フォーラム21、公明党
反対：自民党清新会、自民党議員会、五条議員

通称使用というのはあくまで便宜上の扱いであり、戸籍上の氏名を完全に代替できません。厳格な本人確認が必要な金融契約、不動産登記、国家資格の登録等では、依然として戸籍名が必須となる場合が多いのが現実です。

高松市議会は2021年「選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書」を国に提出したという経緯もあります。選択肢のある社会を作ることこそ、政治の果たす役割です。陳情は、自民党2会派と五条議員の賛成で「趣旨採択」（陳情の内容には賛同するものの「採択」はしない）になり、国へ意見書は提出していません。※太田は「反対」

議会のこと、普段の生活のことなど。
なんでも気軽に話せる会です。



みんなとあゆみのおしゃべり会

2月22日(日) 10:00~12:00 会場：太田あゆみ政策事務所



高松市議会 2026年3月定例会

3月上旬~(予定)

※傍聴時の託児サービスオンライン予約はこちら→



市議会議員・太田あゆみ&県議会議員・穂田まきの

第44回 議会報告会



昼の部 4月5日(日) 13:30~

仏生山交流センター 2階 研修室



夜の部 4月8日(水) 18:30~

瓦町 FLAG8 階 市民活動センター 会議室



日々の風景をこよ

「いよいよ社会人」 作・絵：太田あゆみ

出演料取るわよ
社会の一員として
頑張れ！はばたけ！

これから
ママにさせてお



3 2

4 1



初登場のとき
まだ小学生だった娘は

四コマ漫画で娘の
成長を楽しみに
してくれている方も。

娘さんもう
大学生だったかな？



街宣をしても



なんとこの春から
社会人になります！

【10月】

13日 議会報告会(昼の部) / 15日 決算審査総務分科会(政策局、総務局、公平委員会事務局)、議会報告会(夜の部) / 20日 香川大学生と高松市議会議員との意見交換会 / 24日 決算審査総務分科会(市民局、選挙管理委員会事務局、市議会事務局) / 25、26日 第82回日本財政学会(京都) / 27日 高松第一高等学校生徒と高松市議会議員による意見交換会 / 28日 決算審査総務分科会(財政局、出納室、監査委員会事務局)、広報紙検討チームミーティング / 31~11月2日 全国公的扶助研究会新潟大会

【11月】

3日 片原町東部商店街元氣フェスティバル / 4日 あゆみのあゆみ第47歩配布、街頭議会報告(兵庫町、田町) / 5日 あゆみのあゆみ街頭議会報告(片原町フェリー通り) / 7日 文理大学創立30周年記念式典 / 23日 高松市男女共同参画市民フェスティバル日本 BPW 香川クラブ「議員はどんな活動をしているの？」パネリスト登壇 / 25日 決算審査特別委員会(全体会) / 26日 院内集会「唐外主義に NO! 誰かが人間として尊重されべきではなく共に生きる社会を」★、「娘の真実」上映会 / 28日 広報紙検討チームミーティング / 30日 みんなとあゆみのおしゃべり会

【12月】

2日 高松市立福岡保育所生活発表会リハーサル見学 / 5~23日 高松市議会 12月定例会 / 20日 四国地方財政学会(報告発表)

末尾に★のあるものはオンラインで参加しました



太田あゆみ(高松市議会議員3期目)

1980年 高松市生まれ・45歳
松島小学校、光洋中学校卒業
1999年 大手前高松高等学校卒業
2003年 大谷大学文学部卒業
2015年 高松市議会議員選挙初当選
2023年 高松市議会議員3期目当選
2024年 香川大学大学院創発科学研究科入学

2011年の東日本大震災と原発事故がきっかけで、政治や社会問題に関心を持つようになる。元ヤングケアラー、元シングルマザー当事者として、議会で積極的に発言。社会人大学院生として地方財政を学んでいる。

www.ayumirai.com/

@ayumi_step

@ota_ayumi.tkmt

www.facebook.com/ayumi.ota



■ 報酬の使途を公開します

10月	11月	12月
議員報酬 608,000円	議員報酬 608,000円	議員報酬 608,000円
源泉所得税 35,820円	源泉所得税 35,820円	源泉所得税 35,820円
県市民税 43,800円	県市民税 43,800円	県市民税 43,800円
国民年金 17,450円	国民年金 17,450円	国民年金 17,450円
国民健康保険 131,400円	国民健康保険 131,400円	国民健康保険 131,400円
議員活動費 45,422円	議員活動費 79,107円	議員活動費 34,481円
あゆみのあゆみ印刷代 138,560円	太田生活費・その他活動費 300,423円	太田生活費・その他活動費 345,049円
太田生活費・その他活動費 195,548円		

- 議員報酬の増額7,000円は受け取りを拒否しています。
- 国民健康保険は7月~2月に納付します。
- 12月期の期末手当は1,149,120円でした(うち源泉所得税211,185円。当選後の増額は受け取りを拒否しています。)

■ ご意見・ご感想はこちらから→ mm_ayumitai@outlook.jp

ひとりでも多くの市民のみなさまに議会や市政の情報をお届けするために、勝手ながらポスト投函させていただいています。また、手配りで配布させていただいていますので、お手元にタイムリーにお届けできない場合があります。ご了承ください。



政務活動費領収書等添付用紙			
使途項目	8 — 2	領収書総額	1,800 円
使途内容	7/27 分科会資料代	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	1,800 円
備 考			

領 収 書

太田 安由美 様

2025年7月27日

¥1800—

但し『水道の民営化・広域化を考える【第3版】』代として
上記正に領収いたしました。

内訳 税抜金額 1636 円 消費税額等 (10%) 164 円

株式会社自治体研究社

連絡先：〒162-8512 東京都新宿区矢野町123 電話 03-8236-0941
登録番号 T8-0111-0100-9038

分科会

政務活動費領収書等添付用紙			
使途項目	8 — 2	領収書総額	1,600 円
使途内容	11/2 分科会商料代	按 分 率	-
		政務活動費 支 出 額	1,600 円
備 考	「Q&A 精神に困難を抱える人への生活保護実践（上）」現地割引適用		

領 収 証

太田安由美 様 2025年 1/月 2 日

★¥ 1,600

但 書 等

上記正に領収いたしました

内 訳

税別	金額(税込・税込)
%	消費税額等
税別	金額(税込・税込)
%	消費税額等

株式会社 明石 書店

〒101-0021 東京都千代田区 2-10-10 1F

TEL 03-5818-1171 FAX 03-5818-1121

登録番号:T2010001033273